

第百六十九回国会
衆議院
財務金融委員會
會議録
第五号

平成二十年二月二十二日(金曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 原田 義昭君

理事 大野 功統君

理事 後藤田正純君

理事 野田 聖子君

理事 松野 頼久君

理事 石原 宏高君

理事 越智 隆雄君

理事 近藤 基彦君

理事 鈴木 馨祐君

理事 谷本 龍哉君

理事 土井 真樹君

理事 萩山 教嚴君

理事 原田 憲治君

理事 松本 洋平君

理事 盛山 正仁君

理事 山本 有二君

理事 小沢 鋭仁君

理事 北神 圭朗君

理事 下条 みつ君

理事 平岡 秀夫君

理事 大口 善徳君

理事 野呂田芳成君

財務大臣

内閣府副大臣

財務副大臣

国土交通副大臣

財務大臣政務官

会計検査院事務総局第三局長

真島 審一君

額賀福志郎君

渡辺 喜美君

山本 明彦君

森山 裕君

平井たけや君

宮下 一郎君

青木 一郎君

西川 正郎君

政府参考人
(内閣府内閣審議官)

政府参考人
(内閣府大臣官房審議官)

政府参考人
(内閣府大臣官房審議官)

政府参考人
(内閣府政策統括官)

政府参考人
(警察庁刑事局組織犯罪対策部長)

政府参考人
(総務省大臣官房審議官)

政府参考人
(総務省大臣官房審議官)

政府参考人
(総務省大臣官房審議官)

政府参考人
(総務省大臣官房審議官)

政府参考人
(総務省大臣官房審議官)

政府参考人
(総務省大臣官房審議官)

政府参考人
(総務省大臣官房審議官)

政府参考人
(総務省大臣官房審議官)

政府参考人
(総務省大臣官房審議官)

政府参考人
(総務省大臣官房審議官)

政府参考人
(総務省大臣官房審議官)

政府参考人
(総務省大臣官房審議官)

政府参考人
(総務省大臣官房審議官)

政府参考人
(総務省大臣官房審議官)

政府参考人
(総務省大臣官房審議官)

政府参考人
(総務省大臣官房審議官)

政府参考人
(総務省大臣官房審議官)

政府参考人
(総務省大臣官房審議官)

政府参考人
(総務省大臣官房審議官)

政府参考人
(総務省大臣官房審議官)

政府参考人
(総務省大臣官房審議官)

政府参考人
(総務省大臣官房審議官)

政府参考人
(総務省大臣官房審議官)

政府参考人
(総務省大臣官房審議官)

政府参考人
(総務省大臣官房審議官)

政府参考人
(総務省大臣官房審議官)

政府参考人
(総務省大臣官房審議官)

政府参考人
(総務省大臣官房審議官)

政府参考人
(総務省大臣官房審議官)

政府参考人
(総務省大臣官房審議官)

政府参考人
(総務省大臣官房審議官)

政府参考人
(総務省大臣官房審議官)

政府参考人
(総務省大臣官房審議官)

政府参考人
(総務省大臣官房審議官)

政府参考人
(総務省大臣官房審議官)

参考人
(日本銀行総裁)

財務金融委員会専門員

委員の異動

二月二十二日

越智 隆雄君

谷本 龍哉君

小沢 鋭仁君

近藤 基彦君

安井潤一郎君

近藤 基彦君

北神 圭朗君

補欠選任

谷本 龍哉君

越智 隆雄君

小沢 鋭仁君

近藤 基彦君

安井潤一郎君

北神 圭朗君

補欠選任

谷本 龍哉君

越智 隆雄君

小沢 鋭仁君

近藤 基彦君

安井潤一郎君

北神 圭朗君

補欠選任

谷本 龍哉君

越智 隆雄君

小沢 鋭仁君

近藤 基彦君

安井潤一郎君

北神 圭朗君

補欠選任

谷本 龍哉君

越智 隆雄君

小沢 鋭仁君

近藤 基彦君

安井潤一郎君

北神 圭朗君

補欠選任

君、大臣官房審議官梅溪健児君、政策統括官齋藤潤君、警察庁刑事局長米田壯君、総務省大臣官房審議官須江雅彦君、大臣官房審議官高橋正樹君、財務省大臣官房総括審議官鈴木正規君、主計局次長香川俊介君、主計局次長木下康司君、主計局次長加藤治彦君、理財局長勝榮二朗君、国際局長玉木林太郎君、厚生労働省政策統括官薄井康紀君、中小企業庁事業環境部長高原一郎君、経営支援部長長尾尚人君、国土交通省大臣官房総括審議官大森雅夫君、道路局次長原田保夫君、防衛省防衛参事官小川秀樹君の出席を求め、説明を聴取したものと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○原田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

引き続き、お諮りいたします。

両案審査のため、本日、会計検査院事務総局第三局長真島審一君の出席を求め、説明を聴取したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○原田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○原田委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。中川正春君。

○中川(正)委員 おはようございます。

前回の質疑に継続してお話をしていきたいというふうに思っています。

あのとき、なかなかしつかりとした答弁が出てこなかったもので、改めて出直すということできようがあるわけですが、という全体からいくと、もう一回整理をして答弁をしていただきたいと思います。

私も改めてお尋ねをしますが、一つは、今回の暫定税率、十年間にわたって引き延ばしていく、

継続をしていくことになるわけですが、実質的には、本則じゃなくて暫定という形で十年間延ばすということ、増税をするということであります。であるがゆえに、それなりの根拠とか、それを財務省としては当然しつかりとしたものを持つていられるだろう、そのところをしつかり聞かせてくださいというのが基本的な質問であります。

具体的には、そのベースになっているのは国交省が出している中期の道路計画ということでありますから、この中期計画に対して、法案を出してきている財務省としてはどのように評価をしてきたのか。政策評価ということも含めて、具体的には、この六十五兆円という額について、何を根拠にこの六十五兆円が出てきて、それに対して財務省としてどのような査定をしてきたか、あるいは評価をしてきたか、あるいは、過去の道路政策に対して、どのような政策評価に基づいてこれから先同じような形で継続をしていくということとしていられるのか、そこら辺のしつかりとした財務省の根拠を示してくださいということが一つ。

それからもう一つは、これは、考えてみたら、六十五兆円というのは国交省の中期計画なんです。それに基づいてこの法案が出てきているわけでありますが、どうも順番が逆なんじゃないか。いわゆる閣議決定という形で政府の一つの計画というものが成り立ってこなきゃいけないわけでありますが、この法案を見ていると、ここに出てくる法案じゃなくて、国交省の方に出てくる、特定財源をそのまま継続するというあの法案を見ていると、まず法律を通過させてから、それからこの中期道路計画というのを、その量を閣議決定していくということになっているんですね。

これは、通常の歳出予算であればそういうようなことなんだろうけれども、これは歳入を兼ねたものなんです。いわゆる歳入を確定させていくものなんです。その歳入というのが、使い道が限

定をされていて、道路だということでありますから、それになってくる根拠というのは、当然、最初に政府の計画として確定をさせていかなきゃいけないんじゃないかということなんです。

だから、今のところ、ここに出てきた法案というのには、これは何に基づいているかといったら、国交省の出してくる計画に基づいているということであるので、このところの整合性がとれていない、この順番は間違っているんじゃないかというところを指摘したんですが、そのことに對してどう考えているのかということなんです。

それから最後は、これはすべてに共通すること、一番最初に私が言ったこととありますが、この暫定税率の期間を十年とすること、これまで五年だったわけですが、これを十年にするということ。暫定ということからいくと、大臣が何回も答えておられましたけれども、予算査定というのは一年ごとに行っていくんだと。十年というところで税を取り続けていくわけでありますが、使い道ももう決まっている、道路しか使わないということになっているわけですから、これに對して、どうして十年なんだという根拠が示されていない。そのところを財務省としてはしつかりデータも含めて出してくるべきだということ。

この三つの点について大枠質問をしました。それを改めてまず答えていただきたいと思います。

○額賀国務大臣 まず第一点目でありますけれども、中期計画について、いわゆる国土交通省の原案の六十五兆円について、どういうふうな財務省と国土交通省の間で協議をして五十九兆円にしたのかということだと思いますが、これについては、中期計画の事業量をめぐっては、国土交通省の素案で示された整備目標を十年間で実現していくためには、六十五兆円の事業量が必要との国交省の主張に對しまして、財務省は、厳しい財政事情のもとであるから、さらなる徹底したコスト削減が必要ですね、あるいはまた、まちづくり交付金など、まちづくりと一体となった道路整備の活用ということも考えたり工夫が必要ですね、ある

いはまた、高速道路の料金引き下げや信号機の高度化による渋滞対策ということも考えられますねと。

そういうことを行うことによって削減を主張して、厳しい協議を行った結果、事業実施官庁である国交省においても、最大限のコスト削減努力等を行えばぎりぎり削減が可能であるという範囲として「五十九兆円を上回らないものとする」ということになって、これを政府・与党で合意をしたということが経緯でございます。

これをもうちょっと詳しく言わせていただきますと、中期計画については、国土交通省の素案において、都市部の深刻な渋滞対策、老朽化した橋梁等の更新、あかすの踏切の解消等十六の政策課題ごとに詳細な調査を行い、対策が必要な箇所を抽出した上で、選択と集中の考え方に基づいて、具体的な整備目標を設定し、重点的な対策が必要な箇所を絞り込んで、これに直近の実績に基づく平均事業費を掛けて六十五兆円の事業量を算出したということでございます。

財務省としては、これに對しまして、先ほど言いましたように、国土交通省との協議において、素案における整備目標の水準についてはその必要性は認めるけれども、六十五兆円の事業量については、現下の厳しい財政事情、税収の動向、それから今後の公共事業全体の見直しを踏まえて、先ほど言ったように、規格の見直しとか新技術の活用とか、そういう徹底したコスト削減をしてほしい、あるいはまた、まちづくり交付金や地域づくりと一体となった道路整備の活用によって生活幹線道路の整備や安全な市街地形成を推進してほしい、あるいはまた、有料道路の効果的な料金割引施策、信号機の高高度化による渋滞対策などを推進することに最大限努力をすることによって、総合的には、事業量を約一〇％、一割削減して、五十九兆円を上回らないという形になったということとでございます。

特定財源というか、国交省に出されている法案が通った後に中期計画について閣議決定をするということについては順序が逆ではないかという話でございましたけれども、これは、平成十五年度の際も、国交省の暫定税率の水準を維持するという形になった上で、その後五年間の計画について閣議決定をさせていただいているということになっておりますから、これまでもそういう流れでこの道路財源の確保がされてきたという経緯がありますから、それはそれで理解をさせていただければありがたいというふうに思っております。

それから、なぜ暫定税率は十年延長なのかというところでもございましたけれども、これは、今度の税制改正法案というのは、道路の必要性、それから財政事情、それから環境面の影響、そういうことを踏まえて現行税率水準の維持をお願いしていることになっております。

このうち道路整備においては、もう御承知のとおり、この前も説明いたしましたけれども、設計から用地買収、環境アセスメント、工事等の事業プロセスに約十年程度はかかるということが多いというところはもうだれでもわかることとでございます。その上、中長期的な視点に立つて責任を持つて計画的に取り組んでいくこと、それから、現下の厳しい財政事情のもとで安定的な財源を確保していくことが大事である。そういうことから、暫定税率の十年の延長が必要であるというふうに考えさせていただいたわけでもあります。

なお、この十年間の暫定税率の維持によって道路整備が進んでいけば、都市部の深刻な渋滞対策とかあかすの踏切の解消などの政策課題も相当進んで、対応できていくのではないかとというふうに期待をしているところでございます。

以上です。

○中川(正)委員 依然としてわからないのです。端的に聞いていきますね。六十五兆円から五十九兆円に財務省が査定をして一割下げた、これはわかりました。では、なぜ一割だったんですか。なぜ二割じゃなかったんですか。そこが見えてこ

ない。中身がわからないのですよ。交渉して下げましたということなんです、さっきの話は。私が聞いているのは、どういふところを具体的に、金額も示して、どういふ査定をして具体的に下げたのか、その中身を根拠をもって証明してください、出して下さい、こういうことを言っているんです。今の話では、交渉しましたというだけなんです。ということが一つ。

それからもう一つは、五十九兆円となつたわけですが、これについて国交省の方も、最初は六十五兆円という形で今この道路中期計画の素案というのできています。これは六十五兆円です。五十九兆円になつてからの国交省の素案というのは出ていないのですよ。出ていない。どこをどういふふうに変えてきたのかというのは出てきていない、具体的に中身が。これについても問題です。ね、この基本に我々は議論しているわけですから、これは議論が進みませんねということだと思います。

それからもう一つ、期限を十年とする根拠について、先ほど道路整備の必要性、厳しい財政状況、環境面への影響を踏まえてと。だから、現行税率水準の維持なんです。それであと十年、こういうことなんです。これ、過去において日本の道路政策がどうだったのか、どのように評価しているんですか。これでよかったと言っているんです。財務省は、そこを聞かせてもらって、その上でこれから先どうするかという議論がないと、ただただ現行税率水準の維持をお願いしたい、こういうことであつても説得力がない。我々も議論のしようがない。

だから、例えば本四架橋、あんな形でとつてもない債務を残して、あとは税でしりぬぐいをしていくという結果になつていった。あれでいいのか。あるいは高速道路も、BパイCの議論がきのう予算委員会に出ていましたが、その前提になる、いわゆる人口水準とかあるいはこれからの社会の流れとかというのを前提にしていって、とき

に、それでいいのかどうか。ああいう話というのは、財務省の方がしつかりと政策評価をしたその上で、その議論にのせて本当はやらなきゃいけないのだけれども、そつちから何も出てこないから、結局は予算委員会であらう形で迷走するんです。ということなんです。

だから、改めてこれを、財務省の方から過去の政策評価を出して下さい。それが基本になつてこれから十年の話が出てくるということだと思ふんです。依然として出てこない。そのところを指摘させてもらいたいと思ふんですが、どうですか。

○額賀国務大臣　まず、五十九兆円の内訳を示すべきではないかということでありませうけれども、国交省からは、素案の六十五兆円から六兆円の削減を図るために、きのうの予算委員会でも大臣がおっしゃつておりましたけれども、私どもが提示をした、さらなる徹底したコスト削減をしたらいかがですかねということに対しては、三兆円のコスト削減、それから、まちづくり交付金等の活用については二兆円、高速道路の料金引き下げ等による渋滞対策で一兆円を削減する方向で現在作業を進めているという話がありました。それは、できるだけ早急にお示しできるように国交省で作業を進めているということでございます。そうすると、六十五兆円の中でそういう努力がされていく、それで五十九兆円になる。

六十五兆円の内訳は、今委員もお示しになったように、十六項目でしたか、の課題が提示されておりました。その中で、この国交省が言っている六兆円の削減がなされていくという形になつたわけでございます。

それから、五十九兆円の積算根拠はきちつとしていないではないかということでございますけれども、国交省では、大変な努力をしてまとめられた素案を、さらにぎりぎりのコスト削減を加味して十年間の事業量決定をしたわけでございますから、私はそれは決まっていなければならないものではないと思つております。

それから、中期計画の策定過程では、国交省は二回にわたつて国民に問ひかけをしています。例えば、都市部の深刻な渋滞対策、老朽化した橋梁等、あかすの踏切等、そういう十六の政策課題について詳細な調査を行ったというふうな聞いております。そしてその上で、対策が必要な箇所を抽出し、具体的な整備目標をつくつていかれた。我々は、その具体的な整備目標については一定の、一定のとういふか、了解をして、その上で、先ほど言つたように、コスト削減等の努力をしてほしいということを申し上げたわけでございます。

例えばどういふ努力をしていたのかということ、全国の渋滞問題について考えると、国交省では、渋滞損失時間を約三割削減したいというふうな言つております。例えばそれは、全国の信号交差点等の箇所は大体十九万カ所あるんだそうでありますが、そのうち混雑が見られるのは二万三カ所である、そのうち日常的に混雑しているのは約九千カ所であると聞いていますが、それを重点化して、特に事業効果の高い三分の一程度の箇所、約三千カ所に対して優先的な渋滞対策を行つていきたい、こういうようなことを努力しているということでございます。(中川(正)委員)もういいです、わかりましたと呼ぶ)

私は、それから、道路特定財源の暫定税率をどうして維持しなければならないのかということについて申し上げさせていたきますと、道路の整備状況は、確かに、今日までその特定財源によりまして整備が進んできたといえ、引き続き、地域間の格差とか、地域活性化の道路整備だとか、通学路だとか、渋滞対策だとか、あるいはまた踏切だとか、そういう、全国から大きな道路整備を求める切実な声もあるわけでありまして、こうした課題に対処していくためには、どうしても、厳しい財政事情のもとでは、引き続き暫定税率の必要な財源を確保していくことが大事である……(中川(正)委員)違う違う。委員長、何とかしてくださいと呼ぶ)

○原田委員長　簡潔な答弁をお願いします。

○額賀国務大臣　もう一つは、世界的に環境対策というのにも必要である。そういうことをぜひ理解していただきたいということです。

○中川(正)委員　委員長、このように時間を引つ張られるということは非常にフェアじゃないというふうな思ひます。そのことを改めて注意していただきたいと思います。

前回の答弁で、これは額賀国務大臣が答弁されているんですけども、中期計画の上限の財源として五十九兆円ということ、これを決めたのは、政府・与党で決定をさせていただいて、あと、その中期計画について、先ほど言つたように、それが正当なものか今議論をしている最中なんだ、こういう答弁をされているんですよ。

これをこのまま解釈すると、とにかく、大枠、恐らくその国交省の六十五兆円というのもそうなんです。今度の五十九兆円というのもそうなんです。これは、大枠、与党と政府の間で政治決定をした、その枠組みをまずつくつたんだ。それで、それに合うように、今、中期計画の中で単価、事業量等一覧表というのがあるんですが、これを見ていると、全部羅列をして、ここに問題があります、ここに交差点これだけ数がありますよ、あるいは基幹ネットワークでこれだけありますよ、あるいは耐震対策で一万の橋の問題がありますよ、こう羅列をしておいて、その中でどこまでのことをやるのかというの、政府と与党の間で六十五兆円ということが決まつたから、六十五兆円の間で一番効率の高いところから拾ひ上げましたよ、それで、これが五十九兆円になつたのでそれが改めてこんなふうな縮まりましたよ。数の羅列して数字を合せているという、それが手法なんです。

だから、私が聞いているのは、最初のその五十九兆円、それから六十五兆円というこのことを、財務省も含めて、これは政府も入っているわけですから、政府と与党とこれを決めたんだから、そのところの根拠を出して下さい、この総枠を。この額を決めた根拠を出して下さい。その

根拠を出すためには、恐らく、過去の政策評価も当然財務省の方としてはあつたんだらうし、これから継続していくことのための財政的な基盤の根拠というのもあつたんだらうし、そういう中身を出した上で、かつ、この財務省から出てきた中期計画の中身についても、これは財務省が出している法案ですから、これはことしだけの法案じゃなくて、十年間引き続いてこの税を確保してそれに使っていくという法案ですから、これは当然査定をするんだらうという想定で私は考えているわけなんです。そこを踏まえて、これは、さういふことをずっと言い続けてきた。それについては全然答えておられないんですよ、あなたは。

それはこれからの基本になる話ですから、だから、それを出してください。もし査定をやつていない、十年間全然見積もっていないんだということだったら、こんな十年間の法律を出しているというのは間違いなんだということなんです。その水かけ論が続いているんです。さつきいろいろ答弁してもらつたけれども、それは国交省の出した中期計画をそのままウム返しに説明しているだけで、財務省としてどういう考えを持っているのかというのは何にも言っていないんです、あなたは。

ということですから、これはこれ以上また議論をしても水かけ論になつていくので、まずは出してください。

○額賀国務大臣 ですから、これは前から話しておりますように、行革推進法においても、道路の整備は必要ですよ、それから財政事情も考える必要がありますね、それから環境問題も考えることがありますね、そういう中でこの暫定税率は維持をしてほしいということから閣議決定をして、そして今度私どもは、揮発油税の改正をして一般財源化を図りながら、暫定税率の水準の維持をお願いをしているわけでございます。

そういう中で、財務省としては、国土交通省が出された六十五兆円の中の道路整備目標について

は、これは理解を示す。しかし、これはコスト削減をしなければならない、努力をしてほしい。そういう中でこの一〇〇程度の削減がなされて、その中身についてはできるだけ早くオープンにするということでございますから、そうすると、残りの分がきちつと整理されていくことに、もともと六十五兆円の枠組みが出ていくわけでございますから、今度削減した分が出ていくつて五十九兆円の枠内になる。しかもなおかつ、その五十九兆円は上限の問題であるということでもあります。

そういうことから我々は、先ほどもいろいろ説明したように、道路の必要性については、渋滞対策、だとか、あかすの踏切だとか、基幹道路だとか、そういう必要性があるんだということなんです。

○中川(正)委員 理事、ちよつと交渉していただきたいと思ふんですけれども、同じことのこれは繰り返しなんです。さっきの答弁も、私が聞いたことに対しての答弁になつていないんです。だから、そのところを今度の会までに、これでまたとめるというふうなことは私はしませんから、だから、もう一回これは基本的な部分で整理をしてしっかりとした答えを出してくるよう。政策評価をしていないんだつたら、ないと出してきたらいいんですよ。これを見てみると、文書でこの間出してもらったんですが、さっきのあの大臣の答弁と同じような話であつて、私の聞いていることと、答弁として素直に出てきていないんですよ。

だから、そのところを次回始めるまでに、それを次回始める条件として一つ答弁として出してもらつたということ、これをちよつと向こうの筆頭と話を付けていただけないか。

○原田委員長 それでは、ただいまの件は理事会で協議をさせていただきたいと思ひます。

○中川(正)委員 もう少しいろいろ用意をしてきたんですけれども、またきょうもこれだけで終わつてしまいました。改めて、また次の会、続けてやつていきたいというふうに思ひます。

○原田委員長 次に、小沢鋭仁君。
○小沢鋭委員 民主党の小沢鋭仁でございます。道路の話も大変大事なんです、それだけでもいけないと思つて、違ふ論点を、こう思つて用意をしてきましたが、今の話を聞いてまして、もう一点だけちよつと私も中川委員の話に加えていただけて、申し上げておきたいと思ひます。

まず、中期計画の位置づけというのが、政府の決定がないんですから、これは本当中途半端な位置づけなんです。これは大臣もお認めになつておられると。それで、国交省に出ている特定財源の話と中期計画の関係は、いわゆる法案が通つてから計画という話でもいいですけれども、百歩譲つて、いいですけれども、この中期計画がないと、いわゆる暫定税率の部分のところ、このところは詰められないんですよ、この順序は。

というのは、今回の道路特定財源というのは、余つたお金というか、大体、そもそもその考え方が僕はおかしいと思ひます。余つたお金は一般財源化すると言つていらっしゃるんですよ。ですから、それが余るかどうかかわからないじゃないですか、全く材料がこちら側に。大体、そもそも中期計画の中の五十九兆円は、幾らが税で幾らが道路のいわゆる通行料なんですか。その内訳は幾らなんですか。ここを教えてください。(額賀国務大臣「もう一回言つてください」と呼ぶ)

五十九兆円の中期計画がありますね、この歳入部分をこちらで用意する、こういう話になつていますね。だけれども、五十九兆円というのは全部税金なんですか。僕は、だからこれは通行料も入つていふと思つています。幾らが通行料で幾らが税なんですか。この辺の話がはつきりしない限り、全然わからないじゃないですか。

○額賀国務大臣 五十九兆円の事業量の内訳ですが、国費、それから地方負担、それから借入金等があるわけですね。だからその内訳は、例えば、高速道路をたくさんつくつていくようなことにな

れば借入金が増えていくだらうし、直轄事業が行われていけば国費が増えていくだらうし、あらかじめ計画的にどうということではなくて、そこは、全体の枠組みは十六課題の中で考えていくわけだけれども、それぞれの年によつて若干変更があるというふうに思ひます。

○小沢(鋭)委員 もちろん、中期計画ですから一円までびつたしと決めてくれと言つていふわけではありませぬけれども、おおよそ、通行料でつくもの、これは、税でつくもの、これは、だから暫定税率がこれだけ必要ですという話にならなければ、本当にこれ、どんぶり勘定と言われても何にも答えようがないんじゃないですか、今の話だと。

○額賀国務大臣 これまで、先ほども言ひましたけれども、もともと道路の整備が必要ですね。それから財政事情も考えなければいけません。環境の問題も考えなければいけません。その中の中心的な課題が道路でなつていふから道路中心に今議論が進んでいるわけでありませぬけれども、財政事情という意味では、今度の場合は、道路整備を上回る分は一般財源化をするという形になつていふわけでございますから、そこは、特定財源についてそういうふうな理解をしていただきたいと思ひます。

○小沢(鋭)委員 ですから、要するに、我々は暫定税率を廃止した方がいいという主張を政策的にしているわけですね。政府の方は、暫定税率を維持したい、こう言つていふわけですね。その見合いの計画がこの五十九兆円だ、こういう話なわけですね。

その五十九兆円の中身で、では、幾らが税の部分で幾らが通行料で、そういう話が少しもはつきりしてないし、だったら、ではこの暫定税率が、今の暫定税率でいいの、あるいは半分でもいいの、あるいは我々が言つていふように廃止でもいいの、そういう計算が全然できないんじゃないですかというのを言つていふんです。
○額賀国務大臣 先ほど言つたように、その事業

量五十九兆円は、国費のほか地方負担や借入金を含むもので、毎年変動する場合がある。

例え二十年度予算でいうと、道路整備は二兆円余りですね。それから一般会計が、大体これは六千億くらいですかね。それは、例えば一般財源化した一千九百億円とか、それからまちづくり交付金が千五百億円とか、そういうふうな毎年度毎年度ではきちつと対応させていたいて、明確になるわけでございます。

○小沢(税)委員 先ほどの中川委員の話で、もう一回整理してという話に私のところも加えていただくといいことではいいんですけれども。

○原田委員長 たいまの小沢君の件も関連しておりますので、あわせて理事会協議の対象にします。

○小沢(税)委員 では、それも含めてお願いしたい、こういうふうに思います。

それで、やはりそこところは、大臣、単年度でやっているから大丈夫だという話でおっしゃるんだしたら、暫定税率十年お願いしますという話は通らないんです。そこは、我々は廃止を言っているんです。ですから、十年必要だという根拠をもっとちゃんと示してください、こう言っているだけなので、ですから、これ以上、ではここは後ほどの理事会の協議にゆだねますけれども、ぜひそこは、別にいちゃもんをつけるつもりはなくて、本当に根拠がわからなければ我々も判断のしようがない。国民だつてそうですよ。というのを申し上げておきたいと思ひます。(発言する者あり)

○原田委員長 今の答え方も含めまして理事会協議にゆだねたいと思ひます、同じ関連しておる件でありますから。(発言する者あり)

(速記中止)

○原田委員長 速記を始めます。

額質財務大臣。

○額質財務大臣 小沢先生は、その国費の分がどれくらいなのかということですか。

それは明確には言えないけれども、今までの実績を参考として言え、国費はその約五〇％になるんです。そうすると、これをもとに試算すれば、二十九・五兆円になるということでございます。

○小沢(税)委員 この問題はすぐおもしろい問題なので、後にもちょっと時間をとらせていただいてしっかりとやりたいと思ひますが、ですから、その辺の議論がはつきりしないのでなかなか前へ進めない、こういうことだと思ひます。

それでは本来の質問に入りますが、本来の質問も実は道路の問題から出して、ただ、これはちよつと論点を変えてお聞きしたいんですが、まず、今回の所得税法等の一部を改正する法律案、我々がこの道路関係予算、歳入法案のところは分離して出してくれ、こう議運その他の場所でも申し上げてきたのに、なぜ政府は一括して出されたんですか。その判断の根拠を教えてください。

○額質財務大臣 なぜ分離せずに出したのかということでございますけれども、平成二十年度税制改正法案においては、公益法人制度改革への対応を初め、国際化への対応、それから納税環境整備といった共通の趣旨と目的に沿った横断的な改正内容が含まれているから、一本の法律案として構成して国会に提出をさせていただいたということでございます。

こうした一括化の取り扱いについては、従来も国会で御審議をさせていただいているわけでございます。法制的にも適切な取り扱いであるというふうなことであります。こうした形式をとることによつて、相互に関連する法制全体がわかりやすく一覽的に資すると思ひます。今度の国会では、両院議長のおつせんに基づく各党の合意もありますので、御審議をしつかりとよろしくお願ひしたいというふうな思ひっております。

○小沢(税)委員 建前の説明はそうだと思いますが、それでは、「等」に含まれる各法案、一本ずつ採決をしていただけるんですか。

○額質財務大臣 ですから、共通の目的、趣旨に沿つた横断的な内容については、これは一本の法律案として出させていた、だいてるわけでございますから、全体として総合的に審議をしていただきたいというふうな思ひます。

○小沢(税)委員 大臣も議運、国対関係が大変長かつた方でありまして、そういう意味では、よくその辺は周知をしていらつしやると思ひますけれども、例えば同意人事の問題もそうですが、同意人事の採決のときは、各党がいわゆる全部賛成できる話、あるいはまた各党が若干ばらばらになる話、分けて採決しますね。そういう採決の仕方もあるし、やりようはあるんです。やりようは幾らでもあるんです。それで、国民から見たときに、等々でくられちやつていると、採決はイエスカノーですから、やはりおかしいんじゃないですか。

これは、国会の透明性ということ考えたときに、いわゆる同意人事でそういう分け方もしているわけですから、もうちよつと丁寧にそこはやらないと、国民の皆さんたちに対して各党の意思表示もなかなかできないですよ。

これを一括してくるというその考え方についてはどうですか。

○額質財務大臣 全体的に見て、租特なら租特の中にそれぞれ審議はできるわけですよ。お互いに、どういう目的なのか、どういう効果を期待しているのか、そういう議論はできいくわけでございますから、そして、その上で法制的にも問題はない、むしろ、共通の趣旨、目的、類型、横断的にその議論ができる、そういうことから、私は、十分に国民の皆さん方にも理解ができる議論を展開していつてもらえるのではないかとこのように思ひます。

○小沢(税)委員 大臣のお立場だとそういうお答えしかできないのかわかりませんが、ただ、問題点の指摘だけを申し上げておきますと、この道路関係予算というか法案に関しては、もともと期限切れの話があるものですから、いわゆる新聞報道等

によれば、政府・与党は、一月の冒頭に分離して出してきて採決を先行するというような話もありましたね。ですから、そういうことがあるということは、やりようで技術的に幾らでもできるんです。しかしこれを、ある意味でいうと、一言で言えば、言葉は悪いですが、人質みたいな形にしてとつて、そして、とにかく三月末までにお願ひします、こういう話を言つてきています。このやり方は単独与党の時代のやり方ですよ。そのときはそれでいいかもしれない。

ですけれども、別に偉そうに僕は言うわけじゃないけれども、国会の構成は変わったんです。参議院は我々野党の方がいわゆる多数を持つています。そういうときに、今まで単独与党でやつてきたようなやり方で、本当に国会運営をまじめに考えているのか、そこはもう少し丁寧に、謙虚にやつていただかない、こういうふうには思ひます。新しい国会の構成を踏まえた国会運営というのを与党は考えなきゃいけないし、政府もただそれに乗つたつていっている話じゃないか、いんじゃないでしょうか。それを申し上げておきたいと思ひます。(発言する者あり)

今、場外発言がありました、申し上げておくと、きちつと分離してくれば、こちらの方はきちつとやる、こちらの方はまた別途です、こういう判断ができるんですよ。だから、そういうことができるような、実質的な審議ができるような国会運営にしないといけないんじゃないでしょうか。ということをお指摘申し上げて、次に進みたいと思ひます。

歳入関係の方に移らせていただきます。二〇〇八年度予算におけるいわゆる特別会計の剰余金、巷間、埋蔵金とか呼ばれている話であります、幾らあつて、どのようにお使いになるのでしょうか。

○木下政府参考人 お答えいたします。御指摘ございました特別会計の剰余金等につきましては、特別会計に関する法律というものがございまして、これに基づき、可能な限り一般会計

へ繰り入れて、財政健全化に活用することとして
おります。

具体的には、平成二十年度予算におきまして
は、外国為替資金特別会計等五つの特別会計の剰
余金等を活用いたしまして、一兆九千八百四十億
円を一般会計に繰り入れることとしていたところ
でございます。

これらについては特に使途が法定されておりま
せん。いわゆる一般財源として使用されるという
ことでございます。

○小沢(鋭)委員 一般財源として使用されるとい
う意味は、いわゆる、今出されている予算の中に
使うという意味ですか。従来、私の理解だと国債
の償還に使ってきたという経緯があると思うん
ですが、そういう話ではないということですか。

○木下政府参考人 お答え申し上げます。

私がたゞいま申し上げました一兆九千八百四十億
円は、一般会計の歳入、いわゆる税外収入の中に
用いられるものでございまして、これは、今お答
えいたしましたように、特に使途の定めがないも
のでございます。

委員、御指摘ございました。一方でいわゆる積
立金というものが特別会計にございまして、これ
につきましても、二十年度予算におきましては、
特別会計に関する法律に基づきまして、いわゆる
財政融資特別会計の金利変動準備金九・八兆円
を、これは法律に基づきまして国債整理基金特別
会計へ繰り入れまして、この部分については、御
指摘のように、国債残高の圧縮に充てることとし
ております。

○小沢(鋭)委員 わかりました。一・九兆円の分
と、いわゆる財政融資特別会計からの九・八兆
円は違う、そういう意味ですね。はい、わかりま
した。

いずれにしても、こういう資金もあるんです
ね。こういう資金もあるんですよ。一・九兆円と
九・八兆円を足すとこれは十一兆七千億円です
か、こういう話の活用の仕方だつてあるんじゃない
ですか。こういう話を申し上げておきたいと思

うんですね。

このいわゆる埋蔵金というような話が、あるん
だかないんだか、こういう議論もありました。政
府の中でもありました。今やこれがあるんだとい
う話がつきりして、こういう使途である意味
でははつきりしたわけでありまして。

そこで、問題は、ある雑誌を見ておりまし
たら、渡辺、これは金融担当大臣としてではなく
て行革担当大臣として、こういうコメントだつた
と思ひますが、括弧つきで、いわゆる独立行政法
人等にもこういった埋蔵金がいっぱいあるらし
い、それを徹底的に精査しなければいけない、こ
ういう御発言を見ました。大変結構なことと思
います。もうそれは既にやっていただいたん
でしょう。

○渡辺国務大臣 行革担当大臣としては内閣委員
会でぜひ議論をやっていたかと思ひますが、
小沢先生のことでございまして、きょうは
特別大サービスでお答えをさせていただきます。
埋蔵金を事細かく調査をしたかというお尋ねで
ございますが、残念ながら、そこまではまだ至
っておりません。ただ、これは埋蔵金ではないか
の疑いを持たれるようなシンボリックなものに
ついては、調査をいたしております。

例えば都市再生機構においては、連結ベースの
連結赤字と単体ベースの赤字がかなり違うん
です。つまり、六百三十億円の差額がござい
ます。何でもこんなことが起こってくるのかとい
うと、一つ考えられるのは、随意契約の結果、関
連会社に剰余金が行き込んでしまっているのでは
ないかとの疑念でございます。もしこの推測が真
実であると、これはまさに埋蔵金に関連会社に行
って埋もれてしまっていることになるわけ
でございますから、こういうものについては、回収
の方策を検討すべきではないかということも冬
大臣に提案をしたところでございます。

○小沢(鋭)委員 政府の中からそういう話が出て
くるというのはある意味では評価をしながら、し
かし、国民の目から見ると、そういう話を徹底的

にしてもらつてから暫定税率等の話に移つてもら
いたいなというのが、まさに率直な気持ちなん
じゃないでしょうか。

今、渡辺大臣からは、冬柴国交大臣に申し上げ
た、こういうお話がありました。例えば、ここ
に道路天下り法人関係の資料があるんですけど
も、これは五十七団体あります。例えばこうい
うところだつて、本当にきちっと精査をしてい
たければ、いわゆる埋蔵金というのはあるのもし
れない。我々これから調査してまいりますけれ
ども、そういったところを徹底調査してからぜひ
国民に負担をお願いする、こういう順序になら
ないとおかしんだというところを指摘しながら、さ
らなるその徹底究明をお願いしたいし、資料請求も
しておきたいと思ひます。

それから、先ほど御答弁がありました国債整理
基金への繰り入れの件ですが、エコノミストの間
では、この話で、国債償還で日銀保有国債を含め
るべきではない、日銀保有国債の償還をする
と、それはいわゆるハイパワードマネーの減少につ
ながる、こういう意見があります。その前提は、政
府が日銀に政府預金を相当持つていて、あるいは
また、日銀が返つてきたお金でどうにかするん
ですけれども、こういったことに関してはどのよ
うにお考えか。

少なくとも私は、とにかく今のこの金融状況、
ハイパワードマネーを減らすようなことをして
らつては困る、こういう思いで質問させていた
いておられますが、いかがでしょうか。

○額賀国務大臣 二〇〇八年度、平成二十年度に
おいては、おっしゃる通りに、財投特会から繰入
金九・八兆円を財源とする買入れ売却を行うこ
とにしているわけでございます。具体的な買入れ
れ先としては、市中から三兆円、それから、財政
融資資金それから日本銀行からそれぞれ三・四兆
円ずつを予定しているわけでありまして。

これはなぜ振り分けたのかということござい
ますけれども、市中からの買入れ売却について

は、市場への影響が余り大きくならないように留
意をしているということでございます。もう一つ
は、市中、財政融資資金及び日本銀行からの買
入れ売却額のバランスを考えて、こういうふう
に分けていただいたということでございます。

また、いわゆる日本銀行保有の国債を買い入れ
る場合、ハイパワードマネーを構成する日銀券そ
れから当座預金の額は増減はないというふう
に考えております。

○小沢(鋭)委員 その増減する、しないに
はちよつと諸説あるようでございまして、ぜひ私
もこれからまた勉強したいと思つておりますが、
少なくとも、現下の状況でハイパワードマネーを減
少するような措置はとるべきではないということ
に關しては、これは共通認識を持つていただけま
すか。

○額賀国務大臣 現下の経済状況から見ると、それ
が適切だと思ひます。

○小沢(鋭)委員 ぜひ政府としても御検討いた
したい、こういうふうな思ひます。

次に、一人オナー企業との役員給与の損金算入
制限措置について御質問申し上げます。

政府の方は、これは適用会社というのはそんな
多くないんだ、こう従来言つてきたやに聞いてお
ります。現実には、どうもそんな感じだつたん
でしようか。まず、簡単な数字をお願いしま
す。

○加藤政府参考人 いわゆる一人オナー会社の
役員給与の損金算入制限措置の適用実績でござ
います。実数そのものを把握しておるわけでは
ございませんが、十九年三月決算法人の申告を受
けてサンプル調査を実施いたしました。

それによりまして、同族会社に占める制度適用
対象法人の割合は約四・八%でございました。こ
の割合をもとに全国ベースの適用法人数を機械
的に算出すれば、約十一・七万社が適用対象にな
るという推計結果を持っております。

○小沢(鋭)委員 これ、本当に税議論としてもい
ろいろ見解が分かれるところだと思つておりま
す。少なくとも現場を扱っている税理士の皆さん

たちからは、とにかく、まさに個人と会社の区別というものが全くわかっていないんじゃないか、こういう指摘もある中で、その適用金額の話も、最初は八百万でスタートして、去年は一千六百万まで一応上げて少しおまけをしますよ、こういう話になったとか、これは本当に筋が悪い話だと思えます。

さらに言いますと、適用対象法人を、株式の保有とそれから役員構成に置いていますよね。しかし、政治家の皆さんはわかんないと思うけれども、つき合っている中小企業、零細企業の皆さんたちの会社で、株式の保有割合なんというのは、ちよつと隣の方にこれ持つてよと言えれば幾らでもできま

すし、役員の人数だって幾らでも変えられるし、こんな話は、ある意味では、それを脱法的にやろうと思えば現実には幾らでもやれる話なんですよ。

そういうことが幾らでもできるような税をつくつて、さらにはまた、一番最初は八百万でスタートして、少し与党の方から悲鳴が上がつたら今度は一千六百万にした、こんないかげんな話は私は見たことがない、こう思っているんです。税は論理というふうに私は先輩から教わつてきましたけれども、どうなんですか、やめたらどうですか。

○加藤政府参考人 今御指摘のございました持ち株比率、役員構成等の件でございます。

今回の税制措置、オーナー及び同族関係者の持ち分比率の要件、これは、実質的に議決権比率も要素に加えて実質的なものを対象にする、それから役員構成も、単に取締役会に出席するといふだけではだめでございまして、常務に従事する役員が複数いるというようにございまして、で、先生御指摘のような租税回避の防止という点にも配慮をいたしております。

いずれにいたしましても、経営と所有がオーナー及びその同族関係者によつて実質的に支配されているという企業においてのみこの規定を適用するということで、私どもとしては、個人事業主と会社のオーナー経営者の課税の権衡という見地

から、この制度は必要な措置と考えております。

○小沢(鋭)委員 民主党は、これに関しては撤廃、こういうことを決めていることを申し上げて、恐らく、与党の方の中にも撤廃賛成論は相当多いと思います。ですから、ぜひこれはしっかりと御再考をいただかなければいけない案件だと申し上げておきたいと思ひます。

次のテーマに移ります。景気一般を少し聞かせてもらいたいんですが、新聞報道で、これは昨日です、景気判断下方修正へ、こういう記事が載りました。政府は下方修正するんですか。

○齋藤政府参考人 お答え申し上げます。

月例経済報告についてお尋ねでございますけれども、我が国の景気につきましては回復が続いているといふふうに見ておりますけれども、一方で弱さを抱えているといふふうにも認識をしております。具体的には、賃金が伸びない中で個人消費がおおむね横ばいで推移しているということ、あるいは、改正建築基準法の施行の影響もありまして住宅建設が依然低い水準にあるといったこと、こういったことなどが弱さとして指摘できるといふふうに考えております。

また、こうした弱さを抱えた景気回復が続く中で、アメリカのサブプライム住宅ローン問題を背景とする金融資本市場の混乱、アメリカ経済の減速、さらには原油価格の高騰が生じているということもありまして、我が国の景気下振れリスクが高まっているということも事実であるといふふうに考えております。

ただ、いずれにしましても、最新の景気の基調判断につきましては、本日開催予定の月例経済報告等に関する関係閣僚会議におきまして、二月の月例経済報告という形で内閣府から報告する予定でございますので、そこで改めてお示しすることにしたといふふうに考えております。

○小沢(鋭)委員 私流に翻訳すると、下方修正するけれども、夕方の閣僚会議を待つてからにしてくれ、こういう御説明だったといふふうに思ひます。

この委員会ではもう去年から、ことしはやは大変な景気減速になる、こういう指摘をずっとしてきたところであります。まさに、そういうありがたくない私の予想が当たつてきているな、こう思うわけですが、そこで、福井総裁にお尋ねしたいと思ひます。

日銀も当然景気見通しを出しているわけでありますが、福井総裁とも、来年は大変なことになるますよという話を申し上げましたが、日銀の方は、いや、依然としてメーンシナリオは変わりません、ただ、下振れリスクに関しては私どもも警戒したいと思つている、こういうお返事でありました。

日銀はメーンシナリオは変えないんですか。

○福井参考人 日本経済の動きでございますけれども、ただいま政府からも少し御説明ございましたけれども、足元の動きを見ますと、住宅投資の落ち込みなどがございまして減速しているという状況でございます。

ただ、先行きまで延ばして経済を見ます場合には、やはり、基本の経済の向きのメカニズムがきちんと働き続けていくかどうかということがポイントになります。そういう点から見ますと、生産、所得、支出の好循環のメカニズムは基本的に損なわれていないといふふうに私も思つていま

す。また、日本の企業はこれまで構造調整努力の成果を上げてきておられまして、例えば、設備、人員といったようなところで過剰を抱えていない、あるいは在庫面でも調整圧力がないということでもありますので、日本経済が外的ショックに対して過去に比べれば相当強靱になっているということも確かでございます。

それから、世界経済につきましても、IMFなど国際機関のメーンシナリオは、世界経済は減速しつつもなお拡大を続けるというものでござい

ます。これらを総合的に、冷静に判断いたしますと、日本の景気につきましても、先行き緩やかなが

ら、拡大が続く蓋然性が引き続き高いといふふうに思つています。

ただ、委員御指摘のとおり、米国経済の減速傾向が一段と強まっております、加えて、国際金融資本市場の動揺も続いております。世界経済のダウンサイドリスクは高まっておりますし、日本経済への影響というものはまだ不確実性が高いといふことでございまして、私ども、メーンシナリオだけではなくて、そうしたリスク要因も十分点検しながら、今後とも適切な政策判断を行つていかなければならない。そういう点で、委員の御指摘の問題点は十分私ども認識しているつもりでございます。

○小沢(鋭)委員 とにかく、産業的な面は今福井総裁がおつしやられたようなことなんだろうと思ひますが、今日の経済というのは、金融的な影響というのが極めて大きくて、アメリカのいわゆるサブプライムの問題は、これは相当深刻で、日本の金融機関は直接的なその被害はないかもしれないけれども、アメリカの景気減速の影響というのは極めて大きくて、日本経済は大変になる、これは簡単に言えば思つていらっしゃるんです。

そこで対応できるのは、今の時代は、いわゆる財政的な景気刺激策という話はなかなかかきかない、もう最後は金融しかない、こう私は思つていて、しかし、その日銀の金融の話も、低金利の状況でこうなつてきた、だけれども、低金利、いわゆるゼロ金利解除も早いと私は申し上げてきたし、金融緩和措置をある意味では解除したのも早い、こう言い続けてきたのは総裁も御存じのとおりです。

こういう話が、例えば、今言つた通貨供給量、予想インフレ率、そして成長の問題、こういった話でどこがきちつと検証しているんですか、この政策の検証というのを、やっているとところがあるんですか。

○梅溪政府参考人 お答え申し上げます。

内閣府でございしますが、一昨年三月以降の政策変更につきましては、経済物価情勢を丹念

に点検された上で日本銀行として判断されたものと考えております。

日銀法は、日本銀行の自主性を尊重すると同時に、常に政府との連携を密にし、十分な意思疎通を図ることを求めています。日本銀行には、政府の政策取り組みや経済の展望と整合的なものとなるよう、市場の動向にも配慮しながら、実効性のある金融政策運営に努めていた。だいたいと考えております。

具体的な金融政策運営については日本銀行にゆだねられており、私の方からのコメントは控えたいと思います。

○小沢(鋭)委員 控えたいんですか、それともやっていないんですか、どっちですか。

○梅溪政府参考人 金融政策の分析につきまして、内閣府の方でも、信頼に足るデータ、さまざまな分析手法等の確立を踏まえまして分析をしてきているところでございますが、この量的緩和の解除についての検証につきましては行っておりません。

私からのコメントは控えたいと思います。

○小沢(鋭)委員 政府ではかにやっているとらしきところというのはあるんですか。内閣府のあなたのところはやっていない、こういう話でしたが、ほかにやっていらつしやるところというのはあるんですか。どこかでやっているかもしれないところはあるんですか。

○梅溪政府参考人 私の私見では、政府のほかのところでもどのようにやっておるかというのは、十分承知していないところでございます。

○小沢(鋭)委員 すごく大事な話なんですけれども、どこもやっていない、そういうことですか。これは大した問題じゃない、こういう意味ですか、その政策分析は。

○梅溪政府参考人 量的緩和あるいは金融政策一般につきまして、重要でないということを申し上げておられるわけではございません。

金融政策というのは、日本の経済政策運営にとつても非常に重要な一翼を担っているものでございまして、それについては、政府としても金融政策決定会合に参加させていただいて、御議論に加わっているところでございます。

○小沢(鋭)委員 重要だと言うからには、政府の方でしっかりとその政策分析をしてくれませんかでしょうか。

お願いであります。もし必要であれば、理事会で正式にお願いを申し上げますが。

○原田委員長 ただいまの件も検討させていただきます。

○小沢(鋭)委員 もう一言だけ申し上げておきますけれども、中央銀行の独立性という話と、政策分析もしないで済ますという話は違うんだと僕は思います。ですから、そこはそこできつかりと分析はしていただきながら、中央銀行が意思決定をするときには、それはどうぞ中央銀行の中で堂々と独自に意思決定をしてください、こういう話でありまして、ただ、政策の効果も何も一切しないですべて全部お任せするという話は、国民に対する無責任以外何物でもないと思いますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

それから、サブプライムローンの話ですが、一昨日ですか、この会で福井総裁が、不良債権問題、こういう言葉をお使いになったのを私は聞いて、今までそういうサブプライムローンの問題を不良債権問題という言葉で表現されたのは多分初めてじゃないかな、こう思っています。まさにそれが本質だと私は思っています。

それと、同時に、渡辺大臣がその際に、日本のかつての不良債権問題、不良債権問題ということになると、日本は不良債権問題で苦しんだわけですから、その不良債権問題において公的資金の投入がやはり必要だったというのが日本の教訓だ、そういう発言をされました。そのときに、あわせて大島議員の、そういう警鐘とか、政策会議をいろいろやっているんですから、米國とかそういうところにはちゃんと話したらどうか、こういう話に対して、G7等で警鐘を乱打していると思う、こういう発言がありました。

額賀大臣と福井総裁にお尋ねしますが、そういった観点で既にそういう議論をしていたいたんでしようか。

○額賀国務大臣 おっしゃる通りに、こういうときにG7の首脳と各国の中央銀行総裁が集まったわけでございますから、当然、その発信地の米國の金融市場の状況、それがどういう影響を与えているのか、欧州の状況、日本の立場それから日本との状況等々について、率直に議論をさせていただいたということでございます。

その中で、私も、我々の経験はアメリカにとつても欧州にとつてもきつとプラスになるだろうと思つて、金融機関の情報開示、それから損失の確定、それから資金調達、流動性の確保、そういうことについてしっかりとやってほしい。日本の場合は、最終的には公的資金を投入して、市場の信頼という信頼を得た、そういうことを踏まえて、それぞれの国はそれぞれの国の事情に応じた的確に政策を実行して、市場の安定と経済の拡大に努力をすべし、そういうメッセージになったというふうにしてございまして。

○福井参考人 市場の中でリスクの評価を誤りますと、結局、不良債権問題というものに直面する。現在、特に欧米の金融機関においてそういう問題が明確になっていることをきのう申し上げました。

現在、そうした不良債権の処理を含め、リスク再評価の過程がこのグローバルな金融市場の中で進められている、したがって市場が不安定になつていくという状況でございます。この調整を、極力、国際的に手をとって協力して、秩序立った調整過程を進めていく必要があるという点で、先般のG7で共通認識が得られたわけでありまして、特に重要な点ということで我が方からも主張いたしましたのは、三つござい

ます。一つは、マクロの経済政策運営の面で、状況認識を共有する、その上で、各国置かれたそれぞれの状況に最も適した政策をきちんと当てはめてい

く。それから二番目には、サブプライムの問題につきましては、米欧では金融機関のまさに不良債権問題でありますので、日本の過去の苦しい経験も十分参考にして、的確に処理してもらいたい。特に、当局が金融システム安定維持に確固たる姿勢を示すということが大事であるということを申し上げます。

三つ目は、将来に向かってやはりリスクの評価が再び甘いというふうな状況が出てくるということがないように、リスク評価、デイスクロージャー、リスク管理などの面で、もつと前向きにインセンティブがしっかりと働くメカニズムをつくり上げていく必要がある、こういう点が議論され、認識が共有されて、今努力が進められているというふうにしてございます。

○小沢(鋭)委員 当然、内政干渉になるような話ではできませんし、それは十分わかっているわけですが、せつかくのそういう会合があるわけでありまして、それで、日本の経験というのは、これは大変貴重な経験だったと思います。日本じゅうがある意味で苦しんだ十数年でありまして、その意味では、まさに米國がそれに陥りつつあるということ、逆に言えば、米國も十年くらいはかかるかもしれない。

そういう話にもなる可能性もあるわけでありまして、そういったお立場の財務大臣とか日銀総裁におかれましては、非公式な会合でも結構だと思えますから、ぜひ日本の教訓をお伝えいただいで、できるだけこのサブプライムをきつかけにした不良債権問題が日本に波及しないように、御尽力をいただきたいというふうに思います。

私、日本の不良債権処理の仕事をずっとしてきましたから、つくづく見ていて、本当に深刻です。この景気減速は相当きつくて、政府の方は、解散を先延ばしにすれば少しは変わってくるかもしれないと思つているかもしれませんが、先に行けば先に行くほど景気は悪くなりますから、解散なんかとてもできないですよ、本当に。解散はや

れるときに早くやった方がいいですよ。本当に大変だ、こういうふうに思います。

そういう中で、その警戒感というのが全然ないんですが、唯一私が新聞紙上で見たのは、渡辺大臣が、高い警戒水準でウオッチしたいという話、あれは経済財政諮問会議か何かですか、どこかの会合でそういう発言、政府から唯一この発言だけで、このサブプライムが心配だという発言が出てきたのは、少なくとも私が知っている限りでは。別に渡辺さんをよいしよするわけじゃないけれども。

でも、渡辺大臣に聞きますけれども、高い警戒水準で何をやるんですか。

○渡辺国務大臣 私に申し上げましたのは、サブプライムローン関連金融商品、もうこれにて打ち止めという状況にはまだなっていないと思うんですね。サブプライムだけではなくて、オルトA、ブライム、あるいはその他の証券化商品にももう既に波及をしているわけであります。

小沢先生が先ほど御指摘になられたアメリカ経済が減速をしまいにすると、例えば消費者クレジットとかオートローン、こういったもののデフォルトがふえてまいります。そういったしますと、そういうものを証券化している金融商品に波及をしていくというルートが考えられます。

また、最近では、モノライン、金融保証会社の格下げがございまして、これが地方債に波及をするのではないかとということが言われております。そうすると、地方債を組み込んだMMFというような商品は、アメリカ人にとってはこれは預金と同じものでございまして、こういうものが元本割れをしていったりすると、これまた大変なことになる。

日本の金融機関は、幸か不幸か、余りリスクのとれる状況ではなかったのかもしれませんが、また、バーゼルIIを先んじて取り入れたことも幸いして、それほど高い保有額、エクスポージャーを持っておりませんでした。

そういうことからすると、損失のけたは一けた

二けた違うわけですが、しかしながら、先ほど申し上げたようなルートにおいてさらに被害が深まってしまう可能性は否定できないわけでございます。また、そういったことが、株式市場、クレジット市場、為替市場を通して影響が及ぶことも考えられます。先ほど来のお話のように、実体経済を通じて累が及ぶということもないわけではございません。

したがって、そういうことを考えれば、警戒水準は高めていかなければならないということを申し上げました。

それでは一体何をやるのかということでございしますが、金融庁としては、昨日も、金融機関を集めて、年度末の資金繰りの円滑化の要請をしたところでございます。また、中小企業などにおいては、非常に資本が小さいという構造問題がありまして、資本を提供する金融、これをもっと拡大して、これは金融検査マニュアルの査定を変えますよということも申し上げているわけでございます。

内需拡大をするためには、対内投資をもっと促進してもらうということが必要なのでございまして、私、これから北京に行つてまいりますけれども、そういった成長のエネルギーを取り込んでいく、そのために、昨年の暮れに強化プランをつくりまして、今国会にその改正法を提出する予定になっておりますので、どうぞよろしく願いをいたします。

○小沢(鋭)委員 ぜひ、金融庁という立場だけでなく、額賀大臣も福井総裁もいらっしゃる中で、政府がとにかく丸となつてこの景気減速を食い止めるというもう少し力強い姿勢を示さないと、本当に大変なことになる、こう私は思っておりますので、この場をおかりしてお願いもしてきます。こういうふうに思います。

時間がなくなつてまいりましたので、証券税制の話に係りして、資本市場の話の一点だけ御質問を最後にさせていただきますと思います。

証券税制の改正はあるわけですが、それは別途、金融庁として大きな、金融・資本市場競争力強化プラン、こういうのも昨年策定してやつている、こういうことでもあります。そのポイントを開こうと思つていましたが、聞いていると時間がなくなつちゃうのでそこは飛ばさせていただきます。私の思いを申し上げ、お答えをいただきます。

金融資本市場の改革といいますと、これは私もずっと言つてきたんですが、貯蓄から投資へという言葉と、それから、流出から流入へ、日本のお金が外へ出ていく、それを日本に入ってくるようにしなきゃいけない、この二つがよく言われてきたわけですね。そういうことをベースに強化プランもできているんだと思います。

きのう、つくづくと資料を眺めておりましたら、投資主体別保有比率あるいは売買比率を見ると、個人は過去に比べてトレンドとしてずつと買つていっているんです。ここ最近では、もちろん頭打ちになって、マーケットが悪いから若干減つていますけれども、個人は買つていっているんです。外人はどうかというと、外人はもう圧倒的に買つていいます。これは局面的な話で逃げています。個人も買つていて外人も買つていっているんです。だから、貯蓄から投資へという話は、確かに個人の金融資産の中はそんなにふえてはいないけれども、少なくとも、日本のマーケットの中では個人の果たす役割がかなり出ている、外人もすくく大きくなつてきている。

では、どこが減つていっているかというと、金融機関と事業法人ですよ。金融機関と事業法人が要は全動いていなくて、だあつとトレンドとして減つていっているわけです。ですから、株式を発行している会社が自分で自分の首を絞めているようなものなんですね。自分で自分の首を絞めながら、どこか他人の外人さんに助けてくれ、よその個人の人に助けてくれ、こう言っているような構図なのかなと思つて、きのう見ました。

ということは、政策のポイントが違ふんじゃないか、こう思つたわけですが、例え証券税制の話も、あれはあくまでも個人の話ですから、法人には全然関係ないですね、今回の改正案は。そこをどういうふうにお考えになるのか、最後に一点、お聞かせをいただきたいというふうに思います。

○渡辺国務大臣 事業法人、金融機関のシェアが低下をしているではないかということでございしますが、保有比率は確かに低下をしております。それは、最大の理由は、持ち合いの比率が低下をしているということではないでしょうか。

また、売買シェアが低下をしている。この点については、外人さんの比率がかなり上がつてきているんですね。最近では七割の水準。平成元年、あの株価最高値のころはたかだか四、五割の水準でした。したがって、相対的に我が方の事業法人や金融機関のシェアが低下しているということが言えるのではないのでしょうか。

では、これからどうするんだ、税制でなくして何かあるんだということでございしますが、先ほど申し上げました金融資本市場の強化プランにおいては、例えばプロ向け市場というのを創設いたします。そうすると、資本金五億円以上の事業法人はまさにプロになるんですね。金融機関はもととプロでございまして、こういうプロ同士が使い勝手のいい市場の中で多様な商品の売買ができるということとは、大変これは結構なことではないでしょうか。

また、取引所の取扱商品の多様化も行つてまいりますので、これまた市場の活性化に役立つものと思ひます。

○小沢(鋭)委員 確かに、今のような点は本当に有効かと思ひます。

いづれにしても、資本市場、この辺が経済に果たす役割というのがかつて比べて相当大きくなつています。いつも言うんですが、日本の製造業は依然として強いですが、そこはもう別なところにお任せいただいて、ここに並んでいらつ

しやる皆さんたちはまさに金融資本市場の担当の皆さんたちですから、ここが弱いんですから、ここをとにかく責任を持って強くしてもらうということにぜひ御尽力を賜りたいとお願いを申し上げます、質問を終わります。

ありがとうございます。

○原田委員長 次に、古本伸一郎君。

○古本委員 民主党の古本伸一郎でございます。

大臣におかれましては、連日の御対応、大変お疲れさまでございます。そしてまたスタッフの皆様も、恐らくいろいろな準備等々で連日夜遅くまでやっておられることだと思います。改めて御芳苦に敬意を表します。

まず、委員長、私からなんですけれども、どなたの紹介で来られている傍聴の人かは知りませんが、まさに国民の皆様がごらんになっていきます。今、これは閣法審査です。この結果のいかんで、向こう十年間、五十九兆円の増税が決まる話なんです。どういふ状況なんですか。定足は見えているんでしょうけれども、提案しているのはそちらですかね。最初に一言申し上げておきます。

さて、閣法であります、この暫定税率を初めてする租税の議論であります、先般の本会議でも少し触れさせていただきましたが、所得税の結果としての増税疑惑というのが実はにわかに惹き起されているんです。福田総理の答弁では、残念ながら、そんなものは法改正前に家を買わなかった者が悪いんだと言わんばかりの答弁しかいた、ただませんでしたが、私は違うと思っています。

今、委員長の御許しをいただきまして資料をお配りいたしておりますが、先生方もぜひごらんをいただきたいと思っています。

資料をおめくりいただきまして、二枚目でございますが、「税源移譲に伴う「住宅ローン減税」への影響」ということで、これは私の事務所試算をいたしました、具体的に言いますよ。三位一体で所得税から住民税への税源移譲は、これは政府の都合でやった話です、あるいは自治体との関係

係でやった話でありまして、個々人の納税者には何の関係もない話であった。まず、これは正しいですか。

○額賀国務大臣 これは、三位一体の改革というのは、中央から地方へ権限を移譲していく、地方の財源を充実していくことによって地方の権限を高めていく、そういうことが背景にあった問題だと思っております。

○古本委員 大臣も苦しいのかもしれないが、個人が何か関係のある話だったですかと聞いています、税源移譲が、三位一体を行ったことに伴う税源移譲が何か個人に責任のある話ですかと聞いています。政府の都合でしょう。

○額賀国務大臣 結果的に、所得税と住民税がパラレルになる形にしたという意味では、それぞれの個人に何らかの影響を及ぼしたことは事実です。

○古本委員 影響は及ぼしたんです、今から説明しますけれども、それが個人の責任に帰するところですかと聞いています。

○額賀国務大臣 こういう税制改革というのは法律で決めていくことでございますから、国民の代表である国会で決められたことが実施に移されたというところでございますので、それは我々が責任を負うことでございます。

○古本委員 我々が責任を負うとおっしゃったと思いますが、では、その責任をぜひひたしてまいりたいわけです。

実は、税源移譲がなされたのは平成十九年の一月一日です。したがって、十八年の十二月末日までに家を買われ、あるいはマンションを買われ、いろいろ購入をなさって入居をなさった方については実は救われるんです。ところが、税源移譲が一月一日になされたからといって、それに伴って、十九年の一月一日以降、いわばとも連れで大変な迷惑をこうむるということがわかったんです。大臣、これは数字を言いますから。

年収が五百五十万円の人で、税源移譲がなかったならば、住宅ローン控除、これは裏面につけて

いますけれども、平均的に三千万円ぐらい借金するそうです。そうすると、貯金一千万円で、三千万円何とか借金できて、四千万円家が買えるというの、首都圏では難しいですよ、地方のイメージだと思えます。その三千万円を借り入れた年収五百五十万円の方、政府が税源移譲しなければ本来百九十四万円控除できたんですよ。ところが、税源移譲したために、控除できる額は百十二万円に下がっちゃったんです。八十一万円も控除できなくなっちゃったんですよ。これは与党の先生方は余り気づいていないでしょう。人情味あふれる自民党の先生ならこんなひどいことをしないでしょ。していますよ。気づいていないだけなんです。これはひどいですよ。

この総額を計算しているんですよ、財務省は実は。総額幾らですか。これによって、サラリーマン一生に家一軒、やつとの思いで家を建てた人が、サラリーマンじゃなくなっちゃって、みんな一生に家一軒ですよ、商売している人も、住宅ローンを組んだ、ローン控除を受けられる、そう信じて買った人が得られなくなる。政府の勝手です。税源移譲の影響で得られなくなる額は幾らですか。

○加藤政府参考人 今御指摘いただきました税源移譲に伴う住宅ローン減税への影響額でございますが、私どもの試算によりますと、税源移譲が全くなく、それから一点御説明させていただきますが、十九年度改正におきまして税源移譲が行われたことも考慮いたしまして、従来十年の控除期間を十五年に延ばしたのも認めるということをしておりまして、そういうことを何もせずに、私ども、税源移譲の影響を試算しましたところ、七千億円のほどの影響が全体としてあるというふうに見えました。

一方で、新たに制度を拡充することによりまして、六千五百億円の減収が立つものでございますので、差し引きいたしますと、先生御指摘のいわゆる税源移譲に伴うマクロ的な影響額は約六百億円というふうに試算しております。

○古本委員 それは増税ですか。

○加藤政府参考人 結果的に増収措置となっております。

○古本委員 大臣、また向こう十年間暫定税率を継続して、今からこんな議論をしていますけれども、片や所得税が、政府の勝手で行った税源移譲によって個人のローン控除額が減った、つまりは増税になったということなんです、今政府答弁がありましたから。六百億円です。これは十九年度居住者分で六百億円の増税になっていきます。今答弁がありました。

二十年度居住者分で幾らになりますか。

○加藤政府参考人 ほぼ同額の増収となると見込んでおります。

○古本委員 これは、また税金を使って、こういうパンフレットをいっしょにつくられましたね。きょう総務省にもお越しただいていますけれども、「所得税と住民税が変わるゾウ」これは悪い冗談ですよ、本当に。これは一体幾ら使って宣伝したんですか。

まだありますよ。「あしたのニッポン」政府広報、国税庁。全国の電車の中の広告、週刊誌、スポーツ、一体幾ら使って宣伝したんですか。ここにずばり書いていますよ。この税源移譲によって所得税と住民税とを合わせた全体の負担が変わることは基本的にありませんと書いてある。真っ赤なうそじゃないですか。大臣、御答弁願います。

○額賀国務大臣 議員が御指摘のような税源移譲後の平成十九年以降に入居された方については、税源移譲後の税制を前提に住宅を取得されているために、税源移譲前から入居されている方と同列には我々は論じることが適当なのかなという思いがあります。税源移譲により国民に負担増を押しつけるということは、そういう意味では、税源移譲がなされる前の人にはそれなりの手当てをしているし、その後については、やはり法律が変わった後のことでございますから、ぜひ御理解をいただきたいというふうに思っております。

税源移譲後に入居される方については、住宅

ローン減税の効果を確保しながら、中低所得者層の計画的な持ち家取得を促進する観点から、控除期間を十五年に延長するような特例もつくつていくわけだ。

○古本委員 私は大正の御家族構成まで存じ上げませんが、自分のうちの問題に受けとめて考えてください。きょう、本間に一般国民がごろんとなつていますよ。明らかに主税局長が増税ですと言つたじゃないですか。十九年度単年度で六百億円、二十年度合わせて倍の一千二百億円見合い、増税でしょう。いや、もういいですよ。増税とさつき言つたんですから。(発言する者あり)いや、長さでね。単年度はちよつと私も間違えまして、十九年度入居者が将来得べかりし控除の損失額が六百億円、結果的に、六百億円掛ける二です。

これは、特にここに注目していただきたいんです。給与所得層を見て下さい、大臣、政府の皆さんも。私の試算によれば、この影響をともに受けちゃうのは、何と給与所得階層が年収三百五十万円から六百五十万円の人なんです。なぜならば、ちよつと本間に皆さん、テレビもごらんになつてゐるのでわかりやすく言いますけれども、所得税から控除していただくと、その所得税が、税源移譲と言つて住民税に移つちやうたんです。したがつて、住民税がこれまで低かつたのが高くなつて、ああ、所得税がその分下がつた、喜んだと一瞬思つたかもしれないが、税金は変わつていないんです。そして、所得税からそれまで控除できていたんですが、そののり代がなくなつちやうたんです。引けなくなつたという話なんです。その泣き寝入りをする所得階層が、まさに日本のGDPを支えている中堅どころじゃないですか。この人たちがまふと増税ですよ。まふことにもつて気の毒です。

与党の先生方も、本気でいろいろなことを考えてくれているのであれば、これは対策を打たないと、私、この問題、ずつと取り上げますからね、はつきり言ひまして。この所得階層の人から、何

をもつて六百億円むしり取れる根拠があるんですか、政府に。冗談じゃありませんよ。何が税源移譲ですか。これはいけません。

委員長、別途、理事会に、今主税局長が増税であると、非常に言いにくさうでありましたが、はつきり言つていただきましたので、これを受けて、こんな私が試算したようなプライベートな資料じゃなくて、きちつと所得階層別の影響額を出させてください。理事会に出させてください。

○原田委員長 理事会で協議させていただきます。

○古本委員 ありがとうございます。よろしくお願いします。では続きまして、この問題はこれぐらいにいたしまして、さらに今増税をしようかしまいかという議論のさなかに、もう一点、忘れてはいけな問題があります。護衛艦「あたご」が今あいうことになつて、本間に御家族の皆様が心痛たるや、心が引き裂かれる思いで今おられると思うんですね。その防衛省が一方で、もう諸先生方、忘却のあなたかもしれないが、またインド洋に行つていますね。その油の調達の問題について、二、三、お尋ねをしたいと思います。

これは資料の一枚目に配りをいたしておりますが、「海外における艦船用燃料の供給能力調査結果」、これは真つ黒けですね、防衛省からいたいただきました。わかりません。つまりは、あの九・一一以降、インド洋に我が国の自衛隊の皆さんがオペレーションに参加するということで行かれてから、もう足かけ七年になりますね。この間の給油の総額は、二百数十億円に上つております。

この二百数十億円の油の出どころはどこかと尋ねたら、先般の委員会でも尋ねました、随意契約なので企業の名前は言えませんが、その社に選定された経緯、わかる資料が欲しいと言つたら、これが出てきました。「部隊運用との接続性」、真つ黒け。「所要量の確保」、「品質の確保」も真つ黒け。当然、社名も真つ黒け。何かよつぽど後ろ

めたいこともあるんじゃないか。

前回私が当委員会でお尋ねしたところ、社名を公表する、油の調達の中身を公表するとその会社がテロリストに襲われる可能性がある、そう防衛省は答弁されました。ちなみに、過去、このオペレーションに参加している多国籍軍あるいは各国の給油部隊が、民間企業だと思われるんですが、テロリストに襲われたということがあるんですよ。か。襲われてからでは遅いんですよ。そのために社名も公表しないというところはわかるんです。しかしながら、真つ黒黒はないと思うんです。

もつと言え、自衛隊の皆さんが灼熱の甲板で作業をしようという話を与党の皆さんもよくおつしやるじゃないですか。後ろめたい作業をしているんじゃないの。であれば、その艦船に給油している油の会社も、堂々と日の丸しよつて給油すればいいじゃないですか、何で言えないんですかと思ひます。

今回新たに、三分の二を行使されて給油をされておられますが、その税が何税から来たんでやばなことは聞きません。少なくとも、傍聴なさつてゐる国民の皆様、テレビをのらんになつてゐる国民の皆様、血税を投入して給油をするわけですから、国際貢献で、日本が国際社会の一員として貢献をするんです。そのこと自体はいいことですよ。何で隠すんですか。そんな後ろめたいことを自衛隊の皆さんにさせてゐるんですか。全く筋が通りません。

委員長、この問題もあわせて、当委員会に關係の資料の提出を求めます。お諮りを願ひます。

○原田委員長 ただいまの件も、理事会の協議をさせていただきます。

○古本委員 きょうは、防衛省、せつかくお越しをいただいておりますので、一問だけお尋ねします。

このメーカーのマーチンは幾らでしょう。○小川政府参考人 お答えさせていただきます。マーチンについての御質問でございます。旧テロ対策特措法に基づきまして現地調達して

いた燃料の契約相手、二社あつたわけでございますけれども、この二社から情報提供を受けまして、防衛省が企業に支払つた全体の契約金額がございまして、そこから企業が現地で燃料購入等の際に支払つた金額、すなわち外部に支払つた金額でございまして、それを差し引きます。これについて聴取して試算しましたところ、ございまして、二社の総額で平成十七年度から十九年度まで約五億六千万ということでございます。ちなみに、この粗利を支払い額の比率で申し上げますと、粗利の率と申し上げてよろしいかと思ひますけれども、約四・八%ということになります。よろしくお願ひします。

○古本委員 今、防衛省は十七年度以降をおつしやつていただきましたが、このオペレーションは二〇〇一年から始まつてゐるはずですね。ですから、過去の分も、これは再三、去年の秋から求めているんです。出てこないんです。

委員長、あわせてお諮りをいただきたいと思います。

○原田委員長 ただいまのもつけ加えさせていただきます。

○古本委員 ありがとうございます。よろしくお願ひします。

きょう、会計検査院も来ていただいております。これは軽油76という、F76という、いわゆるNATO規格の軽油を入れるということだと承知いたしておりますが、会計検査院は、この油が過去七年間、F76スペックで給油されたかどうかの確認をとつていただけますか。

○真島会計検査院当局者 申しわけございませんが、担当外でございますので、答弁は差し控させていただきます。お願ひいたします。

ただ、会計検査院の方針といたしましては、国会の質疑を十分念頭に置いて今後の検査に当たつていくもの、こういう方針で臨んでいることは申し上げたいと思ひます。(発言する者あり)先生の方から質疑通告、この件につきましては

一たん取り下げたという経緯がございまして、私もではそのように理解しております、担当の局長がきよう参っております。私は国土交通省の担当局長でございます。

○古本委員 前回もこうだったんですね、ちなみに。検査院、もう逃げるのはやめてください。前回もそうだったんですね。前回もそうでした。(発言する者あり)いや、結構です。

ちなみに、大臣、検査院はF76の確認はとりようがないと言っているんです。海外出張には私たちが行けないと言っています。遠くインド洋でフラスコを振ってF76かどうかの確認は私たちにはすべはありませんとおっしゃいました。でも、検査院のミッションの中に、あらましを読むと、海外出張はできるんですよ。F76といいますが、本当にそれを売ってもらっているかどうかわかりませんよ、検査していないんですから。何をやっているんですかと聞いたら、数字の確認だけしているそうです。振り込み伝票の金額と数量のチェックだけだそうです。

きょうは余り、欠席裁判になるとよくないの、では、またの機会をつくっていただきますけれども、そういう実態で給油作業、二百五十億円になんなんとする給油がまた今後とも続いていくという状況ですので、増税の議論もいんですけれども、足元をしつかり見てほしいということを強くお願いしておきたいと思えます。

では、こちの方の話は終えまして、道路の話に入っていきたいと思えます。防衛省、関係の方はどうぞ。

先日の本会議で福田総理からの答弁で、今後のコスト削減について少しお尋ねをいたしました。それに対し、予算を使い切らなければならぬといった考え方は厳に慎むという話がございました。

国交省にお願いをいたしましたところ、けさ方、資料が出てまいりました。全国に九つある整備局の予算の消化状況の一覧でございます。北海道整備局、予算消化率九九・九%。平成十三年度

を先頭に過去五年分、全九整備局の平均は、消化率九八・八%です。使い切っているじゃないですか。金額に置きかえれば、六百億円が不用額、つまり要らなかった額となっております。不用額が六百億円です。これは、上手に使ってこれたねと言ふ人もいるでしょう。他方、そんなに使い切らなくてもいいじゃないかという意見もあると思うんですね。

さて、大臣、この五十九兆円の中身が今議論になっております。総理は全体のお立場ですから、お財布を担当する財務大臣として、今後の主計局の方針として一体五十九兆円の何%削減するつもりですか。具体的数値目標を言ってください、数値目標で結構ですから。

○額賀国務大臣 五十九兆円というのは十力年の上限になっているわけですね。

それで、我々は、毎年毎年予算をつくるときに、必要な道路をつくるために幾らかかるのか、その上で一般財源化をするという形で、きちつと、できるだけ合理化、無駄を省く、必要なコスト削減をする、そういう努力はさせていたいただきたいというふうに思っております。

○古本委員 いや、私が聞いているのは数値の目標なんです。これだけ下げますという目標がないと、五十九兆円は目いっぱい使い切るという話になります。これは、政府・与党合意によれば五十九兆円まで使えと言っているだけであって、使い切りなさいとは言っていない。さらに、総理は、それは厳に慎まなきゃいけないというふうに先日も本会議で答弁されているんです。

ついでに、五十九兆円の例えは五%、あるいは一〇%、何%削減するよという目標を立てるのが財務大臣の仕事なんじゃないですか。だから聞いているんですよ。ということは、五十九兆円、結局使い切る気なんじゃないですか。各整備局の目標といいますが、これは結果ですから、決算ベースです。九九・何%ばかりですよ。だって、これは使い切つてしまわないと整備局は問題があるんですよ。だから使い切つていんですよ。整備局が悪いんじゃないんですよ。これは会計の仕組みなんです。例えば、残した額の何%かを逆にマージンで整備局に上げるといふようにすれば、めちゃくちゃ残すと思いますよ。(発言する者あり)いや、世の中の常識はそうですよ。頑張つて原価を改善したところは、その分、配分があるんですよ。当たり前ですよ。そういう仕組みに変えない限り、予算の使い切りは直らないんですよ。(発言する者あり)

では、今、道路は単年度でできないという話がありましたので、少し資料をもらいたいただきたいと思います。

これは財務省にお尋ねいたしますが、今回の暫定税率の継続により、向こう十年間で集める暫定税率分の税収は何兆円になりますか。

○加藤政府参考人 お答えいたします。税収見積もりにつきましては、毎年毎年、単年度ごとに見積もっておりますので、私どももいたしましては、十年間の推計ということはいいたしております。

○古本委員 五十九兆円をまとめて今計画で出しているわけですね。したがって、十年先まで、それぞれ約二倍から二・五倍の上乗せ増税をやるんだということを提案なさっているんじゃないんですか。その当局の本丸の主税局長が、いや、幾ら入るかわかりませんが、二倍下さいと。こんなばかな話はないでしょう。

大体幾らになるんですか、見込み値で結構です。上乗せ分は幾らになるんですか。

○加藤政府参考人 国の道路特定財源の暫定上乗せ分につきましては、平成二十年度におきましては、私ども、一兆六千九百四十億円と見込んでおります。したがって、今後のいわゆる需給等が全く一定とすれば、この十倍の金額になる。

(古本委員、幾らですかと呼ぶ)十六兆九千四百億円になります。これはあくまでも同額という仮定の、二十年度と全く同額の税収が十年続くということであれば、十倍の十六兆九千四百億円になります。今後のエネルギーの需給の動向、省エネの問題とかいろいろございますので、正確な数字は申し上げられないということをお願いいたします。

○古本委員 いや、これは大事な話ですよ。今すぐ弱そうに答弁されていますけれども、向こう十年間堂々と取ればいいじゃないですか、そんな遠慮なさらずに。

幾らなんですか。十年間の暫定税率分の税収見込み額をきちつと答弁してください。

○加藤政府参考人 先ほど申し上げましたが、揮発油税等の道路特定財源の税収動向、これは燃料価格の動向とか自動車燃費の向上に起因するガソリン需要の推移等、こういったものにも大きな影響がございまして、長期的にはなかなか不確定要因が多いということでございます。

ただ、私ども、今回国土交通省におかれまして道路特定財源の見直しを議論する中で、いろいろな制約はあるものの、近年の税収実績をもとに大体三十兆から三十三兆円程度の税収を、機械的に推計が行われたというふうに理解しております。

私どもとしては、どうしても毎年毎年の直近のデータをベースに翌年度の税収を見積もるといふのをまず基本にしておりますので、長期的な推計ということになりますと、今のような形で一定の仮定を置いた推計にならざるを得ないということをお断りいたします。

○古本委員 資料要求でけさ出てきた数字によれば、暫定税率を続けることによる十年間の税収予測ということで三十兆から三十三兆円、回答と書いて出しているんですけれども、これは財務省の資料ですよ。だから、要するにこれは本則分も含めた関係諸税全体ということで、うち暫定税率分が、与件としていろいろな消費量も変わらなければ、十六兆前後で推移するんじゃないか、こ

ういう話ですね。そういう話だと思っんです。
そこで、確認しますと、これはまるで、手品の税+特財理論」というふうな、気づいたときには余りにびっくりしたので、ちよつと走り書きしたので、お許しください。

これは、道路特財を一〇〇と置きます、平成二十年。ですからこれを、今年度でいけばそれぞれの数字に置きかえればいいと思うんですが、要するに指数表示です。概念として指数一〇〇で平成二十年に入つたとして、このうち道路に九〇を使います、仮にですよ。そうしたら、残り一〇が政府の言われる一般財源化。裏面めぐっていただきまして、これは政府の資料であります、A4の縦。こゝで言う一般財源一千九百二十七億が道路以外のものという解釈でいいの、それとも、この無利子貸し付け、あるいはまちづくり交付金などなど積み合わせた、この白い部分の六千億が道路以外というふうな解釈するのか、これはどつちでしょう。

○平井副大臣 自動車交通により引き起こされる環境問題などの外部不経済に対する負担として、納税者の理解の得られる歳出の範囲として、一般財源としては千九百二十七億ということになります。

○古本委員 そうしますと、今回の財源特例法の見直しで、もう先日来話題になっている、同僚議員も累次にわたりまして取り上げておりますこの第三条、繰り越せるというもの。この話で言うところの道路整備以外の部分の、予算を超えるという、予算を超えるというのは、こゝで言う二十年度の場合一般財源の一九二七を指すのか、その他の、無利子貸し付け、まちづくり交付金以下、このセットの六千億円を指すのか、どちらを指していますか。

○原田政府参考人 お答え申し上げます。

道路特定財源は法定財源と運用上の財源がございまして、財源特例法上の議論として申し上げますと、揮発油税、石油ガス税の税収の高さと道路整備費を比べることになりますので、その限りでは

申し上げますと、二十年度予算では、四百二十九億が揮発油税等の関係での一般財源になります。あと自重税も合わせると、先ほど副大臣が申し上げました千九百何億がしかの額になるかと思ひます。

○古本委員 ちよつとよくわからなかつたです。道路に使わなかつた額、それを超えた額については、これは概念として次年度以降に積み立てていく、これを今回の特財法の見直しで入れるというんですが、こゝで言う道路整備費の予算を超えるという定義をちよつと確認したいんです。
この表に置きかえれば、道路整備二兆百八十五億円、これ以外の数字が超えた分と読むべきなんじゃないですか。どちらが正しいですか。

○原田政府参考人 先生の資料で棒グラフの資料がございまして。その資料で申し上げますと、道路整備費と地方道路臨時交付金を足し合わせた額と、それから右側の揮発油税、石油ガス税を足した額の差、これが法律上の一般財源。これは先ほど四百二十九億と申し上げましたが、四百二十八億でございまして、その部分が法律上の一般財源になります。

かつ、道路整備費と地方道路臨時交付金、これは当初予算の額でございまして、法律上は補正等々を入れました決算ベースで道路整備費を見るところということになっておりますので、二十年度の当初予算ベースでは四百二十九億だということとございまして。最終的には、決算を越してその差額がどうなるかということが確定することかと思ひます。

○古本委員 国交省、そうしますと、道路整備の予算額を超えた額というのは、一般財源のこの一九二七は入らない、あるいは無利子貸し付け、金貸しに使つた話も入らない。道路じゃないんですよ、これは、コンクリートに、アスファルトにはなつていないんですよ。でも、それは道路なんですか、この一般財源も。あなたは今そう説明していますよ。

○原田政府参考人 今私が御説明申し上げました

のは、財源特例法上の話として、財源特例法で財源は揮発油税と石油ガス税ということをはつきり書いてあります。それから、道路整備費につきましても定義がしてあります。

したがって、先ほど申し上げましたように、歳入につきましては、法律上の話でございしますが、揮発油税と石油ガス税を足した税収と、道路整備費につきましては、このグラフの道路整備と書いてあるものと地方道路整備臨時交付金と書いた額を比較して、その差がまさに法律上の税収を上回っているか下回っているかという議論でございまして、これは道路整備費ではございせん。

○古本委員 わかりました。これは、新たに明らかになつたというか整理ができました。
この財源特例法はあくまでも、もちろん揮発油税の使い方を議論しているわけなんです、その使い方を議論しているわけなんです、その分の差で、道路に使わないうという、今は決算していませんけれども、二十年度ベースでいけば四百二十九億が道路にはならない額として余るだろう、こういう整理にしましょう。

そうしますと、与党の先生方も、これはこういう話なんです。
さっきの書きのつたない資料で恐縮ですが、また戻っていただきまして、こゝで言っていますほかに戻つたという、指数九〇が道路に回つて残り一〇というイメージは合っていますよ、何となく。だから、二十年度でいいますと、約四百九十億円が使わなかつたということでバーチャルに残るんです。これが二十一年度は幾らになるんですか。

○原田政府参考人 二十一年度はどうなるかは、二十年度、当初予算は決まっておりますが、全体の予算がどうなるかということ、二十一年度の予算において税収がどうなるか、あと歳出予算が、財務省の査定等々によつて道路整備費をどういうふうなものとしてお決めになるかということにかかっているかと思ひます。

○古本委員 いや、それは国交省、だめだと思ひますよ。
なぜならば、二十年度からいろいろ工夫をしていけと総理もおっしゃっている、厳に慎んで、使い切りはよくないと言っている。今後、いろいろ絞ってくる、その努力をなさるんでしよう。なさつてきた結果、揮発油税の暫定税率を継続し、そして集めた税額が四百九十億、現に平成二十年で余るわけですね。

これを積み上げていったら、最終的に、平成二十九年年度末、この財源特例法が十年後切れる時点で積み上がった額、これは仮定の数字を置いておきます。したがって、一〇、一〇、一〇と仮に積み上げれば、最終的に、平成三十年度時点で一〇〇積み上がりますね。一〇〇積み上がります。だから、四百九十億がずっと同じように残つたとすれば、約五千億円オーダーで残るはずなんです。

この五千億円オーダーで十年後に残つたお金が、財源特例法のこの今回の改正によれば、第三項、「政府は、平成二十九年年度末における」、以下省略しますが、「道路整備費の予算額を超えるときは、二十年度以降の各年度の道路整備費の予算額の合計額が当該超える額に相当する金額に達するまでの間、道路整備費の財源に充てなければならぬ」という義務事項になっているんですね。

これをわかりやすく例え話、先生方にしますけれども、例えば子供に小遣いを千円渡して、子供が、今日は駄菓子を買つたりプラモデルが何か買つて九百円使つた、百円余した。おまえは偉い子だな。百円余したわけですよ。そうでしょう。例え話をしていますから、国交省もよく聞いておいてくださいよ、これは大事な例え話ですから。百円余して、おまえは偉い子だなとやっているわけですよ。
ところが、その百円で実は友達におごっちゃっているんですよ。もうその百円はないわけでしょう。来月のお小遣いに、僕は百円セービングしたから、節約したから千百円くれと言われたつて、

それは渡せませんよ。なぜならば、子供用の小遣いの財源は千円しかないからです。

十年後積み上がった、このケースにおける、これは仮定の数字ですが、指数一〇〇に相当する金額はどこから持ってくるんですか。国庫にはありませんよ、使い切っているんですから。

○原田政府参考人 お答え申し上げます。

この表で申し上げますと、一〇〇に相当する数字でございますが、これは法律上で申し上げますと、翌年度以降使わなければならないということでございます。これは、表現よりは別といたしまして、翌年度以降でございますので、必ず何年度に幾ら使わなければならないということは書いてございません。

一方で、道路整備費は、その量は毎年毎年の予算で決まってくると思いますが、道路整備費が恐らくゼロになるということはないかと思われますので、翌年度以降のいずれかの時期で使われるというふうには我々は理解しております。

○古本委員 いやいや、財源に答えていません。ちよつとまとめてください。全然答えていないですよ。ちよつと財源を答えて。

○原田政府参考人 お答え申し上げます。

我々の立場で申し上げますのは特定財源ではないかと思われるので、それ以外でどういう財源を手当てされるかというのは、我々国交省の立場でちよつと申し上げることはできませんので、お許しをいただきたいと思ひます。

○古本委員 いや、これは皆さんも苦しいんだと思ひますよ。なぜならば、国交省は道路特財で確保したお金分を、だつて一〇〇％道路をつくるべきなんですもの。それを無理筋に、平成十五年に小泉さんが絞るんだと言つて絞つたために、無理筋でほかのことに使ひ始めたんじゃないですか。その背後には財務省がいたわけでしょう。

国民にしてみれば、向こう十年間暫定税率を續けておいて、その分、余つた分を積み上げていつて、そして、もしかしら建設国債を発行しますなどという話になったら、これは冗談じゃありませんよ。

せんよ。だつて、今税収があるんですから、道路をつくれればいいじゃないですか。余るんだつたら税金を下げてください。そういう話ですよ。

これは、だつて目的税ですからね。自重税は百歩譲つても普通税です。揮発は道路建設の目的税ですから、その揮発で余る額の十年分の、私のこのペーパーでいく指数一〇〇、国交省試算で具体的な数字を出してください。でなければ、この議論はできません。なぜならば、十年間固定で暫定税率を取るんですから。取つた割には実は余らせて、その先の財源はどうなるかわかりませんが、道路はつくりまうと言ふんです。これは、先生方、具体的に言えば、先日平岡先生もやつてくださったんですが、多分国債発行するしかないんです。国庫にはお金がないんですから。それとも、十年後もまた暫定税率を続けるというなら別ですよ。選択肢はそうないですよ。

どうやつてこの指数一〇〇の財源を確保するのか。各年度のこのゼブラの一〇〇に相当する、見込み値で結構ですから、出してください。これが出てこない、暫定税率の議論はできません。答えてください。

○原田政府参考人 お答え申し上げます。この表でございます一〇〇に相当する数字が幾らになるかということにつきましては、毎年度毎年度の予算の結果として決まってくるものだと思いますので、今の段階で私からお答えを申し上げますことはできないということ、お許しをいただきたいと思ひます。(発言する者あり)

○原田委員 ちよつとまとめて。

(速記中止)

○原田委員長 それでは、速記を始めて。

原田道路局長 繰り返しになって恐縮でございますが、毎年毎年の予算での積み重ねとして決まるこの数字を、国交省の立場でお答えすることは、しかも十年後の話でございますので、この段階でお答えできないということ、御理解をいただきたいと思ひます。

○古本委員 これは本当にずさんですよ。なぜならば、財務省も国交省も、本当にお互いのセクシヨナリズムを超えて、やはり一億二千万人の皆さんから向こう十年間増税を決める議論なんですから、真剣にやつてほしいですね。何が不誠実かという、これは明らかなんです。向こう十年間、先生方、暫定税率を續けて、特に揮発に關しては、これは道路をつくるという約束なんですよ。だつたら、余るなんていうこと自体が本当はおかしいんです。この分またつた方がいんですよ。よ、そういう意味では、余るぐらいなら下げてくれと言つていらっしゃる、今、単純明快な主張なんです。

それで、その余る額が幾らなのか教えてください。と言つていらっしゃる。その合計分は、少なくとも暫定税率分から引いてもいいんですよ。暫定税率を取る必要がないからですよ。石原先生もよくうなずいておられる。この数字を出してください。

○額賀國務大臣 これは先ほど来言つておるのではありませんけれども、道路特定財源の税率水準については、おっしゃる通りに、一番、一つは道路を整備すること、そしてまた財政事情というものを考える、それから環境のことも考える、そういうことから現行水準を維持させていた、だから、そういうことで、国民の皆さん方に御理解をいただきたいというふうにしたわけでございます。

その上で、今度は道路整備以外のものは一般財源化をするという形にして、先ほど、二十年度の場合には四百二十八億という形になっているわけなんですけれども、それは、逆に、暫定税率を我々が主張しているようにいかなく廃止された場合はどうなるのかということについても、よく先ほど来申し上げてきたし、それから地方にも影響が及ぶ、環境にも及ぶということになるわけでございます。

そういう意味から、今のところ、単年度で毎年毎年見直していきまされども、もう十年間予算編成をやつてどういうふうになるかということとは

初めてわかつていくわけでございますので、今、その数字がきちつと明らかにできないのは当然なんだと思ひます。それから、十年後のことは、政治がこれは決定をしていくことになるわけですよ。

○古本委員 これは本当にびつくりしますね。政府は、都合のいいときはネットワークと言ふんです。十年ない道路はできない、十年計画が要るんです。用地買収からいろいろなことをやつて十年かかるんです。計画は、だつてあるんですよ。ネットワークで十年なんですから。片や、毎年の余る額は幾らですかと聞いたたら、それはわからない。都合のいいときだけネットワークじゃないですか。おかしいですよ。論理矛盾していますよ。

それで、暫定税率分は、大臣、これは目的税ですから道路に充てなきゃいけないんですよ。それで、余るんですよ、平成二十年度分です。これは初めてそういう数字を聞きましてけれども、四百二十八億円余るんです。この四百二十八億円というのは、少なくとも予算ベースで言うならば十年分は出せるでしょう。出さないと、最終的に十年後、またそのお金を、どうやつて財源を手当てするかということ、公債発行するしか多分ないんですよ。

ここで言う指数一〇〇は、当時、大臣は、その十年後どういうふうかわかりませんが、この指数一〇〇分はどうやつて確保されますか。大臣の政治的嗅覚で教えてください。

では、まず事務局、いいですよ。

○香川政府参考人 この古本先生の紙でお話ししますと、まず、今考えられる事業量というのは十年間で五十九兆です。五十九兆に対して、先ほど主税局長から答弁がありました、特定財源として三十から三十三兆ぐらいが入るんじゃないかという見込みを持っています。

この図でいいますと、平成二十年、道路財源が一〇〇入った、しかし道路の予算としては九〇だった場合、この一〇〇の分は二十一年に、いわば権利というか、前の年使い切れなかったので翌年

使い得るよというので乗ります。翌年の道路財源も一〇だったとします。次に問題なんです、道路の予算が一〇、九〇が一〇になった場合には、一〇足りませんね、一〇〇に対して。それは建設国債を出すことになります。

しかし、その翌年の道路予算がどうなるかというの、我々はずっと抑制基調でやろうとは思いますが、例えば災害が起こったりというようなことでふえることはあります。したがって、先ほどから道路局長が申し上げているのは、翌年の道路予算の高さと道路財源の収入によって決まりますので、今の段階では言えない、そういうことです。

○古本委員 結局、十年間の結果的に積み上がった数字というのが、平成三十年度以降、次年度以降国交省のいわばポケットとして使える。けれども、お金はバーチャルである。なぜならば、各年度でもう使っちゃっていますから、ほかのことに。そういうポケットを持つくらいならば、先生方、毎年毎年これだけ地方から道路をつくれつくれと言われているんですから、余らさずに使いたいじゃないですか。その分、結果的に国債発行するんじゃないですか。これは筋が通りますよ、前の年は税収があるんですから。

この十年分を一体幾ら一般会計に回すか、今回でいけば四百二十八億円、これに相当する数字のこの十年間の計画を出させてください。委員長に求めます。これが出ないと議論できません。

○香川政府参考人 五十九兆というのは、今の段階で税収と合わせて十年間で使うであろうという数字です。ただ、毎年度の予算編成で我々は道路予算を抑制するという努力をいたします。結果として五十九兆にいかないことがあり得ると思います。そういう意味で、五十九兆を上回らないという表現になっております。

したがって、今の段階で毎年毎年の予算の高さが想定できませんので、十年間で幾らぐらいが一般財源に回るかという見込みは立てられません。先ほど申し上げましたように、災害などが起こ

りますと、公共事業の關係は予期せざるふえ方をいたします。そういうこともありますので、それは毎年毎年の積み重ねになります。（発言する者あり）

道路局からも説明がありましたように、十六の政策課題に必要な十年間の事業量が五十九兆円ということで今政府として統一の意思決定をしております。五十九兆円ぐらいはかかるだろう、十年間、かかるだろうと思っております。（発言する者あり）上限です。

したがって、道路を含む公共事業全体の予算がどうなるかと、あるいは特定財源が本当に入らないかもしれないので、先のことばかり言いませんけれども、我々は公共事業について今後も抑制基調で折衝をしたいと思っております。そういうことが可能になれば一般財源が出ます。ただ、それが出来るかどうかはまだわからないわけです。

ということで、今の段階で十年間の一般財源……（発言する者あり）特定財源の……（発言する者あり）

○原田委員長 質疑者が質問してください。（発言する者あり）

では、説明を続けて。

○香川政府参考人 何を聞かれたことになったんですか。（発言する者あり）

○原田委員長 説明を続けてください。

○香川政府参考人 要するに、計画は五十九兆で、それに見合う税収が必要でということと今お願いしているわけですが、実際の予算で毎年毎年道路の高さがどれぐらいになるか、実際の税収がどうなるかによって一般財源が生じ得るわけです。その一般財源が生じたときに、それは一般財源として使えるというふうに書いてあるのが今度の法律の趣旨です。

○古本委員 本当にいいかげんですね。本当にいいかげんですよ。だってこれは、ガソリン税は倍取るんですよ。そして、その倍取ったガソリン税で道路をつくるという法律になっているんじゃないですか。それがこの財源特例法でしょう。それ

を余らすと言っているんだから、十年分出しなさいよと言っているんですよ。何を言っているんですか。その話がないと、何を国民に倍の税金を払えなんて要求できるんですか。

財務省は、一般財源化したいならば、暫定税率をすばっと下げて、残った額を気持ちよく一般財源化すればいいじゃないですか。倍を取っているから筋が通らないんですよ。道路をつくるということで今倍を取っているわけでしょう。では、倍を取るのなら、道路をつくれればと言っているんですよ。余らすと言っているから、その額は幾らかと聞いているんですよ。

いや、でも幾ら聞いたって同じことを繰り返しますから結構なんですけれども、委員長、いずれにしても、私のこの資料で言う一〇に相当する数字を、試算で結構ですから、一応出していただくように計らいをお願いします。

○原田委員長 ただいまの古本君の御指摘に対して、その出し方も含めて理事会で協議をいたします。

○古本委員 よろしく願います。

再確認ですが、御検討いただけるということでよろしいでしょうか。

○原田委員長 結構です。

○古本委員 これは、暫定税率を十年続ける限りは、与党の皆さんもそれなりの理屈を用意した方がいいと思うんですよ、政府も。これは現に二十年度分で余るということがわかっているんですよ、同様で、この十年間でどれだけ余るのかというのとはつきり出すべきですよ。その上で、それが仮にストックとして最終的に四千億あるいは五千億、それ以上になるかもしれない、そういう試算のもとに、その分、相当分は下げるべきですよ、暫定税率から。エチケットとして下げるべきです。なぜならば、それは道路をつくるという目的で取るからですよ。

そのことを申し上げて、終わりたいと思います。ありがとうございます。

○原田委員長 次に、階猛君。

○階委員 民主党の階でございます。きょうは、古本議員に引き続きまして、道路特定財源の問題そして暫定税率延長の問題について、私からも質疑をさせていただきます。

ところで、額賀大臣、唐突ではありますが、質疑と質問の違いを御存じでしょうか。

○額賀国務大臣 質問は、わからないことを聞いてみるということです。質疑は、お互いに討論をするという、意見を交わし合うという、疑問を呈し合うという、そういうことですかね。

○階委員 今こちらに「新・国会事典」、有斐閣というちゃんとしたところから出ている本なんですけれども、それによると、質問というのは「議員が議題と関係なく、国政一般について内閣に対して事実の説明を求め、又は所見をただす行為をいう」と。また、質疑というのは「議題について疑義をただす行為である」と。そういうふう書いてあります。

私が何でこんなことを言いますかというと、今、道路特定財源とか特別会計とか、非常に紛らわしい言葉が多々あります。我々も十分に理解し切れていないんじゃないか。今も、一般財源の問題について、政府の説明、千九百億と言っていたのが法律上は四百二十九億だった。そういったように、我々、国政の場で議論する際は、言葉の意味をしっかりと認識した上で議論を進めていかなくてはいけない、そういう例として今申し上げます。

そこで、本題に入りますけれども、まず、特定財源と特別会計の違い、そしてそれぞれの数についてちよっとお聞かせ願えますでしょうか。

○木下政府参考人 お答え申し上げます。

特定財源とは、一般に特定の歳入に充てることとされる特定の歳入を指すものでございまして、一定の歳入につき安定的な財源を確保できる等の意義があるとされており、一方で、特別会計とは、国が特定の事業を行う場合に、特定の歳入歳出と一般会計とを区分して経理するために設けられるものでございまして、受益と負担の關係

や事業ことの収支をより明確にすることができ
等の意義があるとされております。

現在、特定財源につきまして、何らかの使途が
法律上特定されている財源は十三ございます。そ
れから、特別会計については、現在、特別会計法
に基づいて順次数を減らしているところでござい
ますが、二十年度におきましては二十一会計とい
うことになっております。

○階委員 そこで、道路特定財源、そして道路整
備の特別会計ということに入らせていただきた
んですけれども、今お手元にお配りしてある資料
をござらんになっていただきたんですが、これを
見ますと、道路特定財源、この左側でございま
すけれども、これが必ずしも道路整備特別会計、今
ちよっと名称が変わりましたけれども、それは後
で言いますが、道路整備特別会計には入ってい
ない。

それで、この道路特定財源のうち自動車重量
税につきましては、一般会計にまず入って、その
うち国分の約八割、これは特別会計を通らないで道
路の予算に使われている。これは、どういう理由
で道路整備の特別会計を経ないで使われるのかと
いうことをちよっとお聞かせください。

○額賀国務大臣 今のお尋ねでござりますが、自
動車重量税のうち道路特定財源となっている国分
の約八割は、平成二十年度において、まちづくり
交付金等の道路関連施策には充てられていたけ
れども、道路整備自体には充てられていないた
めに、特別会計への繰り入れは行われていないとい
うことです。

○階委員 そうすると、国分の約八割というの
は、道路整備関係だけれども、ちよっと道路整備
とは違う趣旨のものだから分けていますというお
話でした。

そして一方、ここには書いていないんですが、
国分の約八割というのが今御説明ありましたけれ
ども、残りの二割というのは、これはどういうふ
うに使われているんでしょうか。

○森山副大臣 自動車重量税のうちの残りの二割

につきましては、公害健康被害者への補償にその
一部が充てられており、それ以外は使途の制限の
ない一般財源になりますので、一般会計各種の歳
出に充てられていると理解をしております。

○階委員 そうすると、今の、少なくともこの国
分の約二割というところは既に一般財源化されて
いて、先般来、政府の説明によると、今回初めて
道路特定財源の一般財源化をしたというよう
なことをおっしゃっているわけですが、

何かそれは違うんじゃないかという印象を抱くわ
けでございますけれども、この点についてはどの
ような説明をなさるのでしょうか。

○額賀国務大臣 先ほど申し上げたように、重量
税のうちの国分の八割は道路関連施策に充てられ
ている、ほかの関連施策に充てられているという
ことです。それで、道路整備自体には充てられ
ていないわけですが、だから特別会計に
は入っていないということです。

○森山副大臣 自動車重量税の創設のときの国会
答弁に基づいてこのような取り扱いが行われると
理解をしております。

○階委員 道路特定財源といってもいろいろな使
われ方をしているというのが、まず御理解いた
だけるかと思ひます。

それで、道路整備特別会計というのは、平成二
十年度の予算からこれは廃止されて、統合され
たわけですね。都市開発資金融通会計とか、治水、
港湾整備、空港整備、そういった各特別会計と統
合されて、今年度から社会資本整備事業特別会計
に統合されたということでしょうか。

○香川政府参考人 特別会計改革の結果、道路整
備特別会計につきましては、今おっしゃいました
ように、都市開発資金融通特会、治水、港湾整
備、空港整備等々の各特別会計と統合されまし
て、一つの社会資本整備事業特別会計となりまし
た。

○階委員 その統合の目的というのは何なので
しょうか。

○香川政府参考人 事業ごとに特別会計があると

いうのは縦割りの弊害があるのではないかと
いう批判もございまして、統合することによりまし
てこの縦割りの弊害を除去し、それから事業間の
連携強化を図ることができるということで、各事
業の進め方について効率性が高まるのではない
かということもございまして、それから、その事業を
通覧することができるといふようなことで、わか
りやすさの向上にも資しているのではないかと考
えております。

○階委員 そういう統合をすることによって、道
路特定財源、これは別に社会資本の整備一般に充
てられるようになるんでしょうか。

○香川政府参考人 社会資本整備特会の中の道路
整備勘定に道路特定財源は入りますので、社会資
本全体に使われることにはなりません。

○階委員 つまり、特別会計を統合する意味が全
くないんじゃないかと思うんですが。統合するん
だったらもはや道路特定財源を維持する必要はな
いんじゃないかと思うんですが、何で統合
した後も今までどおり道路は道路というふうなや
り方を維持するんでしょうか。

今回、せっかく社会資本整備事業特別会計とい
うものを創設したんだしたら、もつと大きなビ
ジョンに基づいて社会的なインフラをつくって
いくようにすべきじゃないかなと思うんですが、
も、統合後もなお道路特定財源を維持する必要が
あるという、その理由についてお答え願えます
か。

○香川政府参考人 特定財源は、受益と負担の関
係が非常に明確だということで制度としてござい
ます。道路について言えば、ガソリンを消費する
方が道路に乗るわけですので、そこは明確じゃな
いかということも特定財源がございます。

一方、港湾事業でありますとか空港事業であり
ますとか、もろもろほかの公共事業がございま
すけれども、それぞれ、道路のお金が空港に回ら
ないという意味で分けてあるわけですね。

社会資本整備特会のはかのメリットとしまして
は、従来、事業量だけを書いているような特別会

計が多かったわけですが、成果目標、例えばバリ
アフリーを実現しようとか、それから全国レベル
での陸海空のネットワークをつくらうとか、そ
ういう成果目標をもとに長期計画をつくらうとい
う発想で統合したわけですね。特定財源の方は、そ
話とまざらないようにということで区分経理をし
ておるわけです。

○階委員 要は、道路を守りたいということが今
のお話からも明らかになったと思うんですが、

ちよっと話は変わりますが、この間、平
岡委員の質問でも明らかになったとおり、ガソリ
ン税の本則部分というのは、もともと一般財源
だったのが昭和二十八年に特定財源になったとい
うこととございます。当時、予算編成を縛られる
ことになる大蔵省としては、これについて反対し
なかったのでしょうか。

○香川政府参考人 予算編成過程では反対したん
じゃないかと思いますが、国会での答弁をもとに
お答えいたしますと、当時の旧大蔵省の答弁とい
たしまして、「ある特定の税を常に特定の財源に
する」というような結びつきをして参りますと、負
担の公平という見地から考えましても、また国の
財政の運営から考えましても、適当でないとい
うことが考えられるわけでありまして」という説明を
一方しておりました。

他方、当時、昭和二十八年ですけれども、揮
発油税という問題になりますと、各国の事例を見
てまいりまして、例えばアメリカのようにこれを
特に目的税に取り上げているという事例は見られ
ます。揮発油税をどういう根拠に基づいて課税し
ていくかというふうなことになるまいりまし
と、やはり自動車の持つ道路との結びつきとい
うことにおいて、他の税と多少性格を異にするもの
があるということも否めない事実でありますとい
う説明もしております。

○階委員 今言った答弁は、恐らく、当時の建設
委員会、大蔵委員会の連合審査会の議録とい
うところの答弁だと思ひますが、その連合審査会
の結果、当時の大蔵委員会は建設委員会に対して

申し入れを行っています。その内容を今ちよつと読み上げます。

現下の状況に鑑み、我国における道路整備の必要はこれを認め、且つ本法律案提案者の熱意はこれを諒とするも、その財源措置として揮発油税収入額相当額をこれに充当せんとする目的税制の根本を創設することは、我国の財政制度及税制の根本をみだすおそれがある大蔵委員会

は認める。

そのような申し入れを行っています。

大臣、このような申し入れを過去にも行っております。やはり、我々のこの財務金融委員会と国土交通委員会とは根本的に発想が異なるんじゃないかと思うのでございます。今回もぜひそのような合同審査会を設けて、そして我々の立場を明確に主張すべきではないでしょうか。御所見を伺います。

○額賀国務大臣　そういう御議論があつたということは私も聞いております。税の基本的な考え方としては、それが正しいと思います。

しかし、当時も、やはり道路整備というのは必要であつた。そういう事情から、受益と負担の關係からこういう一定の目的を持った形でユーザーに御負担をお願いしたという経緯があつたんだと思います。それが今日まで続いているわけでございますけれども、これが永遠に続いていいとも思っておりません。

その意味では、おっしゃる通りに、今度はそういう揮発油税を改正して、本当に必要な道路の部分には使わせてもらいますけれども一般財源化をしていこうという、法律の目的を方向転換させていただいた部分があるわけでございます。その意味では、私は、今後、道路をつくっていく財源について一般財源化をすることは、ある意味では従来とは違った意味を持つものだというふうに思っております。

○階委員　多少方向転換したとはいえ、先ほどの話ですと、四百二十九億という微々たるものしか一般財源繰り入れを認めていない。しかも、その四百二十九億も繰り越し繰り越して、将来的には

道路整備の財源に充てられるということで、まだ不十分と思っております。

昭和二十八年当時でも先ほどのような申し入れをしております。当時から道路整備が著しく進展した現代、また国の財政状況もこのように悪化しております。そして、受益と負担のバランスというものを常々おっしゃつておられますけれども、さつきのよう道路特定財源でも既に一般財源として使われており、また、地方税において自動車税とか軽自動車税とか、これは自動車にかかわる税金でも一般財源として使われております。

そういったことで、道路特定財源を廃止すべき、一般財源化すべき、そういうような環境がもう既に整つていっているんじゃないかと私は思うわけでございますが、その点について御所見を伺いたいと思ひます。

○額賀国務大臣　基本的な考え方としては、今度の暫定税率水準の維持の法律を出させていたいただいたことの目的は、先ほど来言つていられるように、一つは道路の整備である、もう一つはやはり財源、財政の事情がある、それから環境のこともあります。そういう総合的な形で今度の道路整備と一般財源化を図つていった基本的な考え方があるというところでございます。

これは、今後、野党の皆さん方ともいろいろ議論をしながら、あるべき姿をどういふふうにしていくかということとは将来考えていかなければならぬ問題であるというふうに思っております。

○階委員　それで、先ほど大臣も一般財源化の方向に少しづつ転換してゐるという趣旨のお話があつて、私は四百二十九億にすぎないということを申し上げました。

先ほどの古本委員の質問でも明らかになつたとおり、政府の方では、このお配りしてある資料でございませうけれども、今回一般財源として千九百何がしというお金を一般財源化したと言つておるわけでございますが、実際、法律上一般財源化している金額というのは、揮発油税と石油ガス税の金額と地方道路整備臨時交付金と道路整備の山の差額、この部分なんです、この部分。これが四百

二十九億。

ということは、残りの部分については、法律上は特定財源でもなく一般財源でもなく、どういふ財源なんでしょうか。

○香川政府参考人　法律上、揮発油税は道路の特定財源とされております。自動車重量税は法律上の特定財源ではありませんが、創設以来、道路関係の歳入に充てるといふ運用がされてきて、これを合せて道路特定財源と呼んでゐるわけですが、千九百二十七億については、自重税の部分というところにならうかと思ひます。一般財源です。

○階委員　よくわからないんですけれども、そうすると、この財源のうち、ここまではわかりました。この自動車重量税というのは、これは本来何にでも使つていいお金。一般財源千九百二十七億というものは、本当は自動車重量税全体一般財源であつたものが、なぜか一般財源のうち、まちづくりだとか高速料金とか無利子貸し付けに充てられて、無理やり特定財源化されてゐる、そういうふうにも聞かえるんですが、それでよろしいですか。

○香川政府参考人　その図で、特定財源の税収が三兆二千九百七十九億円になつてゐるかと思ひます。それで、道路整備と言われているところが、臨時交付金とその上の二兆百八十五億円で、したがつて、その四百何億が揮発油税の世界でも道路整備からはみ出ているということになります。一般財源を含めた特会から上の部分がありま

すね、そこに今の四百二十七億と、それから自重税から余つてくる分が足されまして、千九百二十七億ということになります。

要するに、自重税と揮発油税と合わせて道路に使つた分、その残金の分が六千億ぐらいありますけれども、その中で、そこにありますように、無利子貸し付けとか新たな措置とかその他の道路関連施策を引きますと千九百二十七、だから、千九百二十七の中に四百幾つと自重税の千五百ぐらいですか、が入つてゐるという勘定にならうかと思ひます。

○階委員　そうすると、一般財源化されるのが千九百二十七億で、もともと道路整備に充てられるのがこの金額だというのはわかつたんですけれども、その中間の、この黄色いのは、何でこういう使途に充てられてゐるのか、これは結局、一般財源でもなく特定財源でもなく、何なんだろうかという疑問が残るんですけれども、教えてくださ

い。

○香川政府参考人　法律上は特定財源じゃございませんが、運用上ずっと特定財源という扱いになつてゐましたので、納税者の理解が得られる範囲内で道路あるいは自動車関連のものに使うということで、そういう黄色い部分があるわけなんです。まちづくり交付金の中で道路整備に当たる部分でありますとか、それから料金引き下げの原資でありますとか無利子貸し付け、これらはみんな道路及び自動車関連ということで、ぎりぎり納税者の理解が得られるのではないかとこのことで、こういうものに使うということなんです。その上の白のところは、全くの一般財源になつてゐます。

○階委員　では、午前中はここまでにして、また午後続きを行つていただきたいと思います。ありがとうございました。

○原田委員長　午後一時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時三十分休憩

午後一時三十分開議

○原田委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、お諮りいたします。

両案審査のため、政府参考人として警察庁刑事局組織犯罪対策部長宮本和夫君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○原田委員長　御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○原田委員長 質疑を続行いたします。階議員、それでは、午前中に引き続き質疑をさせていただきます。

午前中明らかになったこととして、この真ん中の棒グラフ、オレンジの部分が道路特定財源の純粋な部分で、そして白い部分が一般財源、今回制度変更によって一般財源にしたものも含みますけれども、そういう分け方になっていて、この真ん中の黄色い部分が一つよくわからない財源であるということ、この黄色い部分の資金使途などについてちよつと話を進めていきたいと思ひます。

ところで、今回国会の方で、道路特定財源の資金使途に關していろいろ、冬柴大臣、見直すというお話がございました。その見直すと言つたものについて少し列挙していただけますでしょうか。

○原田政府参考人 お答え申し上げます。
主なものを申し上げます。

まず、公益法人につきましては、財団法人駐車場整備機構につきまして民間参入を検討すること、それから財団法人道路保全技術センターにつきまして、公益指導監督基準の内部留保三〇％を超えているという状況に對して、その適正化を図る等々のことを申し上げております。

それから、業務支出の關係につきましては、レクリエーションのための経費については、今後道路特定財源からは支出しないものとする、それから宿舎につきましては新規を厳に抑制するなど、一層適正な運用を行うものとするなどがございます。

さらに、昨日でございますが、大臣のもとに、こういったたぐいの公益法人、支出の問題について総点検と今後の改革の方針を検討するための改革本部を立ち上げまして、道路特定財源の使途の妥当性を検証するとともに、支出の適正化を確保するための方策や道路關係法人のあり方について検討することとしております。

○階議員 今いろいろ言われたことは、この黄色

いゾーンの中に含まれるお金の話という理解でよろしいですか。

○原田政府参考人 お答え申し上げます。

今申し上げましたことは、公益法人への業務委託につきましても、あるいは福利厚生關係につきましても、その下の道路整備費の中から支出しているものがほとんどかと思ひます。

○階議員 そもそも、この道路整備のところでも、そういう見直さなくちゃいけないものがあるということなんですが、例えば、今お話にあった駐車場整備機構ですか、こちらの駐車場事業による収入というのは国庫に入る仕組みになっているのでしょうか。

○原田政府参考人 お答え申し上げます。

駐車場整備推進機構が關係しております駐車場は全国で十四カ所ございます。これにつきましては、整備手法として、国が本体施設の整備を行ひまして、財団は、みずからの負担、借入金等をするることによりまして、空調設備あるいは中央監視施設等の機械施設の整備を行うということになっております。

財団がやります部分については借入金でやつておりますので、駐車料金を取るということで回収をしております。国分につきましては料金は取っておりません。

○階議員 その駐車場収入なんですけれども、平成三年のときに道路法、駐車場の改正という問題がありまして、その審議の際に藤井道路局長が、料金収入は国庫に当然入るといふ答弁をされておられるんですよ。これに反すると思うんですが、どうでしょうか。

○原田政府参考人 お答え申し上げます。

平成三年の道路法改正は、当時の都市部における駐車場不足に對するために道路法の改正であるいは駐車場の改正をいたしましたわけでございますが、道路法の關係部分につきましては、もともと道路の附屬物として駐車場はつくることができたわけでございますが、料金は取れなかったということでございます。それを、民間經營を圧迫する

ために、料金も取ることができるといふようにしたのが平成三年の改正でございます。したがひまして、道路管理者がつくる駐車場につきましては、料金を取ることもできるし、取らないこともできるというのが法律上の仕組みでございます。それと、先ほど申し上げました駐車場整備推進機構は平成五年にできておりますけれども、それは直接關係をしておりませんで、駐車場整備推進機構の仕組みについては、先ほど申し上げましたように、国分については取らない、財団分については駐車料金を取るという仕組みで今やつていふということでございます。

○階議員 要するに、經營については全く国は関与しないといふんですか、そこで上がった利益については国庫に入らないような仕組みになっているということですね。

では、黄色い方の話ですけれども、下からいきますけれども、まずまちづくり交付金等千五百二十五億円とありますけれども、このまちづくり交付金というのはどういうものなんでしょうか。道路整備とどういふ關係があるのか、教えていただけますか。

○原田政府参考人 お答え申し上げます。

まちづくり交付金につきましては、各地域の実情あるいは課題に即した全国の都市再生の取り組みを支援する制度としてできておるわけでございますが、市町村が作成する都市再生整備計画に基づきまして、市町村がいろいろなメニューを選択いたします。市町村道でありますとか河川でありますとか公園でありますとか、あるいは場合によつては建物、一定の範囲で公益施設もつくる、それをそれぞれの実情に応じてどういふメニューを選択するかは、それぞれの事業主体である市町村に任せられておるというのがまちづくり交付金でございます。

今回、特定財源との關連で申し上げますと、全国のまちづくり全体で見えますと、結果として道路整備を伴うものが増えています。それぞ

れぞれの道路整備をするかどうかは市町村に任せられておりますけれども、総体で見ますと道路整備を伴うものが増えています。そういったまちづくり交付金の中で道路整備が行われる割合を勘案して、まちづくり交付金全体の予算の中で特定財源を充てる割合を決めている、それが二十年度で申し上げますと約千五百億円ということでございます。

○階議員 道路整備を伴わないものもあるということですが、そもそも道路というのは、町があるところをつないでいく、それで命の道とか言われているわけですが、町をつくるというのは道路整備とは基本的には關係のない話だと思ひます。

それで、次に、この高速料金引き下げ、IC、インターチェンジのことだと思ひますが、これが千五百十七億円とありますけれども、この実態は、二・五兆円、平成二十年度に道路公団の債務を承継した保有機構から、さらに債務引き受けを国が行う、その二・五兆円の債務引き受けのうち、二十年度分の償還金、そういう理解でよろしいですか。

○香川政府参考人 二・五兆円の範囲内で国が承継する債務のうち、平成二十年度における償還金及び利払い費でございます。

○階議員 これも、高速料金引き下げとかインターチェンジとか書いておると何となく道路整備っぽく見えるんですけども、実態は、今お話があつたとおり、借金の償還ということでございます。あと、無利子貸し付け、これもまた道路の整備とは直接は關係ないです。

こういった黄色の分とかを考え、また、先ほど説明した白い一般財源ということを考えますと、結局のところ、国の道路特定財源三・三兆円のうち、道路整備關係に充てられておるのは、このオレンジの部分、二・七兆円ということになるというふうに思ふんですけども、それでよろしいですか。

〔委員長退席、田中(和)委員長代理着席〕
○原田政府参考人 道路整備費という意味におき

ましては茶色い分でございますが、黄色の分につきましては、道路整備費ではないけれども、納税者の理解を得るために道路に関連する使途に充てているということでございます。

○階委員 そういふことで、実際のところ、三・三兆円、道路整備費関係は二・七兆円ぐらいいし使われていないという中で、さらにこの二・七兆円についても毎年三割ずつ減らしていくという中で、特定財源の規模というのは、仮に百歩譲って特定財源を維持するにしても、三・三兆円というのは明らかに過大ではないか、多過ぎるのではないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。大臣、お願いします。

○額賀国務大臣 これは、行革推進法とかそれから閣議決定においても、道路特定財源の水準、暫定税率の水準を維持するために、道路を整備するということが、それから財政事情を勘案すること、環境のことも考えていくこと、そういう流れの中で暫定税率の水準を維持するという形にしております。その中で道路財源のことを考えているわけでございます。

我々もできるだけ、一年までは一から三割ぐらいの縮減を図っていくというところは、おっしゃるとおりでございます。そのほかに、一般財源化をして納税者の理解を得ながら必要に応じて支出をさせていただきたいということでございます。

○階委員 結局、これは全体を一般財源化したところで、もともと三・三兆円という財源の枠に關係なく、道路整備は二・七兆とかそういう使い方をしていたわけだから、一般財源にして、完全にオープンな状態にしても、全然、必要な道路整備というのはできるんじゃないかと思うんですけれども、何のために三・三兆円という枠を確保しなくちゃいけないのか、それが私には理解できないんです。それをもう一度御説明願えますか。

○額賀国務大臣 これは、そもそも道路特定財源にしたときに、受益と負担というか、道路をつくってもらうことによって利益を受ける方々に負

担してもらうということでスタートしたわけでございますから、そういう納税者の皆さん方の理解を得なければならぬというのが原点でありまして、したがって、ガソリン税等については道路を中心として考えていかなければならないということが一つの理由でございます。

○階委員 納税者の理解ということであれば、この辺のところも納税者の理解を得られるんでしょうか。この黄色の部分とか白い部分、こっちは得られる。そしてこっちは得られない、オレンジの部分には納税者の理解が得られない。そこで分かれる理由は何でしょうか。どうして一方は納税者の理解が得られ、一方は得られない。その分かれる理由は何でしょうか。

○額賀国務大臣 納税者の理解を得られるということが大事なことでありまして、それが特定財源たるゆえんでございます。

しかもなおかつ、黄色い部分も、これは高速料金を下げたり、それからまちづくり交付金で渋滞を解消したり、無利子貸し付けで地方の道路関連の仕事をしたりとか、一般財源については、これは直接的にはひもがついていないわけでございますけれども、既に一般会計から、環境問題とかあるいは信号機とか、そういう、言ってみれば道路あるいはまた納税者に理解が得られるような使われ方をしている一般会計の予算との見合いからすると、一般会計から環境関係のような予算の枠内で一般財源が組み込まれているというか財源化されているので、納税者の理解は得られるのではないかとというのが我々の判断になっているわけでありまして。

○階委員 納税者の理解ということであれば、例えば、今、国の財政は悪化しています。毎年二十五兆国債を発行しています。そのうち建設国債が五兆円、赤字国債が二十兆円というのが大体の内訳です。

納税者の理解を得るということであれば、こういう道路関係のものについては、資産が後世に残るわけですよ。それで、建設国債というものに

よって資金を調達することもできる。そういう道路整備については、道路特定財源ということで最初からそもそも少ない税金をこれに振り分けるのではなくて、建設国債とかそういうもので資金調達するということも考えられないでしょうか。

○額賀国務大臣 考えれば考えられないことはないけれども、最初から借金をしていくことになるというのが、財政の基本から考えればいかなるものかなというふうに思います。

○階委員 借金をふやせという話じゃないんです。今、道路特定財源があることによって建設国債の発行が相対的に抑えられて、また、道路特定財源があることによってほかの財源を赤字国債によって調達、例えば教育とか医療とか、そういうものについては建設国債が発行できないじゃないですか。ですから、道路特定財源を一般財源化すれば赤字国債の発行割合が下がって建設国債の発行割合がふえる、そういうことだと思いませんか。その方が財務省としても国民の納得を得られやすいと思うんですが、いかがでしょうか。

○額賀国務大臣 もともと道路財源というのは、そういうユーザーとのつながりを断ち切ってしまうと、納税者はこの道路特定財源の支出というか、納税、税を納めることに賛成していただけた可能性は物すごく少ないのではないかと私は思います。そうすると、道路と断ち切ってしまうことはちよつとできないでしょう。その上、御党のおっしゃる通りに暫定税率をなくしてしまうようなことになれば、地方と国あわせて二・六兆円の収入減になるわけだから、そうすると今度は、逆にはほかの分野、教育や社会保障のところまでむしろ手をつけていかなければならない事態だつて考えられる。

そういうことを総合的に考えると、我々が考えたように、道路とか環境とか財政事情だとか、そういうことを考えた上で、この法案、暫定税率の維持の法案が出されているということで御理解をいただきたいと思ひます。

○階委員 今、一般財源化は国民の理解を得られ

ないというお話でしたけれども、先般、松野議員も指摘されたように、世論調査の結果とかを見ると、過半数が一般財源化に賛成しているということもあるわけですよ。ですので、今の論拠は乏しいのかなというふうに思います。

そこで、暫定税率の話に進ませていただきますけれども、そもそも、今回十年延長するという理由、これは道路整備中期計画が十年であるからだ、そういう認識でよろしいですか。

○額賀国務大臣 これは先ほども申し述べさせていただきましたけれども、道路に対する要望というのは、都市と都市との間を結ぶ道路を、もうちよつとバイパス等もつくってください、しっかりとしてください、それから通学路もしっかりしてね、あるいはまた渋滞対策もやってください、踏切もきちつとしてください、そういう要望がある。

その上で、道路をつくるのは結構時間がかかるんですよ。そういうことから、基本的には、暫定税率の維持のために、十年ぐらいのタイムで道路がつくられるとすれば、その財源を確保していくために暫定税率の水準も十年ぐらいの期間で考えさせていただきたいということをおっしゃるわけでございます。

○階委員 道路整備計画というのは、大体五年ごとに更新されてきております。それで、暫定税率が今まで五年ごとに延長になってきたかというところ、そんなことはないんですね。道路整備計画は五年だけれども暫定税率は二年、つまり、計画の途中で期限が来て、それで延長されたという経緯もあるわけですよ。何ゆえ中期計画の十年と暫定税率の十年を一致させる必要があるのでしょうか。

○額賀国務大臣 何か区切りをつける意味で暫定税率を二年ごとにしたことはおっしゃるようであつたのでありますが、原則的にはその後五年の見直しをしてきたし、それから先ほど道路特定財源の、道路をこれからつくっていく上に当たっては、やはり中長期的な視点から日本の国土建設を

考えていく、地域の環境を整備していく、そういう視点から中長期的、十年タイムで安定した財源を確保していくために、十年間の期間で暫定税率の維持をお願いしているということでございます。

○階委員 五十九兆円という中期計画に見合う安定的な財源ということで暫定税率が必要ということだと思ふんですが、果たしてその暫定税率が必要なのかどうか。

今お示しいただいている数字だけからだと明らかになっていないんですが、午前中、大臣がお話しになられていたのは、その五十九兆という中期計画のうち、国費が使われるのは二十九・五兆というお話をされていました。ということは、二十九・五兆道路特定財源を確保すればいいのでしょうか。もしそうだとすると、暫定税率がなくても十分間に合うような気がするんですが、その辺はいかがでしょうか。

○額賀国務大臣 先ほど、道路整備については国費のほかには地方費だとか借入金だとかいろいろある、国費は今までの実績からすれば二十九・五兆円ぐらいではないのかというお話をさせていたいただいたわけでございます。

したがって、これからはガソリンの値段がどういふふうになるのか、あるいはまたガソリンの供給がどういふふうになっていくのか、あるいはもつと燃費が安くなつていくのか高くなつていくのか、いろいろな要件が絡んでくるわけでありますから、実際に税収がどの程度になるかということについては、やはりその時々になってみなければわからないところもあるわけでございます。

もちろん、直前の経済実績だとか、いろいろなデータによってそれは見通しをつけていかなければならないわけでございますけれども、そういう意味においては、これは機械的に数字をはき出す以外には、先のことを言えるわけではないと思っております。

○階委員 安定的な財源と言うからには、安定しているから見積もりもできるんじゃないかなと思

うんですけれども、そもそも、十年間で道路特定財源による収入は幾らあるというふうに見積もっているんでしょうか。先ほど、暫定税率部分については三十兆から三十三兆みたいな答えがありましたけれども、道路特定財源としては幾らというふうに見積もっていますか。

○加藤政府参考人 先ほどお答え申し上げました、暫定税率も含めた道路特定財源全体の見積もりにつきましては、国土交通省の方で機械的な推計を行つておられますが、それは三十兆から三十三兆円のレベルというふうに向つております。

○階委員 失礼しました。そうすると今、国、地方あわせてですけれども、道路特定財源毎年五・六兆、それを十年、単純に計算しますと五十六兆なんですが、これが大幅に減ることになりますか。

○加藤政府参考人 お答え申し上げます。

ただいま御説明いたしました数字は、国分の特定財源の数字でございますので、地方はまた別に、二十年度で見ますと二兆円強でございます。それを十倍すれば二十兆ということ、全体で、地方、国合わせた道路特定財源の合計は、二十年度予算ベースでは五兆四千億でございますので、十倍すれば五十四兆円ということになります。

○階委員 私が聞きたかったのはその数字で、済みません、ちょっと表現がまずかったと思ひます。

つまり、その五・四兆を十倍すると五十四兆、それ以外に具体的な見積もりは出していないという中で、中期計画が十年だとしても、そういうふうに入収もよくわからない、また道路整備予算の方も毎年査定していくということであれば、やはり暫定税率の期間というのは一年ごとに見直していくべきじゃないでしょうか、仮に暫定税率を設けるとしても、その点について、大臣、いかがでしょうか。

○額賀国務大臣 これは、先ほど来お話をしておりますけれども、政府案においては、道路の整備とか財政事情とか環境の問題とか、そういうこと

を踏まえて現行水準を維持していただきたいというお話をしているわけでありまして。その上で、道路整備を上回る分については一般財源化をさせていただきたいということを考えているわけでございます。

もう一つは、やはり先ほど言っているように、道路をつくるのには一定の期間がかかる。それが大体十年前後ではないのかということから、十年間暫定税率水準の維持をお願いしたい、それによつて安定的な財源を確保して対応していきたいということでございます。

○階委員 今、お手元に、「道路特定財源の見直しについて」という政府・与党、平成十九年十二月七日のペーパーをお配りしております。

それで、そのペーパーの一ページ目の真ん中ぐらゐに、「中期計画は、今後の社会経済情勢の変化や財政事情等を勘案しつつ、五年後を目処として、必要に応じ、所要の見直しを行う。」とまずあります。

それで、一枚めくつていただいて、二枚目の最後の方を見ますと、今の「見直しを踏まえ、」今、下から五行目ぐらゐを読んでいますけれども、「見直しを踏まえ、道路整備の状況等を勘案し、必要に応じ、所要の検討を加える。」何に所要の検討を加えるかというところ、これは税率の話ですけれども、五年後に見直したときに所要の検討を加えるということ、これは、今十年延長すると言ったことと矛盾していませんか。

○額賀国務大臣 確かにそう書いてありますけれども、政府・与党合意においては、道路特定財源については、五年をめどにして、中期計画の見直しを踏まえ、必要に応じ所要の検討を加えるということにはなつておるのでありますけれども、そもそも合意は、中期計画は十年であるというふうに書いてあるわけでございます。一方で、だから、これと、暫定税率十年ということは、決して矛盾をしていることではない。

○階委員 それと、今、五年後見直しの話をしましたけれども、そのペーパーの一番最後のところ

に、「自動車関係諸税については、税制の簡素化が必要との指摘もあり、今後の抜本的な税制改革にあわせ、道路の整備状況、環境に与える影響、厳しい財政状況等も踏まえつつ、暫定税率を含め、そのあり方を総合的に検討する。」というふうに言っています。

つまり、今後の抜本的な税制改革のときに暫定税率を含めて検討するところなんです、その抜本的な税制改革というのはいつやるんですか。十年後ですか、五年後ですか、それとももっと最近のことですか。

○額賀国務大臣 これは、我々がいろいろ直面をしているのは、平成二十一年度には年金の基金を三分の一から二分の一にしなければならぬとか、将来の社会保障の財源を安定的にしていかなければならない。あるいはまた、歳出削減、無駄を省くということを徹底的にしていますけれども、一方でプライマリバランスも黒字化をしていかなければならない。そういうことから、できるだけ早く抜本的な税制改革をしていかなければならない。

そのために、今政府は、国民会議を開いていると社会保障をめぐっての審議をしているわけでございますけれども、そういうことを含めて総合的に税体系を見直していかなければならないというふうに思っています。

○階委員 きょう審議しているほかの法案で、赤字国債の発行に関する法案もあるんですが、こちらは一年ごとに審議するわけですが、こちらは

それで、私が思うに、税金のように国民に直接の負担を求めるこの法案については十年ごと、そして国債のように間接の負担を求めるのは一年ごとで審議する。あるいはまた、税金の方については、この暫定税率のように租税特別措置法のたくさんある中の一つとして審議する。ところが、赤字国債の方は、単行法といえますか、それ一つだけ取り上げて審議する。何か両者の扱いが、国民に直接の負担を求める方は適当にやつて、そして間接の負担を求める方は慎重にやつて、これ

は均衡を失うように思うんですけど、その辺はどうでしょうか。

○額賀国務大臣 暫定税率については、先ほど申し上げましたように、十年間のプロセスで道路の中期計画がつくられていく、そのための安定した財源をつくっていくために十年間をお願いをさせていただいているということ。

特例公債は、これは国会の審議を毎年やっていただいて、そして緊張した中で財政運営が行われていく、そういう視点が非常に大事だ、こう思っております。その意味では、単年度の特例立法としてきちっと審議をしていただいて、借金の問題を議論していく、質疑をしていくということは非常に大事なことだと思っております。

法案の立法形式とか改正のあり方につきまして、法案や法案上の趣旨によっていろいろと考えられていいのではないかとこのように思っております。暫定税率と特例法はそれぞれ目的と趣旨が違ってくるから、当然、同じような形でもないのではないかとこのように思っております。

○階委員 そういう御答弁をいただいていると、なかなか暫定税率の延長ということに我々も賛成しかねるのでございますが、仮に、今後予算が成立したとしても、暫定税率のような歳入関連法が成立しなかった場合、憲法上は政府としては予算の減額修正義務があると思うんですが、いかがでしょうか。

○木下政府参考人 お答えいたします。

予算は、憲法にもございますように、内閣により提出され、国会において御審議いただいた上で成立するものでございます。

それで、今お話がありましたように、予算成立後におきましてそういう事態が起きた場合に、内閣が補正予算を提出いたしました、国会が歳入予算の減額を含む内容を成立させれば歳入予算の減額ということになります。そういうことは憲法上は可能だと思いますけれども、一方で、歳入予算は収入の見積もりという性格を持っております。

ことから、当初見込まれた金額から変動する場合があったとしても、直ちには補正予算を提出する必要という義務はないというのが政府としての考え方でございます。

○階委員 そうすると、暫定税率を廃止しても予算の組み替えとか別にしなくても、必ずしもする必要がないということですか。

何か、二・六兆円税収減になると予算が成り立たなくなるとこのことで民主党を批判されているんですけれども、今の御説明だと必ずしも予算の修正とかは必要ないということに聞こえるんですが、それでよろしいですか。

○木下政府参考人 お答えいたします。

今申し上げましたのは、一般論として、歳入予算というのは収入の見積もりであるので、その収入が変動したからといって直ちに修正する義務があるわけではないということでございますが、先生がおっしゃったような点につきましては、それはまさにケース・バイ・ケースの御判断だろうと思っております。

○階委員 最後に私が言いたいのは、今回暫定税率を廃止すると二・六兆円税収が減ります。我々の案でいくと、この二・六兆円は地方には負担を求めないので国の負担になってしまふ。その二・六兆円を引く張つてくるやり方については、我々としては、今回の暫定税率の期限切れという問題は、それは当初から想定されていた話です。期限が来れば当然廃止になるのが暫定税率ですから。

ですから、二・六兆円減収になったことに對して我々の方で説明責任を果たせたいのはそもそも筋違いであるというふうには理解しているんですけれども、お知恵をかせすわけでもないんですが、仮に二・六兆円減ったとしても、私はきょうの議論から財源は十分確保できるというふうに思いました。

なぜならば、さっきの黄色い部分、高速料金引き下げ、インターチェンジ、これは、実際二・五兆の債務を引き受けて、その一年分の償還金であります。つまり、今年度二・五兆の債務を引き

受けて、今年度の負担は千五百十七億円です。それで将来的に償還ができるということでございまして、二・五兆円、このようなやり方をしないで、この黄色の分はなくて、二・五兆円、建設国債を発行してそれで今年度は千五百十七億円償還に充てる。来年度以降は、今後暫定税率の、また再度やるかどうか、これをじっくり議論して、一年かけてこの二・六兆円、復活させるかどうかを議論していきたいと思います。

そして、二・五兆円プラスこの無利子貸し付けというのが一千億円もあるわけですから、この一千億円も今年度はやめればよい。

この二・五兆円の債務引き受けをやめたりとかあるいは無利子貸し付け一千億円をやめたり、それによって別に道路整備には全く支障はありません。二・六兆円というのはいわば不要不急の資金使途ですから、これをとりあえず今年度はなくして、二・六兆円の減収はここでカバーした上で、暫定税率の問題についてはこれから議論していけばいい、時間をかけて議論していけばいい。何も今年度の予算に間に合わせる必要はない、そういうふうには思っております。

このような私の意見を申し述べて、私の質問とさせていただきます。本日は、ありがとうございます。

○田中(和)委員長代理 次に、佐々木憲昭君。

○佐々木(憲)委員 日本共産党の佐々木憲昭でございます。

まず最初に、基礎的なところを確認しておきたいんです。道路の中期計画という素案が昨年十一月につくられて、この総額が六十五兆円であったということですが、その後、政府・与党合意によつてこれが五十九兆円に削減をされた。これ、なぜ六兆円マイナスになったのか。五兆円でなく六兆円、七兆円でなく六兆円だと。その六兆円というものの決まった理由、その理由を説明していただきたい。

○額賀国務大臣 六兆円という数字は国土交通省できちっとしてくれたわけでございますけれども

も、私どもは、六十五兆円という最初の素案からできるだけこれを言ってみれば合理化をしていく、コスト削減をしていく、そういう努力はできないのかということでも国交省と協議をした結果、新規の技術を採用するとか、あるいはまた四車線を二車線にするとか、徹底したそういう合理化をしようじゃないかと、あるいはまた、まちづくり交付金との関係で道路整備を活用していこう、あるいはまた、渋滞解消のために高速道路の料金引き下げ等を考えていく方法はないのかとか、いろいろなることを協議した結果、国交省でそういう六兆円の削減を考えてくれたというのが背景であります。

(田中(和)委員長代理退席、委員長着席)

○佐々木(憲)委員 今の説明では、さまざまコスト削減、合理化、その中にはいろいろ理由を挙げて、削減をした結果だと。つまり、六兆円を削減した中身というものはこういうものであると漠然と言われましたが、そのリストと金額、これを示していただきたい。

○原田政府参考人 お答え申し上げます。

現段階で六十五兆ベースの内訳は示しておりますけれども、五十九兆ベースの内訳は我々お示しをしております。

今、この点につきましては作業をしております。先ほど御答弁にありましたけれども、一つは、コストカット、コスト削減でどこまでできるか、あるいはまちづくり、地域づくり、あるいはいろいろなソフト施策でどこまで削減できるかという作業を今詰めておりまして、できるだけ早く五十九兆ベースの内容を出させていたいただきたいというふうには思っております。

○佐々木(憲)委員 いや、それは逆じゃないんですか。作業をしたから五十九兆になったんじゃないんですか。五十九兆にしてから作業をするというのはどういうことですか。それは全然話が逆じゃないんですか。

○香川政府参考人 今回の中期計画をつくるに当たりまして国土交通省では、全国十万人のアン

ケートをとつたりして、道路に対するニーズを聞きました。それで、生活関連道路でありますとか、踏切の除去でありますとか、渋滞解消でありますとか、十六の政策課題ごとに、これぐらいは必要だろうというものをまとめたわけでありまして。それに平均事業費を掛けて六十五兆というものが出てまいりました。

私ども、議論する中で、この六十五兆で達成されるものについては確かに意味がありますねという議論をしてまいりました。ただ、それを達成するのにもっと安くできませんかという議論を予算編成過程でしていたわけです。

それで、六十五兆をできるだけ低くできませんか、コスト削減というのはまだまだできるでしょう、それから、渋滞解消といつても、バイパスをつくるんじゃないですかとか、あるいは、生活関連道路についてはまちづくり交付金というようなものでできる部分もあるんじゃないですかということ、六十五兆で達成される成果についてでもっと安くできませんかという議論をずっとしてまいりまして、そこはだから、五十九兆ならばぎりぎり達成できます、そういう努力をいたしますということ、五十九兆で合意したわけです。

それでは、五十九兆について実際にどういうふうを実現するのかというのは、コスト削減で幾らというのを今国土交通省でつくっているわけですから。五十九は、予算編成過程で、いわば見込みでありますけれども、そこまでは努力しようということ、達成可能というように国土交通省が合意した水準であります。

○佐々木憲委員 どうも話がよくわからぬですね。もっと安くできませんかと言った、それで、ぎりぎりこの程度なら達成できるということになったと。だからつまり、その中身を出してくればわかるわけです。

これから中身を決めますということ、つまり、いろいろコスト削減その他をこれから具体的に検証してやってみて、そうすると、実は六兆で

はなくて七兆ぐらい削れます、こういう結果が出る可能性もある、そういうことですね。

○香川政府参考人 六十五兆円で達成される成果について、まずこれは必要ですねという話になって、公共事業については、長年、入札の改革でありますとかコストの削減計画を持っております。五年で一五%の計画とかいろいろのものを持っておりますので、その関連で、道路でももっとコスト削減できるんじゃないでしょうかという議論をいたしました。

それから、先ほど言いましたように、他の施策で重複を回避すればもっと低く事業費を抑えられるんじゃないでしょうかということ、それは、それらの要素を総合勘案して、五十九兆ならば何とかできると思いますという合意に達したわけです。

具体的にそこをどうするかという話は、ではコストでここまでやりましょうというのを、予算の結果の後の国土交通省の方で今検討されているわけです。

○佐々木(憲)委員 要するに、五十九兆に決めたという理由は何もないんですよ。大体この程度ですわねという決め方をしたんじゃないですか、今の話を聞いてみると。つまり、六兆円減らして五十九兆にする、六兆円減らしますという金額がまず先にありきで、それに合わせて、ではここをこうしましょう、これから具体的な中身は決めましょうと。この決め方が全く逆転しているわけですよ。

最初から、六十五兆円のこの部分とこの部分は削れるじゃないか、そういう作業をやつていけば、結果として六兆円削れても、その中身はこれですと今すぐ出せるはずなんです。これからその中身を考えましょうなんというの、最初はいかに削る削減ありき。つまり、六十五兆円も最初からいかに削らなければ。五十九兆円も適当に決めた。しかも、その六兆円減らした分、これからどういう数字を入れましょうか、考えます。そんなでたらめなやり方がありますか。今は年間、道路財源は五兆四千億だ、十年間こ

れは暫定税率でやります、十年間で五十四兆円になる。道路計画五十四兆円だつて別に悪くはないじゃないですか。五十九と決まった根拠は全くない。そんなでたらめなものを出してきて、これで何か十年間のものを今決めると。とんでもない話だ。

ではお聞きしますけれども、この五十九兆円のうち、税金でつくる道路と、国民が高速道路などへ料金を払います有料の部分と、これは合わせて五十九兆円ですね。

○香川政府参考人 五十九兆円の中には、有料道路と普通の道路とあると思います。

普通の道路については、国費が、現状、足元の単年度で見ますと約半分になっていますので、二十九兆五千億とかそういうものが必ず必要なんだと思います。それから、先ほど言っていました料金の引き下げとかスマートインターとか無利子貸し付けで約三兆円ということで、三十二・五ということになるかと思っています。

それで、有料道路は、将来の料金収入で返すということ、当面は借り入れでやるわけですからけれども、それが、現在の十九年度予算でいいますと約二割ぐらいやつております。そういう足元の数字を置いてやつていくわけです。

だから、五十九兆ですと、二割ぐらい、十兆弱ですか、強いて言えばそういうことになります。

○佐々木(憲)委員 五十九兆のうち、有料部分が十兆ですか。そうすると、あと四十九兆が税金だ、こういうことですね。

○香川政府参考人 有料道路をどれぐらいつくるかというのはまだ決まっておられませんので確定したわけではありませんが、足元の今の道路予算の中でいいますと二割ということなので、仮に置くとして、その数字になると思います。

○佐々木(憲)委員 これも非常に不確定要素なんですよ。

今、ここに暫定税率を十年間延長すると出してきていくわけでしょう。五十四兆円の税収を上げていくわけでしょう、単純に十倍して。ところが、有

料でさらに別枠で国民から取る、これが十兆円あるわけですよ。四十九兆円じゃないですか。何で五十四兆必要なんですか。どうしてそういうことになる。全くこれは、ここに出されている、今我々が審議している税制の前提そのものが崩れる話ですよ。

○香川政府参考人 先ほど主税局長からお話しありましたけれども、特定財源、国と地方を合わせて五・四兆あります。国の部分は三・三兆、地方で二・一兆ぐらいですか。それで、先ほど、五十九兆のうち国費は二十九兆五千億ぐらい、仮に半分とするとそういうことになりますと申し上げましたけれども、その裏側の地方負担のところには地方の道路財源が当たることになります。ということですよ。

五十四兆というのは国、地方を合わせた財源ですから、うち約三十兆が国、残り二十四兆が地方になります。国と地方の財源を合わせて道路をつくりまします、そういう計算になります。

○佐々木(憲)委員 要するに、私が聞いたのは、国、地方を合わせて税金でつくるのが幾らか、それから有料の部分でつくる部分が幾らか、その数字、五十九兆円の内訳を言つてほしいと言っているわけです。

○香川政府参考人 五十九兆のうち約十兆が料金だとして、それから国費が三十兆弱ということ、地方は、国のお金と地方のお金と合わせてつくる道路についていえば、地方のお金と二十兆ぐらい入るということになります。

地方の道路財源は、余った分はあと地方の単独事業に使われるんだと思いますが、中期計画は単独事業は入っていませんので、国のお金と合わせて使うお金としては、地方が二十兆になります。

○佐々木(憲)委員 これは料金で十兆だ。あと四十九兆、約五十兆、そのうち国が三十兆、地方が二十兆。要するに五十兆ですね。それで、道路特定財源で今審議している。この十年間でこれよりはるかに大きな税収が上がるわけですよ。これは、そんなに大きな税収が上がるようなこと

をやらなくても、当然、この税率を下げる、暫定税率部分あるいは減税する、そういうことに十分対応できるんじゃないんですか。

○香川政府参考人 国の国費が二十九兆五千、約三十兆です。それに、料金下げ、スマートフォン、無利子貸し付けのお金が三兆円。三十三兆弱かかるわけです。

それで、主税局の方からお話しありました、足元の動向なんかも見て幅を持つての話ではあります、三十兆から三十三兆の特定財源収入が国の分として入るだろうということで、ほぼ見合っているということになります。

○佐々木憲委員 いずれにしてもこの数字は、極めてアバウトな、全く積み上げた形にはなっていないわけです。

したがって、本当に五十九兆を決めてから何か理屈を後でつけ足しているような感じで、先ほどの数字の中身の合理化の内容もこれから考える、今言われた数字も、後で五十九兆の中身を数字を合わせた形で大体こんな形だ、こういうやり方をしているわけです。本場に六十五兆も五十九兆も、えいやと言つて決めたような非常にでたらめな数字だということがよくわかりました。

では次に、昨日の財務大臣の答弁で、特定財源のうち一般財源化するのは一千九百億円と言いましたね。これは、三兆三千億、この中の六六程度なわけです。先ほどの説明では、四百二十九億円が一般財源に回る分だ、こういうふうに言いました。この関係はどうなっているんですか。

○原田政府参考人 先ほどの四百二十億円は私の答弁で申し上げましたので、とりあえず私の方から御説明させていただきます。

特定財源につきましては、法定の特定財源でございます。特定財源は、運用上の特定財源でございます。自動車重量税等がございまして、先ほどの私がお答え申し上げましたのは、財源特例法の世界、すなわち、揮発油税等の世界の中で、税収と今度の予算で充てられている道路整備費との差額が四百二十八億円ということをお願いしたものでござ

います。

○佐々木憲委員 そうしますと、この自動車重量税というのはもとと使途を特定されていない一般税である、運用上、その八割を道路に回しているだけである、法的根拠はない、そういうことになりましてね。この前私が質問したときには、計算上、一千九百億円という数字のもとになっているのは、この自動車重量税を含んだ、いわば自動車に充てられてきた、つまり、道路整備に充てられてきたその中から一般財源化するという回す分ですよ、そういうことで大臣はおっしゃっていただければいいんですか。

○額賀国務大臣 そのとおりです。

○佐々木憲委員 そうしますと、もともこの自動車重量税というのは、これは法的には特定財源ではないわけです。全額をこれは当然一般財源とするのが本来の筋だと思ふんです。何も、そこから部分的にこっちに回しますと言わなくたって、もとも一般財源なんですから、それは本来の姿に戻す。何も八割とか何とか言わないで、全体が一般財源、こういうことでよろしいんじゃないんですか。

○額賀国務大臣 それは、八割はだから国会の決めで、答弁で、道路関係に使うという形になっておりまして、今までは道路整備を中心に使われてきたものであると思っております。

道路整備については、これは、必要な最小限というか、必要な道路についてこれから建設をしていくということでございますから、その以外のもについてはこの限りではないという意味で揮発油税等も一般財源化をされ、その中でその自動車重量税も道路建設整備以外のところに使わせていただいているというところでございます。

○佐々木憲委員 必要な道路についてはその中から使わせていただいている、こう言っていますね。

それなら、一般財源にして、必要な道路部分はこれだけいただきます、ほかの部分については例えば医療にこれだけ使います、福祉にこれだけ

使います、そういうふうにするにすればいいんじゃないんですか。自動車重量税、この部分については一般財源です、その上で必要な道路について使える部分はこの部分です、こういうふうにするにすればいいんじゃないんですか。何も八割八割と言わなくたっていいじゃないですか。八割と言ったら、こう消化し固定化されるわけであって、その点どうですか、大臣。

○額賀国務大臣 一般財源化をするということになると、自動車重量税はもとと一般財源的なスタートを切ったけれども、国会の中で、これは自動車重量税を中心として使わせていただくということ、これはやはり、同じように、納税者に理解をいただいたことで自動車重量税の分野に使わせていただくことになっておりますけれども、ことしは、そういう揮発油税そのものを道路整備に上回る分野は一般財源化をするという形にしておりますので、一般財源になった分野と合わせて自動車関連施設に使わせていただくと同時に、きちっとした、ひもつきではない一般財源化をつくらせていただいているということでございます。

○佐々木憲委員 要するに、法定されている道路財源、これは揮発油税と石油ガス税である、この二つなんですよ。それ以外の部分は、勝手に八割をいただきますと言っているだけの話です。こういう話を私は言っているわけです。

ところが、今おっしゃった、道路整備に使う部分を超える部分、これは一般財源ですと言いますが、この前も私指摘しましたけれども、例えば千九百億円の部分、この部分についても、これは自動車重量税に使いますという限定がついているんじゃないやしませんか。だから、信号機ですとか交通事故対策ですとか、そういう自動車に関連する部分に使うということになっているわけですよ。しかも、この特定財源の揮発油税、石油ガス税が、道路整備で余った部分、その部分も、まちづくり交付金ですとか地域自立・活性化交付金、こういう

う道路関連施策という形で使われる。

つまり、一般財源化と言いますけれども、何も一般財源化になっていないんじゃないんですか。結局は、丸々、道路及び自動車関連、そういうところに使おうという形になっているわけですよ。しかも、きょう明らかになった四百二十九億円ですが、この部分も、次の年に回して、そして、その部分についてはまた道路に使いますと。だから、一般財源化と言ったけれども、何か、結果としては全部道路なんだ。こういうことでは、全くこれは言っていることが逆さまだと言わざるを得ない。

それともう一つ、先ほどから、戦後の税制の歴史の指摘がありました。私も若干調べました。まず、一九四九年、揮発油税が制定されたわけでありまして、当時の議事録を見ますと、政府の提案理由はこうなっているわけです。「揮発油税に相当の担税力がある」、理由はこれだけなんです。そのときに、揮発油税を道路特定財源にすべきだという議論があつたそうでございます。しかし、結果としては、使途を特定せず、何にでも使えるという一般税、一般財源として導入されたわけですね。

これ、一般財源とされたその理由というのはどのようにお考えですか、大臣。

○額賀国務大臣 恐らく、戦後間もないころでございまして、揮発油は担税能力があるというところで、さまざまな財政需要に応じるために一般財源として導入されたものというふうに思っています。

○佐々木憲委員 当時の有名なあのシャープ勧告というのがありますね。ここでは、予算上の制約から、特定の歳入源を特定財源とすることは不可能であるという理由により退けられたと。つまり特定財源にするということは、いわば財政の硬化を招く、そういう理由からだったわけですよ。

これは、今私たちが道路財源を考える場合、大変重要な事実でありまして、大変参考になると思っています。つまり、ガソリン税というのは、初めか

ら特定財源ではなくて、これは一般財源であつたと。目的税、特定のものに、道路に使われるようになったのはいつからですか。

○額賀国務大臣 これは、昭和二十八年に道路整備の財源等に関する臨時措置法が制定をされて、緊急かつ計画的に道路を整備する観点から、特定財源として道路整備に充てることにされたというふうな考へております。

○佐々木(憲)委員 おつしやるように、一九五三年、昭和二十八年に、田中角栄議員などの提案で道路整備費の財源等に関する臨時措置法というのがつくられた。これは、今審議されている道路整備費の財源等の特例に関する法律改正案の原型となつてゐるものです。今、審議は国土交通委員会です。

田中角栄議員が提案した内容の一つは、閣議で道路整備五カ年計画を決定せよ、二つ目に、一九五四年以降五年間は、毎年度、揮発油税法による当該年度の税収額に相当する金額を道路整備や修繕の財源に充てなければならぬ、要するに、終戦直後の臨時措置法というのは、道路整備長期計画と財源の手当て、この二つをリンクさせた、そういうものだったわけですね。

ただし問題は、注目しなければならぬのは、この税金、つまり揮発油税というものが目的税だったのかどうかです。これは目的税ではないというものが、当時の田中角栄議員の答弁であります。

例えば、昭和二十八年六月二十三日の建設委員会、ここでは、「目的税として道路整備の費用を計上するために、揮発油税を徴収する」というのはありません。「俗にいわれておる目的税」というのではないわけでありまして「これはつきり言つてゐるわけですから、それから六月二十四日、次の日の建設委員会では、田中議員は、「ガソリン税収入額と同相当額をもらわなければならぬ」と規定したわけであつて、私は目的税的な、いわゆる理論的に言つた目的税では全然ないということを考へております。」こう答弁してゐます。つまり、ガソリン税などの道路特定財源と言われているものは、

それ自体が目的税ではないと。
この原理は現在も同じだと思ふんですけれども、いかがですか。

○加藤政府参考人 税法の法律の構成自体は現在も変わつておりません。

○佐々木(憲)委員 つまり、今、ガソリン税とか石油ガス税というのがありますけれども、その税目は、それ自体としては目的税ではないわけですね。

では、それは何によつて道路に特定されるのか。そのための法律が別になきやならぬわけであつて、それは、例えば道路財源の特例法というものがないければ、これは道路に使えないわけでありまして、まあ、一般税ですから道路にも使えるわけですから、つまり、特定の目的のためにのみ使うということにはならないわけですね。

そうしますと、今、国土交通委員会が審議している道路整備特例法というのが、もしこれができなかった場合、それだけ成立しなかつた、仮ですよ、そうしますと、我々の財務金融委員会が現在審議しているこの法案が通つても、ガソリン税や石油ガス税は一般財源になる、こういう理解でいいですね。

○加藤政府参考人 税法上は、使途の制約はございません。

○佐々木(憲)委員 要するに、今我々が審議しているのは、一般税であるガソリン税を審議しているだけでありまして、道路のために使うというものは、道路財源特例法というもので初めてそれが道路に使われるということになるわけですね。

では、上乗せされてゐる暫定部分がありますね。この上乗せされてゐる暫定部分というのは、道路特例法がなければ、これは道路整備のためとて設けられたものだから、この暫定部分はなくなるのか、それとも、これも含めて一般財源として繼承されるのか。これはどのように考へたらよろしいんでしょうか。

○加藤政府参考人 税法上は、揮発油税法の特例として、租税特別措置で異なつた税率が定められ

てゐるという関係のみでございます。
○佐々木(憲)委員 そうすると、この道路財源特例法というものが成立しない場合、ここで審議しているものが通つたら、それ全体が一般財源になると。

例えば、その上でこの暫定部分についてはこれはやめましょうということになれば、これは、ここで審議してそういう税法の改正を行へばそういうふうになる、こういう仕組みであります。ですから、この暫定税率というものを、そういう位置づけとして考へなければならぬと思ふわけですね。

それで我々は、道路整備にだけ使うというふうなやり方はもうそろそろやめたらどうか、そして、道路にも使える、ほかにも使える、そういう一般財源としてその税収を財政全体の中で活用する、これが一番合理的な方法ではないかと思ふわけですね。いつまでも、戦後つくられたあの枠組みで、道路にのみ使えるようなやり方というのはもう部分的に破綻しつつあるわけですから、もう全体をやめて、もう一度考え直すということが今求められてゐると思ひます。

さて次に、この暫定税率というのは、いつ、どのような理由でつくられたのかという点です。

これは、暫定税率は幾つかの税目につけられてゐると思ひますが、それぞれの税目ごとに、その理由、そしてまた、最初何年の暫定としてつくられたのか、これをお答えいただきたい。

○森山副大臣 お尋ねについては、当時、昭和四十九年の国会答弁に即して申し上げますと、暫定税率の導入は、昭和四十八年に第七次道路整備計画が策定をされまして、昭和四十九年予算編成時までにその財源の検討を行うこととされてきたことを契機としております。

暫定期間が二年とされたのは、昭和四十九年予算編成時において、第一次石油ショックにより総需要抑制の必要が生じるなど、道路整備計画の先行きが不透明となつたことを踏まえたものと承知をしております。

当該二年間の期限到来後は、道路整備計画の残存期間二年を合せて暫定期間が延長されたものであると理解をしてゐるところであります。

○佐々木(憲)委員 暫定ですから、石油ショック直後の混乱した事態に対応するという理由だったわけですよ。だから、二年間だけで何とかお願いいたしますということで暫定税率が上乗せされたわけですね。

何でこれ、三十四年も続いているんですか。

○額賀国務大臣 これは、国民の皆さん方の道路のニーズが大きいわけでございます。それにこたえてきてゐるわけでございます。その結果、今日、相当道路整備が進んできたという成果もあるわけでありまして。当然、五年ごとに見直しをし、そして国会でも御議論をいただいていたわけでございます。

○佐々木(憲)委員 国民が望んだというより、一度つくつた税金はもう二度と手放さない、こういう理屈ですと続けてきたんですよ。最初の理由は、石油ショック後の税収の落ち込みを何とかしたいというだけだったんです。それはもう達成されても、いや、まだ別な道路に必要なんだという理由をつけてどんどん何回も延長して、今日まで来てしまつた。これは極めて異常な状況なんです。

何で三十四年も暫定なんですか、まだ十年さらに暫定なんですか。全く理屈が通らない。こういうやり方は、財政全体、国民の負担からいつて見直すべきだというふうには思ひます。

確認しますけれども、現在、どの税目にどのような暫定税率が上乗せされてゐるのか、それをお答えいただきたい。

○加藤政府参考人 まず揮発油税でございますが、揮発油税の本則税率は一キロリットルにつき二万四千三百円でございまして、それが暫定税率で四万八千六百円の税率になつております。それから地方道路税につきましても、本則税率が一キロリットル当たり四千四百円でございまして、それが暫定税率によつて五千二百円になつております。

あと、自動車重量税、一般の乗用車の例で申しますと、本則が、〇・五トン、一年につき二千五百円でございしますが、自家用乗用車の場合はそれが六千三百円、営業用の場合は二千八百円にされております。

以上が、国税関係の暫定税率の関係でございます。

○佐々木(憲)委員 これまできょうの議論をしてみて、私は、この道路特定財源というものの戦後の出発点から現在までの状況を振り返ると、極めて異常な、あるいは異例な状況が生まれていると思います。

もともと一般財源だったガソリン税、そこから出発して、それが目的税的な、的なです、ものに変わられ、しかも税目も新しく創設されて、例えば一九五五年には地方道路税、六六年、石油ガス税、七一年、自動車重量税、地方税では五六年の軽油引取税、六八年の自動車取得税、もう税目自体がどんどん数がふえてしまう。

しかも、オイルショック後、暫定税率、こういうものがつけられて、揮発油税が本則の二倍、自動車重量税が二・五倍、軽油引取税が二・一倍、自動車取得税が一・七倍、暫定で始まったんだけれども、結局は常態化する、恒常化する。しかも、税率はどんどん引き上げられているんです。倍加される。こういう状況が、今の道路特定財源と言われるものの財源なんです。

ですから、こんなものがどんどん膨れ上がって自動的に入ってくるわけですから、当然それを前提として、五年の中期計画が今年だという形で、中期計画自体も大きく膨れ上がっていく。これまでの一次から十二次までのその数字も最後に確認をしておきたい。一次から十二次まで、それぞれこの総額は幾らだったか、全部言ってください。

○原田政府参考人 お答え申し上げます。

第一次計画、昭和二十九年から三十二年、二千六百億円。第二次計画、昭和三十三年から三十五年、八千八百億円。第三次計画、昭和三十六

年から三十八年、一兆七千五百億円。第四次計画、昭和三十九年から四十一年、三兆三千億円。第五次計画、昭和四十二年から四十四年、五兆三千五百億円。第六次計画、昭和四十五年から四十七年、七兆七千億円。第七次計画、昭和四十八年から五十二年、十四兆三千億円。第八次計画、昭和五十三年から五十七年、二十兆三千億円。第九次計画、昭和五十八年から六十二年、二十五兆二千億円。第十次計画、昭和六十三年から平成四年、三十七兆八千億円。第十一次計画、平成五年から九年、四十九兆四千億円。第十二次計画、平成十年から十四年、四十六兆二千億円。社会資本整備重点計画、現行、十九年度までの計画でございますが、平成十五年から十九年度、三十八兆円でございます。

ちなみに、第一次と現行の社会資本整備重点計画は地方単独事業を入れていませんので、比較のため、第二次から第十二次までも、地方単独事業を抜いた数字でお答えを申し上げます。

以上でございます。

○佐々木(憲)委員 今、ざっと聞きましたけれども、十二次まで全部、前の計画よりも必ずふえているんですよ。しかも、五十年計画といながら三年で次はまた次の五十年計画、それもまた三年で次のという形で、計画自体はどんどん膨れ上がる。倍々ゲームで毎回膨れ上がっていく。何でそうなるかといえ、先ほど言ったような、税源が幾らでも入ってくる、全部道路なんだ、こういうやり方をしてきたから、今のような硬直した財政状況が生まれてきたんじゃないですか。

私は、こういうやり方をもうそろそろ根本的に見直さないと、日本の将来、日本の財政というものはしっかりした中身になっていかないと、そういうことを最後に申し上げて、質問を終わります。

○原田委員 次に、下条みつ君。

○下条委員 民主党の下条みつでございます。

ちようどおなかもこなれましたので、明確な、いい御答弁を大臣を含めてお願いしたいというふうに思います。私は、きょうは、税の公平な取り

扱いについて、大臣を含めて皆さんにお伺いしたいというふうに思っています。

まずは、今回の改正法案の中に、公益法人の収益事業への課税というところがございします。言うまでもなく、公益法人というのは、国のなすべきことをかわって行っている団体ということで、その公益性ゆえに課税において一般企業より優遇されている、これはもう言うまでもないことではないかと思ひます。

そんな中、寄附金の扱いをちよつと私も調べました。そうすると、税法上は特定公益増進法人として扱われ、優遇されている。一方で、公益法人の収益事業というのは、税率原則三〇%、一般企業並みになっている。

つまり、私が調べた感じでは、公益社団法人、公益財団法人の寄附金優遇についてということですが、国所管と都道府県所管を合わせた年間の寄附金収入総額は、公益法人に関する年次報告というものによりますと、平成十五年度決算では約二千三百六十七億円、十六年は二千五百六十億円、十三年も二千四百十五億円、非常に多額に達しているわけです。要するに、大変多くのお金が公益法人に寄附をされています。

そこで、もう一度申し上げますけれども、この公益法人の部分については、その本体のものについては、公益目的事業は非課税です、それ以外の収益事業は三〇%、ただし八百万までは二二%ということなんです。

だから、私が何を言いたいかということ、要するに、寄附が、相当なお金が公益法人に入っている、その中で、寄附をした金の使い道が公益性があるのか、それとも一般の公益性以外の収益事業に流れるのか、それによって、本当だったら、税金についてそれだけ収益事業でかけているんだから、一般の収益事業に流れるような寄附金があるとしたら、これは、僕は財務省の財務大臣の立場で言っているのではありません、同じように税金取れ、こう思っているのではありません。

要するに、寄附金をやる部分について、相手が

通常の公益性だった非課税だ、収益事業だったら三〇%かけるわけじゃないですか、これからを含めて。それだったら、寄附の部分も、どこに流れるかをきちつとっておかないと、隠れ所得みたいなことになるんじゃないかというふうに思うんですが、大臣のお考えをお聞きしたいと思います。

○加藤政府参考人 今回の公益法人制度の改正によりまして、法人の設立はまず準則主義になりまして、その後、公益性の認定をいわゆる委員会が認定する、その認定を受けたものがいわゆる公益社団法人、公益財団法人ということで、一定の税制の優遇が与えられるわけでございます。

御指摘のように、まさにその公益法人が本来の公益事業を行っているかどうか、それが税制の恩典を受けるにふさわしい社団、財団であるかの管理、監督も含めまして、それはそれぞれそういう委員会の認定と関係省庁のチェックもございしますので、そこですまずお願いをするという形になっております。

制度上は、一応、公益社団法人、公益財団法人につきましては、本来的な寄附というものはやはり非課税にするというのが制度的な構成ということ、そして、もしそれが収益事業等によって課税があれば、それは、きちつと税務当局の調査等も含めまして、やはり適正な課税を執行するという建前になっております。

○下条委員 その建前はわかるのでありますが、私は主税局の立場に立つて言うと、それが流れているんだとしたら、そのチェック機能をもちよつときちつとしておかないと、百万円とか一億ぐらいの寄附ならいいんですが、毎年約二千数百億円ずつ寄附金があるわけじゃないですか。要するに、国民から取るものをどんどん取るのであれば、公益法人からもしつかりと、今言った寄附の免除の部分も含めて、収益に流れる可能性だつて幾らでもあるわけですね。なぜかという、寄附というのは物すごく難しく、大臣、先行きの札がわからないわけですよ。財務省のお立場としても、そういう何だかわからない寄附もあるだろ

うから、そのひもつきをきちつと明確にしてい
くことによって税収を上げていくことを今あ
る状態の中では僕はやるべきだとまず思っ
ております。

大臣の御意見をお聞きしたいと思いますが、い
かがでございますか。

○額賀国務大臣　そこまで追跡ができるような事
態が生まれれば、それは、先生がおっしゃるよう
に、そのお金が新たな収益事業に結びついてい
ていけばその時点では税金が取られるでしょう
けれども、寄附はそのときは優遇されているわけ
でございますから、そこは、ではきちつと把握し切
れているのかどうかの問題だと思えます。

○下条委員　それがきちつと把握されていないの
が多いということで僕は質問させていただいてい
ます。この件について余り多くは語りませんが、
要するに、国民から倍ぐらい税金を取るものがあ
るのであれば、そういう部分をきちつとつなげて
いって、本来取れるものであれば主税局として取
ればいいのでありまして、だれにも文句を言われ
る筋合いはない。ですから、それが収益につな
がるのであれば、その部分にさらに、今チェック
をなさっているとおっしゃいましたけれども、本
当にそうなのかとちよつと僕もクエスチョンも
ありますが、今この段階では、私の提案をベース
にしておきたいと思えます。

その部分にもきちつと踏み込んでやっていると
よつて、本来取れる分はもつと取ればいいの
でありますから、本来取る以上に取っているもの
が多いものでございますから、ですから、そうい
うことをちよつと提案しておきたいというふう
に思えます。よろしく願います。

次に、公益法人というのは、非常に公益性が高
い、優遇されているということで、非常に信用が
高いと僕は思うんですね。この信用にかこつて
経済行為を悪用しようとしている人も中にいる。
昔でございますが、公益法人を売買するという問
題がありました。例えば、幽霊法人とかいうもの
をつくつて、悪徳商法とか詐欺商法に悪用されて

きたということでもあります。

今回の公益法人改革は、移行期間が二十年から
二十五年までかけてある。ただ、五年間の間、ま
たそういう幽霊法人の取り扱いについてどうなの
かなというのを僕はちよつと思つております。

ただ、私が調べました国所管の休眠法人とい
うのは、昭和六十二年から平成十八年にかけて、六
十一個あつた休眠法人が十個に減つてきた。これ
は、都道府県については、五百六十三個あつたの
が、昭和六十二年から平成十八年にかけて百三十
二に減つてきた。これは非常にいい結果でありま
すが、しかし、合計すると百四十二個である。ま
たさらに、所管不明の法人が国、都道府県を合
せて百九十五個あります。これを合計すると三百
十になるということですね。これはこのままい
まいのままだといつたのではないし、私は、
こういう幽霊法人が公益性という名のもとで幽
霊会社の売買に悪用されているいろいろな例を聞
きております。

そこで、どういう整理をしていく必要があるの
かなということに、お聞きすると、第三者からの
情報提供とか民法上の定期的届け出があつた場
合、また、資産、会社、社員、総会の状況や理事
の所在などを総合的に判断して、それぞれ、幽
霊なのか幽霊じゃないのかの判断をしていくとい
うことであります。

もう一度言いますと、五年というときと非常に長
い。今現在三百幾つかの幽霊法人を含めたものが
ある。これについてチェック機能をさらにブラッ
シュアップ、磨きをかけて進めていく必要が僕は
あるんじゃないかと思うんです。そうしないと、
さらに新たな犯罪、幽霊法人を使った詐欺売買
がまた起きてくるんじゃないかという懸念であ
ります。この辺のスピードアップについて、ま
た、磨きをかけていくことについて、所管庁から
ちよつと御意見をお聞きしたいというふうに思
います。

○須江政府参考人　お答え申し上げます。

いわゆる休眠法人の存在は、先生御指摘のと
おり、その名をかたつての目的外使用の実施など、
公益法人制度の悪用を招くおそれがございます。
このために、昭和五十四年に民法の一部改正が
行われまして、正当な事由なく引き続き三年以上
の事業をしない法人につきまして、その設立許可
を取り消すことができるということになりました。

政府といたしましては、昭和六十年に休眠法人
の整理に関する統一の基準などを定め、長期にわ
たつて活動を行っていない法人について休眠法人
と認定するとともに、その整理に努めているとこ
ろでございます。

その結果、所管官庁の努力により、昭和六十
一年には国、地方合わせて六百七十七法人あつた休
眠法人が、平成十八年十月一日現在では百四十二
法人になつております。

休眠法人の整理につきましては、所管官庁にお
いて引き続き迅速かつ適切な措置を講ずるよう、
趣旨の徹底を図つてまいりたいと思つておりま
す。

○下条委員　須江さん、それは僕が今言つたこと
にほとんど近いんです。先に私が申し上げたこと
に近いんですが。

私が言っているのは、それプラス、所管不明法
人が二百近くあるという話をしていられるのであり
ます。足せば、確かに足し算ですから、百四十幾つ
とその二百を足すと三百幾つもあるんですよとい
う話をしていいます。それについて、事件性を含め
て、非常に詐欺行為その他、幽霊法人というのは
悪徳商法に使われてしまう可能性がある。まあ現
在使われてはいますけれども、それがもつとこの五
年間の移行期間を含めて上がらない前に、その
所管不明法人についても含めていかないと、こ
ういふ質問であります。

○須江政府参考人　休眠法人のほかに、先生御指
摘のとおり、所管不明法人というのもございます。
所管不明法人につきましては、平成七年にその

調査を行いました。千九百の所管不明法人につ
いて平成九年十二月までに所管官庁を確定し、その
法人につきまして、それぞれの省庁において鋭意
処理を行つております。その結果、数につきまし
ては、先生御指摘のとおりの数に減つてきてい
るわけでございます。

このような所管不明法人の処理も相当進んだと
ころでございますが、一方で公益法人制度改革の
取り組みも進められておりますので、引き続き、
各省庁において早急な処理が行われるということ
を、その趣旨を徹底してまいりたいというふう
に考えております。よろしく願ひいたします。

○下条委員　総務委員会じゃないので余り長く
やつてもしょうがないんですが、要は、私は、非
難ではなくて、事前の話が一番必要だと思つて
すね、こういう議会というのは。悪徳として詐
欺、いろいろなものに公益法人というその公益性
や優遇性を使つて事件が多々できていくわけ
です。ですから私は、再三再四、今二回同じことを
僕は言つたんですが、ブラッシュアップ、スピー
ドアップしてもらいたい中でまだまだかなり残つ
ているわけですね、三百という結構ありますから。

そういう意味では、その部分について、ぜひ
今、趣旨徹底という言葉でいふもあるんですが、
所管庁の方には、戻られて、総務省の方で本
趣旨徹底していただいて、一刻も早くなくしてい
ただければ、もともとの母体になる、足元である
そういうものがなくなれば悪い人間もいなくな
る、使えなくなるわけでありまして、もう一度
だけ申し上げますけれども、徹底していただきた
いというふうな思つています。

次に、エンジェル税制を含めた起業期のベン
チャー企業の税制についてちよつとお聞きしたい
というふうな思つています。
中小企業のエンジェル税制というのは、一定の
特定中小会社の出資について、始まつたばかりだ
から寄附とかの控除をやつて、頑張れ、一生懸命
頑張つて、何とかこれから日本のために企業とし

て立ち上がっていい、こういう税制だと私は理解しています。

そこで、それが本当にきちっと血の循環が行き届いたことであれば一番それはいいのであります。いろいろなものをひっくり返してみますと、例えば二月六日の日経産業新聞に、三菱重工、これは三菱重工がいけないということじゃないです、三菱重工が外部の三菱商事や政策投資銀行とともに投資してフイズケミックスという半導体のベンチャーを立ち上げた、大企業の手厚い支援を受けて、大企業ベンチャーだというふうな発想し、たというのが載ってありましたけれども、これは別にこの企業がいけないと言っていない、これはどんだんやればいいんですが、要するに、こういう系列の企業の会社を取り込んだり、もしくはお金でもって取り込んできて、そこに企業が手をかけて、ベンチャーとしてそこで税制の逃れをしてるんじゃないかなという危惧が僕は起きるわけです。

つまりどういうことかという、例えばベンチャーについては、当然、今のような大企業が非常に投資を多く絡んでいったベンチャーもあれば、個人として小さいながら立ち上げて、その中で一生懸命頑張って上がっていく企業もあるわけです。

そこで、いろいろな形で、細かくはちょっと調べ切れなかつたんですが、どうも大企業の系列によつてのベンチャー企業が非常に多くなつてきて、結局、私は何を言いたいかというと、同じように税金を優遇するのであれば、大企業はいろいろな意味でも優遇されているわけですよ、ですから、もし一つの税が例えば百万という枠があったら、今まで大企業に八十万優遇していたら、二十万しかベンチャーに優遇されないんだつたら、ベンチャーの小さい会社には、要するにその会社が余り大企業に関係しないのであれば、もうちょっと優遇を上げてあげたらどうだ、こういう提案であります。

例えば、これは出資比率を膳本で見ればわかる

のでありますが、出資者とか出資比率がかなり大企業から入っている場合はある程度しか優遇しないよ、でも、本当にまっさらで、個人企業で、本当に一つ一つ積み上げてきて、三人とか五人、また仲間の二人で、まあ私もアメリカにいたときに、実をいうと僕とビル・ゲイツは同年でありまして、いろいろな話をしました。彼は、本当に最初は二人でやっていたから、マイク・クロソフを。ですから、そういうときにアメリカがいろいろなものを優遇していたので、言うまでもない、今いろいろな買収のことをやっていますが、ああいうことで本当に日本には……（発言する者あり）顔は似ていますか。ああそうですか、ありがとうございます。僕の方が老けているとよく言われるんですけども。

要は、本当にこの財務委員会、いろいろな非難ばかりなんですけれども、それもわかりです、お互い与党と野党で。ですけども、今この時点で頑張っているベンチャーの仲間たちもたくさんいるわけで、それを一つの財務省としての減税枠があるとしたら、大臣、それを少し大企業の分を削って、出資比率が関係ない、本当にまっさらな個人のベンチャー企業に対してもうちょっとパーを下げてあげて、大体、減税というのは枠が決まっていますから、大臣が判こをいつも押しますけれども、あの枠の中で少し割り振りを変えてあげて、パーを少し下げてあげたらどうだ、こういう僕からの大臣への提案であります。この辺、大臣、いかがでございますか。

○額賀国務大臣 今度、ベンチャーに対しては、先生御存じのとおり、企業の一歩苦しいときに寄附金の優遇措置をつくって、画期的な措置ができたと思いますけれども、その背景は、下条先生がおっしゃるように、結構、大企業の枠内、そのエリアの中でやっているというのが多いんですね。そうすると、エリアを離れてけんかするような立場になると邪魔されたりとか、なかなか日本の経済社会というのはいろいろな連携があるものですから、どうしても枠内にとどまってしまう

ケースが多いというようなことは聞いたことがあります。

そういう意味では、おっしゃる通りに、みずからの発想で勇気を持ってチャレンジをしていく、そういう人たちはやはり育てていくことが大事なことであると思います。せっかく国民の税金を使わせていただくならば、今後、そういう人たちの育てていくことが望ましいというふうに私は思います。

○下条委員 この場では個人企業、かなり優遇すると大臣もおっしゃれないと思いますが、ただ、そうおっしゃっていただいたことをかんがみて、ぜひそういう会があったときは、何か野党の小僧の下条がこんなことを言っていたと。できれば、本当に今苦しんでいることを助けるためにその税金を使つていただきたい。彼らにとつては、非常に重い負担になつていの中で頑張っているわけですから、画期的、本当にそうだと思います、画期的に始められたと思いますけれども、私としては、その出資者と出資比率を見て、大会社が絡んでいるようであれば少しパーを高目にし、そして、余り絡んでいない個人だったら少し低目にしていってあげたらどうかということ、もう一度この財務委員会で提案をしていきたいというふうに思っています。よろしく願います。

次に、寄附控除についての問題なんです、そこで私は、この問題の中で、未公開株の投機についてちょっとお聞きしたいというふうに思っています。

まず、平成十八年度の国民生活センターのホームページにこういうのが載っていました、何かというと、未公開株をめぐる苦情相談が急激に上がってきた。平成十七年、今から約三年前から物すごい勢いで上がってきた。これは、例えば年数にすると、平成十三年四月から平成十七年十二月の終わりまでだから四年ぐらいです、四年ちよつとで六百件、七百件だった未公開株に対する苦情件数が、今まで言ったように四年

間で六、七百件しかなかったが、平成十八年の一月、わずか一月で千二百九十六件出てきているんです。僕は数字でお話しするのが一番客観的だと思っています。僕は数字で話しても、要するに、未公開株の苦情が物すごい勢いで上がってきた。グラフでいうとこういう感じでありまして。これは、例えば前年の一月、つまり平成十七年のときは二百二十二件しかないんです。六倍弱ぐらいばんと上がつてきている。

これはどういふことかちよつと調べましたら、要は、株を買うのに平均で四百数十万円の契約金であったということです。ほとんどが未公開なのでこれはまたベンチャーにかかわってくるんですが、急成長が確実であるということ、売り物にしているということで、未公開株を絡めて売っているわけなんです。

そこで、私は、これだけ急激に上がっているというのは何でかなと思つたときに、きょうもいろいろ財務省の方や警察庁の方がいらつして、いろいろ話もしたんですが、結果的には詐欺であります。未公開の名を使つた詐欺行為が多くなつてきている。それに対して注意喚起は、これは財務省とは違うんですが、金融庁の方と国民生活センターのホームページで、気をつけましょうね、勧誘には御注意ね、これしかないんです。正直これしかない。

これに絡めて言えば、前途有望な学生さんたちの間でも、未公開を自分の小遣いのためにプロフィールを使つたりしてやつてきて、学生さんたちでも、多い人で六十万ぐらいどこから借金したり、親のあれを使つて引つ張つてきていろいろやつて、非常に大きな問題に今なつております。未公開株の、特にベンチャー関連の企業の名を使つたものということです。

これは、結果的には、今は被害が出てから注意喚起しているから、被害が出てから総合の中で裁判に持ち込む以外ない、そういうふうなことを私は言われたんですが、それでは、このまま野放しにしているの。実際これだけ苦情がぐつと上

がつていことは、実際は苦情を言えない人たちがいるということを考えれば、大臣、六倍どころじゃないんじゃないかと思うんですよ、事件の発生のスピードが。

ですから、私は、例えば事件が発生した、警察に届ける人、届けない人もいる、もしくは所管庁に相談する人、国民生活センターに相談する人、そのあたりの今のリンクがどういうふうにできているのかなど。情報のリンクの分与ですね。それによって、初動動作でこういうのは大変だよというそういうことが出たときに、すぐそれが違うホームページに載ってばつと見られるということになれば、大きなけがが、現在もう既に六倍以上になつていっていることは、非常に多くの方が未公開でうけようとして動いていっていることだと思ひます。

この辺の波及効果を抑えるということでぜひ御意見を伺ひたいんですけれども、今の状態をまずお聞きしたいと思ひます。所管庁の方、お願いします。

○宮本政府参考人 警察の方で刑事事件として検挙した事案について御答弁申し上げます。

平成十八年以降、未公開株の売買をめぐる詐欺事案でありますとか、また、こうした売買を無登録の業者が行つていたという無登録営業、こうした事案で検挙したということで警察庁に報告のありましたものは、十八年以降で警察庁の把握しておりますものは、合計十八事件でございます。

○下条委員 それは検挙した部分ですけれども、私の質問というのは、それが一番最初にもしか出たときに、どういうふうなその情報を、これは非常に難しいんですが、一つは、情報を流すことによって早く救われる人もあれば、情報をやることによって同じような類似事件を起こす人がいる、もしくは、情報をやることによっていろいろな犯罪を波及させてしまうこと逆にあると思うんですが、ただ、それをやることによって逆に救われる、さつき言いましたように、宮本さん、苦情件数はもう六倍以上になつているわけですから、検

挙までいくかどうかはまた別にしまして、そのリンク、情報の伝達をどういうふうになさつていかを、所管庁を含めてお聞きしております。お願いします。

○宮本政府参考人 警察といたしましては、いろいろ寄せられた苦情なり事件の相談なり、こういったものを含めまして、地方財務局なり都道府県の消費生活センターといった関係機関と連携をいたしまして情報交換等の協力を行つておりますが、また、国レベルにおきましても、警察庁としては、こうした関係省庁と情報交換を行つていられるほか、特に金融庁、国民生活センターなど、こうした直接消費者から情報が寄せられる機関と特に連携を密にして情報交換を行ひまして、こうした協力のもとに、この種事案の防止、取り締まりに当たつているところであります。

○下条委員 今回の検挙数を聞いていただければわかると思うんですが、要は、泣き寝入りが多いということなんです。苦情は恐らく現状で二万件、三千件とどんどん上がつていっていると思うんですが、結果的には、五万だ、十萬だ、十五萬だ、八萬だ、まあ、八萬というのはいさかい大きいですけれども、ある人にとっては小さいので、その手間をかけたたりするとも面倒だと言つて泣き寝入りする人が多いということなんです。だから検挙事件というのは十八件だと僕は思つていられるんですね。これは警察が悪いということじゃないんです。だから、多い件数と検挙の間にすごくギャップがあるのがこの未公開株の詐欺事件なんです。

ですから、この部分は、物すごい根元から国が危険性をもう少し開示していく、もしくは、今言いました、一つの事件が起きたときの連絡網をきちつとしてあげるとか、こういう部分がこれから十萬円損した人が泣き寝入りしなくて済むかもしれないし、学生で親のすねをかじる方々が、どこかで借りてきて、親の保証人のもとに二十萬、三十萬突つ込んでいるのは何千件ともう山とあるわけですから、そういう部分を私は申し上げ

げているのであります。

○宮本政府参考人 警察といたしましては、先

ほど御答弁申し上げましたいろいろな関係機関との連携によりまして得た情報などをとくに、各種広報啓発活動を行つておりますし、また、関係機関との連携と申し上げました中に、国のレベルでは、今般、集団投資スキーム連絡協議会、こういったものを設置いたしまして、関係機関が連携をいたしまして定期的に情報交換、意見交換を行つていくことで、こうした事案における利用者被害の発生防止、被害の拡大防止等に取り組んでおるところでございます。

○下条委員 余りこれ以上言つてもあれですが、要は、私が提案をしていったことがそのうち出てくれば、ああしまった、あのときやつておけばよかったというふうにならないようにしていただきたい。

今おつしやつたように連絡協議会を置いてやつているのであれば、今言つたように、私のことも一つ出してください。要するに、初動動作でいかに切つていくかということが、宮本さん、ほとんどは泣き寝入りなんです。十萬だ、三十萬だから泣き寝入りになつていっているところの先にストップをかけるということがやはり連絡のリンクではないかなと僕は思ふんです。事件が起きたときに、こういう顔は気をつけましょう、このブローカーには気をつけましょうということを先に出すということが僕は必要ではないか。

じゃないと、結果的には、しつこいようですけども、何千件ある苦情のうち検挙が十八件、これしかなかつたということですから、結局、ほかの国民の方々は泣き寝入りしてしまつていっていることでもあります。これは警察が悪いということじゃないんです。ですから、そのリンク部分をもつともっとスピードアップしていつてもらうと、初動のところである程度わかりやすくなるんじゃないか、さらにわかりやすくなるんじゃないかということの提案でございます。何とぞよろし

くお願いします。

次に、またちよつと寄附控除に戻りたいと思うんですが、特定中小会社というのはどういう会社かという、設立一年目の株式会社、そして、前事業年度と前々事業年度におけるキャッシュフローが赤字である会社を特定中小会社と。それで、この特定中小会社に対しては、寄附金控除の適用を受けることができる、こういうことであります。

私は赤字というのにちよつと着目をしてみました。要するに、立ち上がつて赤字となつて大変だな、救済していこうという考えだと思ふんです。これは大変いい考えだと僕は思ふんです。

ところが、私も金融機関に二十年おりました、そして証券会社も五年間おりました。その中で、創業等々、やはり一番最初の数年が死の谷と言われておりまして、さつきもちよつと同じような話がありましたけれども、利益を上げていくということがどのぐらい企業で大変なのかなということをもつて見てまいりました。

そこで、これは製造業に限つてなんです、ちよつと古い資料しかなかったんで、平成十三年の中小企業白書を見ますと、会社設立後の経過年数別退出率、つまり、会社を設立して何年でそのマーケットから消えてしまつたか、これを調べました。そうしましたら、やはり一年目が多いんですね。やめた。それで、二年目、三年目になつてくるとだんだん落ちついてくるんです。立ち上げて二、三年というのは本当に、飛行機でいえば、あれだけのGがかかる飛行機を離陸させるときの非常に力を入れる時期、また、ヘルプが必要な時期なんです。

十九年度についても、これはちよつと間に合わなくてヒアリングレベルなんです、退出率については同じよう、初年度は本当に退出率が、もうやめちゃつた、二年目からもうやめた、三年目だと少し落ちついてくるということでもあります。そこで、この赤字である会社にキャッシュフローは限るといふところなんです、例えば赤字

じゃなくても、何とか頑張つて黒字にしてこの企業をプロパガンダ、宣伝してアピールしたいというところもあるでしょうし、そして、それによつて税は払うということもあるけれども、それによつて逆に言うに寄附金控除は全く受けられない。後押しさせてもらえなくなつちゃう人も出てくる。これが、初期動作の部分の中小、ベンチャーの芽を育てる言ふと多く摘んで来たことは、僕じゃないです、数字の中であらわれてきているというふうに僕は思ふんです。

そこで、例えばですけども、この寄附金控除の部分の対象を、赤字と限らなくても、例えば、初年度、二年度、三年度については黒字が資本金の一〇％以下だったらいよいよとか、一生懸命頑張つて初回から黒字にしたわけですよ、五％以下だったらいよいよとか、そういうことを、ベンチャーの芽が出てくる仲間たちを救う意味で私はこれを大臣に提案してきています。

要するに、物すごいもうけているのはいいんです。ただ、きょうもライブドアの前のあの社長の粉飾決算が出ていましたけれども、どうしてもあいうふうな形に走っていくんです、ベンチャーというのは、これは議事録に残るのであれですけども、全部ではないけれども、なるべくだったら、何とか頑張つて背伸びをしても、黒字にしていくことによつて出資者は寄附金控除を受けたい。ただ、赤字じゃなきゃだめだということ自体が、実を言うと、頑張つてちよつとでも黒字にした方々にとっては、そんなのでいいのなら赤字にしちゃうぞということになるんじゃないか。

大臣、これもあくまでも僕の提案であります。僕は提案しませんが、非難はしません。非難はしない、これだけの方々がつくつた法案というのはすばらしいと思つていますから。だけれども、これから磨きをかけていくことによつて芽を摘むことだけは何とか避けてあげてもらいたいなという親心というか、青年心でもないんですけれども、おしん心でございまして、この辺どうか大臣、この一、二年、三年がすごい大切なんです。

よ。ですから、先ほどのビル・ゲイツの話じゃないけれども、そういうのもありましたので、何とかここで、赤字というその二文字だけじゃなくて、ここに少し融通を入れていただきたいな、こういうお願いでございまして。

○額賀国務大臣 法律はおっしゃるような形になつておるんだけれども、やはり、努力をしてこれから黒字を出して伸びていく、しかし、踊り場じゃないけれども、何かまだ伸び切れない、もう一押しすればすくなるねとか、そういうことは大いにあるんだと思います。

だからそれは、目ききじゃないけれども、何のためにベンチャーをやっているかというところ、しっかりと企業を育てることがベンチャーだから、その原点に返つて、よく先生のお考えも重く受けとめて考えたいというふうに思います。

○下条委員 温かい御意見、大臣ありがとうございます。ぜひ、これから先も含めて、決裁権限を持つていくわけでございますので、本当初の二、三年は僕は大変だと思つて、僕も貸し手でありました、そして公開の場にもずっとつき合いましたけれども、大変であります。

実は、本当初に頑張つて、本当初にいい青年をして企業を育てられる仲間というのはたくさんいるんですが、どうしても赤字しかだめだということ、それによつて、赤字にしなきゃいけないというふうになつてしまふので、そうなれば、少しでも黒字だつたらいいじゃないか、資本金の例えば一〇パー、五パー以下とか、そういう設定もぜひ今後の温かい中で、その企業はきつと額賀大臣にすごく感謝すると思つて、大もうけしたときに、大きい企業になつたとき、あのとき救つてくれたなど。そう思ふので、ぜひ今後とも御検討をいただきたいというふうに思います。

次に、研究開発税制の改正についてお聞きします。これはもう言うまでもないことですけれども、研究開発投資をしてインセンティブを高めること

によつて、中小企業とか大企業、特に先ほども言いましたベンチャー企業の育成の観点を刺激していくということ、僕は非常にいいことだと思つております。

そこで、現行制度は、中小について、大企業の八―一〇％よりも大きな一二％の税額控除が今あります。このような特例が中小企業に認められているということは非常にいいことなんです、ただ、これをまた数字でいきますと、十八年度における民間企業の社内研究開発費というのは十三兆三千億円あるんです。相当な金額であります。その中で特に、例えば中小と言われている三百人未満の企業については、八千九百二十九億円しかないんですね。つまり、全体の六・七％、七％未満であるということになります。このときに、何だこれは、では、研究開発についての特別な優遇というのとはほとんど大企業が中心じゃないかという感じになつちゃうんです、この数字からいきますと。私はあくまでも数字ですから。

そうしますと、大企業に優遇して、中小はもちらん金額が小さいですから、だけれども、総体として中小企業は日本の国の中には九十数％あるわけですから、その人たちがこれにありつけなくなつていくんじゃないかという懸念を持つております。中小はこの税制の優遇にありつけないんじゃないか、大企業だけがこれはおいしいところを食つちやつていくかなという感じがしているのではありません。

そうしますと、現行制度と別枠で今回、企業規模の大小を問わない設計となつていくということですね。だから同じだよと。私としては、中小にとつては、大企業よりもさらに熾烈な中で研究開発費用を練り出して、ある意味で、大企業もそうでありますけれども、本当初に大きい企業は、その企業にとつてそれほどの金で開発もできてしまひます。でも、中小企業にとつては、本当初に死活的な部分に発明とかいろいろなものぶち込んで開発していると思ひます。ですから、これが優遇で通らなかつた場合は、ある意味でもうす

ぐにどかんと来てしまふ企業も多いんじゃないかと思つています。

そこで、数字的な結論から言つてしまふとあれなんです、実際、これも大企業が多く使つていて、九十数％の中小企業は六・七％しかその優遇を受けていないということですから、実際はこれは使ひにくいんじゃないか、実際は大企業優先のためにやつていくのがこの研究開発税制なんじゃないかな、優遇じゃないかな僕は思ふんです、この辺はいいかがございまして。

○額賀国務大臣 結果的に、数字の上ではそういう形にあらわれているからそういうふうに分折される方もおられると思うのであります、実際的には、先生もおっしゃる通りに、中小企業に対しては、大企業と比べてその税額控除率は多くしているわけでございますから、制度の上では優遇されていく形になつていくわけでございますね。

それよりもやはり、最近の中小企業と大企業との、制度の問題ではなくて、外部環境とか内部環境のそういう影響の度合いがあつて中小企業に元気がない、研究にまでなかなか及ばない。むしろ、中小企業全体のそういうある意味ではギャップをどういうふうに高めていくかというところの方が問われていく。そのための一つの試みがこの研究開発投資にインセンティブを与えることであるとは思つていますが、もうちよつと総合的に、この研究開発投資だけの問題ではなく考へてみる必要があるのではないかと思ひます。

○下条委員 おつしやつていくところもそうだと思います。

それで、何でも私がこういう話をするかという、実際、大臣、中小企業がほとんどじゃないですか。従業員数も中小企業の方が圧倒的に多いんですよ。これは非常に失礼な言い方かもしれないが、要するに、参議院でもあつた結果になつたのは、農業の問題と、実を言うとそれはいろいろ問題がありましたが、中小企業に對してもつと自民党、与党が温かい案を出せば、選挙

はそちらが勝ちますよ。私はそう思うんです。はつきり言います。そうですよ。だって、その人たちの方が多いんですから。その人たちが奮起して投票所に行くかどうかだけの問題だから。それはもう神のみぞ、知らない。でも、この地球上で動かせるのはザ・予算じゃないですか。だから、中小に対して温かいものを出せば、それは結果的にそこで働いている方の票はとれるわけです。ですから、僕もこんなことを自民党に言っちゃいけないですよ。

だけれども、何でもこれを言うかということは、実を言うと、この試験研究税制の恩恵を受けた平成十九年のランキングトップ十五社という資料があります。これは僕は理事会にかけていないので資料は出しませんが、これをちよっと読み上げると、平成十五年十七年、三力年平均で、研究開発、トヨタが七千五百億ですよ。ホンダが四千七百五十七億、松下五千八百六十五億、ソニー五千億、日産四千億、日立三千八百億、東芝三千五百二十四億、キヤノン二千七百三十六億等々あるわけです。

それは別に、研究開発に大企業が金を幾ら投資してもそれは自由だ、どうぞどんどんやってください。だけれども、もう一つ言いたいのは、僕は何でも中小企業にもっと温かくしてくれと言いたいかというと、国民政治協会というのがありますね。自民党さんの政治資金団体ですが、ここに総務大臣届け出分だけでどのくらい寄附しているのかと見てみました。これは届け出分ですから、裏はわかりません、個人も知りません。十八年でトヨタが六千四百万です、ホンダが三千百万、松下が二千八百万、ソニーが二千五百万、東芝二千八百万、キヤノン四千百万等々でございいます。私は何を言いたいかというと、先ほどから言いますけれども、財務委員会は公平な税の主張が主軸である、かつ、先ほど言いましたように、何か与党が大企業に寄っているんじゃないか、それがこの数字を見ると何となくうかがい知れているんじゃないかと思うんですよ。

それで、そう言えばこじつげだと言われればこじつげかもしれませんが、僕は頭が悪いので、数字の二つしかわかりません。研究開発で物すごく税制で優遇されているところは、何だか知らないけれども、自民の国民政治協会にすぎたきん献金しています、これは私は、うん何でかなというふうに思うんですが、これはちよっと質問のあれをしておりませんが、大臣も自民党の一人間でございますし、閣僚でございますので、御意見を聞きたいと思ひます。これはどういうふうに思いますか。

○額賀国務大臣 研究開発投資と政治献金はストリートに結びついているとは思いません。

政治献金は、政治の自由、政治の独立をきちっと守っていくために法的に認められることでございいます。だから、透明性を持って健全に政治資金をいただいて、正しい政治を行うことが国家国民のプラスになるというふうになっております。

○下条委員 ありがとうございます。まさに、それ以上でもそれ以下でもないというお答えだと思いますが、この数字だけ見るとどうしても、なるほど、少しそっちを優遇しちゃっているかなと。ただ、それによって動いていないよというのが大臣のお考えじゃないかと思うんですが、それは、だれも今ここではわかりません。

ただ、私が言いたいののは、こういうふうに関われやすい資料が、例えば一般の主婦に、また中小の人たちにこれは当然出回りますから、公的な場です。それから、そのときに、ああ自民党いぞ、中小企業のためではなくて大企業のためにやっているんだぞ、だけれども一生懸命頑張っているところかどうかですね。

私は、物事というのは何でも裏表あると思ひますけれども、ただ、申しわけないですけれども、やはりこの国は九十数%の人は中小企業なんですから、そういう意味では、献金をしてもらうのは全然構わないと思ひます。私もできれば受けたいと思ひます。だけれども、中小の人に対してどうかという部分を明白に出さないと、どうして

も一般の人は、大企業と国民政治協会はくつついているなというふうにしかならないわけですよ。これを私はここで提言しておきたいというふうに思ひて申し上げました。

次は、これは余り突っ込んだらうと時間がなくなつちやいますので、次は全く話ががらつとかわるんですが、登記の登録免許税の軽減についてお聞きしたいと思ひます。

これは、当然ながら、登記するときに登録免許税といつて、印紙を買つて、それについて要するに歳入金として国に納める金でありますけれども、それをずっと軽減してきた。これは、例えば法務省の月報で私は見ましたけれども、土地の有権移転についての件数、これは件数でいくと、平成十四年が約百八十万件あった、十五年が百六十一万件あった、十六、十七がそれぞれ百六十万件で、十八年が百五十五万件、これだけ出てきているということでありまして。

これは、よく言われますけれども、これだけの件数、百五十万件ですから、これが、例えば印紙、土地の売買ですから百円というわけじゃないです、何万というふうになります。相当な金額になると思うんですよ。これについて、これを軽減したからといってどうなのということを僕は言いたかつたんです。

要するに、私はさつきから税を取る方の話をしているんです。それを少しでも取ってもらえれば、逆に言うと、余計なところから取らなくて済むわけですよ。さっきの公益法人の寄附控除もそうだけれども、これも、例えば百五十何万件にどんどん減ってきている中で、それで、一万円か三万円か五万円か僕も知りませんが、不動産登記です。減ってきているのに引き続きずっと軽減していくというのは、どれだけの効果があるのかな、そして、どれだけの収入減があるのかなということとをまずはお聞きしたいと思ひます。

○加藤政府参考人 土地の売買に係る登録免許

税、本則は二%でございますが、現在一%に軽減をしております。それによります十九年度の減収額は千六百六十億程度と見込んでおります。

この効果ということにつきまして、この措置は、やはり土地取引のさまざまなコストの軽減の要請からの一環として行つておるものでございいます。全体としてこれ自体の効果だけを特定するというのは、なかなか難しい。土地取引というのは、いろいろな経済情勢等のさまざまな要因で総合的に行われておりますので、なかなかそこは難しいと思ひます。

ただ、相当額の減収となつておりますので、そういう意味では、税負担の軽減の効果というのは、関係者の中ではかなり期待をされてるところでございいます。

○下条委員 これはまた細かいことを言うところがないで、時間もなくなつてきやつたのであれですが、要は、毎年千七、八百億とか二千億ぐらいの減収がずっと続いている中で、件数だけどんどん落ちてきやつているんですよ。三十万件落ちやつている。だから、主税局の立場でいけば、そろそろこれは別に少し上げてほしいんじゃないの、一般の年金で暮らしている人たちからはガソリン代をプラスで二十五円取るんだつたら、土地売買するということはやはり金があるわけですから、買うんだから、だから、その人たちからそろそろもうちよつと取つてもいいんじゃないかという僕は提案なんです。だって、件数も下がつてきているじゃないですか。

だから、それだつたら、そのお金持ちの人にとつては、何か二万だか三万だかよくわかりませんが、そのぐらいの程度だつたら、別に少しぐらいプラスしてもいいんじゃないの。それによつて、二千億近く、五年で一兆円ですよ、この部分についてもうちよつと取つてもどうですかという、税金は金持ちから取りましようよ。どうですか。

○加藤政府参考人 私ども、先生の今の御指摘、大変重要だと思ひておりました、今回、改正案と

いたしましては、一年間は据え置きをした上で、二十一年度からは一・五％、二十二年年度からは一・五％と、段階的に引き上げる案を提案させていただきます。

○下条委員 大臣、ぜひ進めてください。

要するに、土地を持っているということは金があるんだから、その中で一万とか三万とかというのは、彼らにとって僕はそんなに大きくないと思いますよ。年金を六万円しかもらえない人たちが、やはり送り迎えでお金を一リッター二十五円も使われているわけです。実際は私はその部分はきょうは触れていませんが、だけれども、そういう取れるところから取るといって、金持ちから、でかい会社から取ればいいのでありまして、そこを僕はきょうは特に訴えたいと思っております。

ただ、時間が参りましたので、最後にもう一点だけお聞きします。

これは、実を言うと税の取りっぱぐれという意味であります。取りっぱぐれというのは、簡単に言えば毎年相当ありまして、大臣は所管庁だからあれですけれども、繰り越しの部分が例えば十八年で一兆八千億です。新規発生が約九千億から一兆円ぐらいですよ。毎年、二兆六千億とか七千億が要するに滞納されているわけです。ですから、簡単に言えば、道路特定財源ぐらゐの金額が滞納しているわけですよ。その中で、所管庁の皆さんの御努力によって一兆円は回収しています。もう一兆六千億、七千億が毎年回収できなくなっている。

私は、きょうの主軸は、やはり公平に取るところ取りましようよ、大変に元気のいい人から取りましようよ、困っている人には少し優しく、大臣、これが僕の主軸なんです。きょうはちょっと時間がなくなってきたのでざっと言いますけれども、今みたいな中でもっともと取れるところから取っていただきたいと私は提案したいんですよ。だって、一兆何千億もあるわけですから、それ

さえ取ってもらえれば、今言っている、ここで皆さんと、いろいろ仲間と一々同じ会話ですと一日、二日、一週間やらない、大臣、また参議院へ行くとつと大変ですけども、それをやらなくて済むわけです。それで終わっちゃうんですから。いや、一兆七千億は、ここで滞納を変えればこれはもう終わっちゃいますよ、それを僕は最後に提案して、大臣の御決意を聞いて終了したいと思います。

いかがでございますか。

○額賀国務大臣 能力のある人、担税力のある人には御負担をしていただく、それは基本的なことだと思います。鋭意、よくかみしめておきます。

○下条委員 かみしめと同時に、本来取れるものから、これは、与野党問わず悪者をやっつける意味で……(発言する者あり)滞納している者ですね、ぜひしっかり頑張っていたいただきたいです。時間が参りました。以上にします。ありがとうございます。

○原田委員長 次に、鈴木克昌君。

○鈴木(克)委員 民主党の鈴木でございます。

私も少し御質問をさせていただきたいと思いますが、まず、通告をさせていただいておる本題に入る前に、投資額五十九兆円の中期計画と財務省の査定そして評価について、最初にお伺いをしてまいりたいというふうに思います。

十九日の我が党の中川議員の質疑で大臣答弁で、昨年十一月の国土交通省の素案で十年間の道路投資額の上限を六十五兆円とあったけれども、その後、十二月の予算編成の過程の中で、政府・与党において世論の動向等も見ながらその上限を五十九兆円とすることで合意がなされた、その中期計画は、法律が成立した後国土交通省において策定することになっており、財務省においても当然国土交通省の策定と並行して評価をするというような御趣旨の御答弁でした。

同時に、現状においては、道路投資額五十九兆円というのは十年間の投資額の上限であり、財務省としてまだ評価をしているものではないという

ような御答弁があったんですが、これは大体事実として間違いありませんでしょうか。大臣、いかがですか。(額賀国務大臣「最後の部分をもう一度言ってください、最後の部分を」と呼ぶ)最後のところは、同時に、現状においては、道路投資額五十九兆円というのは十年間の投資額の上限であり、財務省としてまだ評価をしているものではないという趣旨の答弁があった、こういうことではないですか。

○額賀国務大臣 整備目標としては評価をしているわけでありまして。その中で、当初の六十五兆円の枠の中でいろいろコスト縮減とか何かできないのかということ、国交省では五十九兆円にしていこう方針を出したということでございます。これについては、五十九兆円にした上で、今国土交通省でも、その後の、どういう形で進めていくかということを考えているようでございます。

○鈴木(克)委員 このような財務大臣の御答弁に對して、我が党の中川委員は、法律を先に成立させてからその後に中期計画を策定してその中身を詰めるということでは、順序が全く逆だ、その中身について審議しようと思ってもこれでは審議ができない、まず中期計画の中身を策定し、その中身について財務省もしっかりと査定、評価をし、その評価結果を一般に公表して、その上で国会でしっかりと審議をすることがどうしても必要である、こういうような主張をしたわけでありまして。

私は、この議論を聞いておって、全くそのとおりだ、このように思いました。今、国会で議論をしようとしておることは、道路投資額の五十九兆円が果たして十年間の道路投資額として必要な金額なのか、そうでないのか。国土交通省の中期計画の中身と財務省の評価を同時にテーブルの上に出して、国民の目の前で議論をすることがどうしても必要だ、このように私は思っております。

しかし、政府が今この問題について進めようとしておる手順は、まず五十九兆円の財源確保ありきで、中身はこれかなんだということだと思えます。そして、暫定税率維持、十年間の中期計画

策定、これだけを定める法律を先に成立させてしまおう。そのことは我々が考えておる手順とは実は全く逆なんだということを私は申し上げたいんです。五十九兆円の中身がわからない状態では、なぜ道路投資額として五十九兆円が必要なのか、その妥当性について全くわからない、私はこういうことを申し上げたいわけでありまして。

そこで、実はきょうの新聞でありますけれども、「財務次官が民主に反論」ということで、「財務省の津田広喜事務次官は二十一日の会見で、民主党が「財務省は道路整備中期計画を査定していない」と批判していることについて、「財務省はコスト削減などでもっと少ない金額でできると主張し、政府・与党協議で最終的に(当初総額六十五兆円から)五十九兆円になった」と反論した。津田次官は「予算の査定とは性格が違う」、こういうふうには書かれておるわけですね。

そこで、実は私も、つたない経験というべきか、地方議会でも少し、それからまた首長として少し経験を積ませていただいております。その経験の中で申し上げたいんですが、私は常々こういうことを言ってきました。予算の編成というインプットの段階では、まあこれは期間はどうでもいいんですけれども、半年近くの期間を経て、いわゆる担当課の見積もりを、ここですと国交省ですとね、いわゆる財政課、これは財務省ですとね、で査定をするという作業を積み上げて、委員会、議会の決定に至る、委員会は国会ですとね、ということをおっしゃってきました。また、そういうものだとおっしゃってききました。また、そういうものの中で、議会における審議の中で、事業等の必要性が評価、検討されて、その過程で最小限の支出と最大の効果を出す、それが目的なんだというふうには私は経験上来たわけですね。

ところが、今回、「予算の査定とは性格が違う」ということが、私はどうしてもこの一文が理解できないんです。では、さっき言いましたよね、こういう順序で予算というのはつくられてくる、そういう過程があるというふうには私は思っています。

したけれども、予算の査定とは性格が違うものを出すというところは一体全体どうなのか。私の理解が不足しているのかもしれないけれども、ぜひひとつ、わかるように教えていただきたいというふうに思います。

○森山副大臣 鈴木委員は首長の経験がおりになりまして、私は地方議会の経験がありますので、共通した認識に立てるんじゃないかと思いますが、例えば市とか町が長期計画をつくりまして、そのときにも幾らかの予算の見積もりをするわけでありまして、そして、毎年毎年予算を組んで、その長期計画の目標のために努力をしていくわけでありまして。

ゆえに、六十五兆円というのは一つのそういう長期計画的なものだったと御理解をいただければよろしいのではないのでしょうか。そのことを財務省としては五十九兆円まで縮減ができるのではないかと議論をさせていただいて、政府・与党の合意として五十九兆円が決まりました。そして、今後は毎年毎年きちんと査定をさせていただきまして、五十九兆円を超える結果にはならないんだということになっているというふうに御理解をいただければいいのではないかと思います。

○鈴木(克)委員 今回の副大臣の御説明は、ここまでは実は私もそれはわかります。ただ、今回の場合は、税金が、暫定税率というものがついているわけですよ。では、これを例えば地方議会に置きかえた場合に、今言われた長期計画だけであるということとは純粋に意味が違うと私は思うんですけれども、その点はいかがでしょうか。

○森山副大臣 地方自治体におきましても、例えば都市計画税というのはそれぞれの自治体によって違うわけですが、歳入というのはそういうふうにして見積もっていくということが正しい見積もり方ではないかなというふうに思っております。ゆえに、矛盾はないというふうに考えております。

○鈴木(克)委員 そこまでいくと私はちよつとなかなかうなずけないんですけれどもね。

いずれにしましても、私は、やはり今回のことは、いわゆる五十九兆円がまず必要なんだという結論を出して、それに伴って暫定税率を決めていくべきだ、これだけ間違いのない計画だから、この計画はいいから、ではそれに向かってこういうことが必要なんですよということが本来だということに思っています。今回の場合は全く逆なんです。

しかし、実は今回だけじゃないんですね。これは大臣も御答弁されたんですが、例えば平成十五年の三月に通りましたね、暫定税率が。それで、十二月にたしか閣議決定したわけですよ。こういう過ちを実は国会がやってきちゃったわけですよ。我々も責任があるんじゃないか。しかし、もうここで誤りを正していかないと、私は、私こそ思うんですけれども、その点、いかがですか。

○額賀国務大臣 これは、中期計画、五十九兆円というのは、我々が行革推進法及び閣議決定もしている中で、考え方としては、道路整備、財政事情それから環境問題、そういう基本的な考え方に基づいて、その中の中心的な道路整備についての議論が今中心になっているわけでありましてけれども、その枠組みで六十五兆円が出されて、そして我々は、もうちよつと縮減できないかということ、五十九兆円になったということでございます。

これは、もう一つの法律の目標である、道路整備以上のものは一般財源化をして使わせてもらいたいということがあるわけでありまして、そこは、五十九兆円の中身ということについては、これから詳細を出すというふうに国交省でも言うておりますし、ぜひ御理解をいただきたいというふうに思っております。

それから、十五年に決めた際も、まずそういう法律が通ってから中期計画をつくり上げてまして、その上で閣議決定をされたという経緯があるわけでございますから、それは国会でもお認めをいただいていたので、今回もそういう方向でぜひ御理解をいただきたいというふうに思います。

○鈴木(克)委員 私も今言ったように、平成十五年のときは確かにそういう手順で、そういう段階取りで事が進められたわけですね。しかし、やはりそれは今になってみると誤りだった、私はそう思うんですよ。この際、それを正していくということ、国会の議論の中で本場にきちつとしていかないといけないことだというふうに思っています。

これは、また地方議会に置きかえていくと、今のような議論だけではなかなか、恐らく首長は乗り切れないと思いますよ。やはり計画をきちつと出して、そしてそれが間違いのないということであつて初めて、ではそれに向かつてどういうふうな長期財政計画を立てていくかということになるわけですから、暫定税率の場合は長期の財政計画です、早い話が、くどくなりますけれども、本場にこれは順番が逆なんです。

一遍こちらで我々は、やはり正規のルールに基づいた形に戻していかなきゃいけない、本場に私はそのように思っていますけれども、いかがですか。もう一度お答えください。

○額賀国務大臣 その中期計画の策定過程というのは、国交省においても、先ほども説明がありましたけれども、国民に対して何回か調査をしたり意見を聞いたりした結果、渋滞対策とか橋梁の更新だとかあかすの踏切の解消とか、そういう十六の政策課題について精細な調査を行った結果、必要な箇所を取り出して、そしてこれまでの、言ってみれば実績、それから経費、そんなものを出して整理して六十五兆円の事業量を出したわけでございます。

それについて我々は評価をし、整備目標としては結構ではないか、しかしもう少し削減はできないのかという形で五十九兆円にさせていただいたということですから、大きな枠組みはしっかりとしているし、我々政府としては、行革推進法で法律としても認めさせてもらっているし、閣議決定もしているわけでございますから、この中期目標についても、政府・与党として、あるいはまた政府の意思をはっきりと示しているということでは

解をいただかなければならないと思います。

○鈴木(克)委員 あとは国土交通委員会でもやるべきかもしれませんけれども、今ある大臣がおっしゃいましたけれども、計画がしっかりとおるとか積み上げてきたとか、その前提がどどん崩れておるわけですよ。使った指標が古かったり、それから無駄遣いが多かったり、箇所づけはどですかと言つても、まだ決まっております。それから、もうこれ以上言いませんけれども、そういう計画を、大臣自身もおっしゃったじゃないですか、個別にきちつとやっているわけじゃないかと、これは新聞に出ていますよ。それをおっしゃいながら、きちつとした計画だ、だからいいんだ、それはおっしゃっていることが違うんですよ。私は本場に全く違うと。

恐らくこれから国交委員会でもその辺のところは詰められてくると思いますけれども、ここは本場に国の財政の大きなところを議論する委員会ですよ。だから私は、ルールをもとに戻す、そういう努力を、むしろ国交省に対して、これは違うんだ、君らが先にきちつとしたものを持ってこいよ、ということ言うのが額賀大臣の役目なんです。国民はそこを期待しておるんですよ。それを、いかにも国土交通省の下請のような形で、大変御無礼ですけれども、いや、本場にそんなふうには見えません。

私はここをただすのがこの委員会の使命だというふうに思つてくどく申し上げておるわけですが、私も、いかがですか。

○額賀国務大臣 これは、だから、先ほど来言っているように、日本の道路の整備をどうするか。道路というのは、やはり将来の日本の国土形成の中核をなすものである。そして、戦後ずっと今日まで、道路特定財源を中心にして整備されてきた。向こう十年間にわたつて、さらに日本の国土の道路網の完成を目指して努力をしていくという形をつくらうということでありまして。

その評価については、我々は一定の評価をして、ただ、もう少し削減をするべきではないのか

ということで議論をして、その結果、六十五兆円から五十九兆円に枠組みをつくり直したという形になっているわけでございます。その上で、これからさらに道路特定財源がずっと続いていつていくのかどうかということも踏まえて、これを一般財源化を図っていく端緒を開く意味で、道路整備を上回るものについては一般財源化をするという形にしているわけでありまして、これは、私は今までにはないやり方が展開されているというふう

に思っております。

○鈴木(克)委員 これは、今からどれだけ時間をかけても恐らく御答弁は一緒だと思うんですけれども、私は本当に残念だというふうに思うんです。

これは釈迦に説法ですけれども、財政とは、国家や地方公共団体がその任務を遂行するために営む経済行動で、総体収入の取得のための権力作用と、取得した財、役務の管理、経営のための管理作用がある。これは一部ですけれども、長くなりますが、財政には、資源配分を調節する、国民の所得を再分配する、経済を安定させるという三つの役割がある。

本当に、私は非常に重要な役割を持った委員会だと思っております。この委員会が、先ほどから言っておられるような形で、詰められていないいわゆる中期計画を、我々は六十五兆を五十九兆にしたんだから、それからほんの一部を一般財源にしたんだから、そんなことをさつきから財務大臣は、本当に後で議事録をごらんになってくださいよ、同じことをおっしゃっているんですよ。これでは日本国の将来が本当に危ういんですよ。残念ですよ、こんなことでは。だめだ、こんな計画じゃ、我々は認めるわけにいかないと、それぐらいの、もう一遍やり直しましょうよ。どうですか、リセットしましょうよ。私は、それがこの委員会の使命だと思えます。

今のままでいって、結局ばらばらばらばら幾らでも問題が出てきますよ。では、あのかの財務金融委員会は何をやっていたんだ、財務大臣は

だれなんだと後世に、本当に大変御無礼な言い方ですけれども、我々を含めて汚点を残すことになりますよ。いかがですか。

○額賀国務大臣 ですから、私も、今後の日本の国の生活基盤、あるいはまた地域の活性化、あるいは日本の国の全体的な発展、そういうことを想定しながら、この道路網をきちんと整備していかなければならない。そのためには、やはり道路というものは十年ぐらいかかる、そのためにはこの暫定税率の水準を維持していくことによって考

えていくという構想を国民の前にお示しし、具体的に法律を出して、今議論をしているわけでございます。だから、我々は自信を持って、この計画そして暫定税率水準の維持の政策を出させてもらっているわけでございます。

この上に立つて、国民の皆さん方が期待をしている。道路整備だとか渋滞解消だとかあるいはまたあかすの踏切を解消するとか、そういうことをきちんとしてまいりたい。その上に立つて、国民生活の安定とか経済基盤の発展が図られていく。将来、日本の国が仮に地方分権とかになっていくときに、地方の広いエリアが自立した経済圏を形成していくためには、そういうインフラが整備されていくときには、どうしてできるのかということだとしてあるわけでございます。それは、我々はそういう構想を持って、本当に日本の国が、地域地域で自立した経済圏を形成していく、そして地方と中央の役割分担をどうしていくのか、そういうことを考えていくためには、この暫定税率を維持して、道路やあるいはまた生活基盤を築いていくことは正しい姿であるというふうに思っております。

○鈴木(克)委員 私も、これ以上伺っても同じことだと思えますので、では本題に、本題というか、今までも本題ですけども、御質問に入らせていただきます。

昨年の六月に、六月五日ですけれども、私は当委員会、十八年度の一般会計予算の税収見積もり、これは補正後の見積もりだったわけですね

ども、当時、五十兆四千六百八十億円、これは達成できませんよ、そういうおそれがありますよ、こういうことを御指摘申し上げました。そのとき政府は、あと二カ月あるからということであつたわけですけども、昨年の六月ですから二カ月後というところでしよう、結局、私の指摘したとおり、法人税収が思ったほど伸びなくて、一兆三千九百八十九億円、一兆四千億ほどいわれる税収が下回ったわけでありまして。

このことについて、財務省として何かコメントがあつたら、お聞かせいただきたいと思えます。

○加藤政府参考人 十八年度当初予算の税収につきましては、十七年度の補正後税収をもとに見積もりをいたしまして、四十五・九兆と当初の段階で見積もりました。その後、十八年七月の十七年度決算において二兆円の土台増があつたことや、当時、足元の税収動向が堅調に推移していたことに加え、企業の中間決算の状況から、法人税について相当の伸びが見込まれること、それから、企業部門の好調さを反映し、配当に係る所得税についても相当程度の伸びが見込まれたことから、十八年度補正予算において、当初予算から四・六兆円の増額補正をいたしました。

御指摘のように、昨年の決算額は四十九・一兆でございます。当初予算四十五・九兆からは三・二兆上回りましたが、補正予算五十兆五千億からは一・四兆円下回ったわけでございます。

その主たる要因といたしましては、法人税につきましては、企業の経常利益伸び率が、補正予算見込みのベースとした上期に比べて、通期では若干低下いたしました。対当初比では一・九兆上回りましたが、対補正では〇・九兆円の減収となっております。また、所得税につきましては、配当や株式譲渡に係る税収が、補正予算で見込みより減少いたしました。これで、対当初では一・三兆上回りましたが、対補正では〇・五兆の減収となったという結果によるものでございます。

○鈴木(克)委員 民間会社でいえば、売り上げ目

標を下回った、利益目標を下回ったと言ってもいいかもしれませんね。これは本当に、額によつては、場合によつては、社長交代、引責辞任というふうな状況でもあるわけですよ。私はやはり、ただ見積もりが狂った、見通しが狂ったということだけで済ませようというわけにはいかない、これは本当に重く恥じてもらいたい、そして反省してもらいたい、そういうふうな本当に思つています。それでなければ、やはり予算なんというのは組んでいけないですよ。職員はみんな、本当に徹夜で必死になつて組んでおるわけですよ。結果、それが下回ったということは、やはり上の者が本当にそのことを重く受けとめなきゃ、絶対に規律なんというのは統制できるものではない、私はこのことを申し上げておきたいと思ひます。

それで、十九年度の見込みについてお伺いをしていきたいんですが、九千六百六十億円減額修正しましたよね、十九年も。そして今、五十二兆五千五百十億円。では、ここはいかがですか。私は、過大過ぎるのではないのかな、このように見ておりますが、その辺のお考えをお聞かせください。

○加藤政府参考人 十九年度の税収見積もりにつきましては、御案内のように、当初の見込みを減額補正〇・九兆円させていたわけであります。この主な内容につきましては、所得税については、土台減の影響等もございまして当初の見込みを下回るといふことから、約四千四百億円程度の減額補正を行うこととしております。

また、法人税につきましては、土台減としては約九千億円の土台減がありますが、中間決算の状況等から見まして、大法人を中心に今のところ企業収益が比較的好調であるといふことで、結果的には約四千億円の減額補正といふことでとどまっております。

また、消費税につきましては、若干、民間最終消費支出や民間住宅投資の伸びの見込みが政府経済見通しによつて下方修正されましたので、七百三十億円程度の減額補正を行っております。

○鈴木(克)委員 経済は、サブプライムローンから原油高、そして建築着工の大幅な落ち込み等がありまして、本当に厳しい状況になってくるのではないかなというふうに私は思っています。

特に、十二月までの累計で見ますと、御案内のように、前年度の状況は進捗率が五四・七%だったんですね。ところが、ここの場合、昨年の十二月のときに五二・七%なんです。明らかに前年と比べて、十二月の時点でもう既に落ちておるわけですよ。この状況でいくと、わかりませんけれども、私は、この率でいけば二兆五千億ほど下回る可能性があるんじゃないかな、このように見えるわけですが、もう一度そのところをお聞かせください。

○加藤政府参考人 御指摘のとおり、十九年十二月末の税収累計は二十七兆六千七百八億円で、補正後予算額に対する進捗割合は、御指摘のように五二・七%でございます。昨年、十八年十二月までの進捗割合五四・七%に比べますと、下回っておりますという事は事実でございます。

ただ、これは特殊な要因でございまして、所得税から個人住民税への税源移譲が十九年一月から行われまして、ここで大きな税率改正が行われました。したがって、十九年度の税収は、十八年度と比較すると、年度後半に税収ウエートが高まっていく構造となっております。

なお、税収の変動が大きい法人税だけを見ていただきますと、十二月末の収入累計は進捗割合四一・七%で、十八年十二月末の進捗割合四一・八%とほぼ同水準で推移いたしております。

いづれにいたしましても、年度を通じての税収は、三月決算法人の法人税の確定申告分が収納される五月份税収に大きく左右されますので、今後とも税収動向を注視していく必要はあると考えております。

○鈴木(克)委員 十八年、十九年というふうにお尋ねをしてきたわけですが、今度、二十年についてちょっと申し上げていきたいと思うんですが、五十三兆六千億ですよ。果たしてこれが本当に

大丈夫なんだろうということですよ。

もちろん、まだ始まってもらわないのに要らぬ心配だということかもしれないが、それだけに、先ほど申し上げたような状況を見ていくと、非常にこれは過大過ぎる可能性があるのではないかなというふうに思います。もちろん、あと半年もすれば大体状況はわかるので、また半年後に大臣と一遍この二十年の議論をさせていただきたいと思うんですが、その辺、いかがですか、要らぬ心配をする必要はないよというふうにお考えになっておられるのか、その点、一遍大臣からお聞かせいただきたいと思っています。

○額賀国務大臣 これは、鈴木委員がおっしゃるように、五十三・六兆円と見積もったわけでございます。

平成二十年の経済見通しは、十九年度も下方修正したわけでございますけれども、海外経済の要因というのは、アメリカの実体経済がどういふふうになっていくのかとか原油高だとか、リスク要因がたくさんあるわけでございまして、これは注視していかなければなりません。しかし、民間の住宅投資等は徐々に回復しておるし、これは昨年のような状況からどんどんよくなつていくと思っております。それから、企業の底がたい収益も上げておられるという状況、そういうことから、実質GDP二・〇%、名目成長率二・一%、こういうふうに見積もっているわけでござい

ます。非常に不確定な要因もあるわけでございすけれども、見積もりは、直近のデータとか実績等を参考にして、できるだけ適切にという思いでやりましたわけでございますが、今後、そういう動きを見ながら、またよく注視をしていきたいというふうに思っております。

○鈴木(克)委員 今、大臣、たしかどんどんよくなるというふうにおっしゃいまして、ちよつと私もびつくりしたんですけれども、どんどんよくなるなんという状況は全くないわけですか、きょうのあれですけれども、〇八年の予測で、ユーロ圏

は一・八%に当然下方修正、日米欧、成長一%台に鈍化、それから「景気減速と物価上昇 同時進行の恐れ」「世界経済 一段の減速懸念」、これは私が別に勝手に言っておるわけじゃないです、新聞の記事、見出しですよ。

どんどんよくなるというふうに言われて、ああ、そうですかというわけには、それはいいないですよ、大臣。

○額賀国務大臣 私が言ったのは、建築基準法の改正によって、十九年度、大幅に減少しましたね。それについてどんどんよくなつてきつたあ、回復しつつある、その意味で言ったわけでありまして、経済全体としては、それはアメリカ経済とかユーロ圏とか、あるいは原油高だとか、そういうリスク要因がある、だから、そういうところはよく注視して見ていきたいという話をしたわけでございます。

○鈴木(克)委員 確かに建築についてはそれはよくなつて、まあ悪くなつたら大変ですよ、これはもう日本経済、本当に奈落の底ということになつてしまふと思うんです。

そういう中で、長期の計画について、今申し上げたような状況がユーロ圏としてアメリカでもあるわけですが、今おっしゃっておるような、今二・一%ですよ、名目で。この辺の、このままの予測で果たしていいんだらうか。私はやはり早くに下方修正していく必要がある。民間でも、たしか非常に厳しく出ていますよね、一・六%のことが出ておったわけですが、その点で、政府としては、今現在でも二・一%のこの目標を変えなければならないということなんですか。その点はいかがでしょうか。

○額賀国務大臣 これは、今鈴木先生自身もおっしゃっておりますように、スタートしたばかりでございますので、これからスタートしていくことになりまして、ただ、日本の経済それから世界経済には減速懸念が増しているわけでございすから、それはよく注意深く見ていかなければならぬ、そういう思いでございます。

○鈴木(克)委員 もうちよつと先の、例のプライマリバランスの黒字化のところを少し議論させていただきますんですが、今確かにマイナス要因も注意深く見ていく必要があるということでありまして、二〇一一年のプライマリバランスの黒字化に向けては、たしか計画では二%、三%という成長を想定されて二〇一一年の黒字化ということを考えてみえたと思うんです。

このことについて、私はやはり、もう既に二〇一一年度のプライマリバランスは赤字になるということではないのかなというふうには思っています、その辺について、長期をどのように見てみえるのか御答弁いただきたいと思っています。

○西川政府参考人 御質問いただきましたのは、「日本経済の進路と戦略 参考試算」についてのことだと思ひます。

この「進路と戦略 参考試算」につきましては、特にその成長シナリオは、「日本経済の進路と戦略」に盛り込まれた潜在成長力を高めるための政策が十分実行された場合に視野に入ることが期待される経済の姿を示したものでございます。名目成長率については、二〇一一年度にかけて三・三%まで高まるものと考えております。これは、グローバル化のメリットの享受あるいは企業のIT化等による生産性の向上、労働市場の改革による労働参加率の上昇などを想定しております。こうしたことが十分発揮されれば、潜在成長率も高まり、実質成長率についても二〇一一年度は二%台半ば程度に視野に入るものと見ております。

あわせて、適切なマクロ経済運営のもと、デフレから脱却していくことにより、二〇一一年度にGDPデフレーター上昇率もゼロ%台後半に近づいていく。あわせて、これは決してハードルは低いものではございせんが、名目成長率が三%程度、それ以上の姿が実現されていくのではないかと、もとより、こうした展望には幅がございすますが、三%の姿が実現できる流れと考えております。

○鈴木(克)委員 私は、やはり現在の世界の状況

を見ていくと、今政府が想定されておるような見方というのはやはり非常に厳しいというか、むしろ難しいのではないかなというふうに通じておるわけですね。

特に、この前舛添厚生労働大臣が、毎年義務づけられておる社会保障費の歳出削減、これは二千二百億ですか、これはもう限界だというふうに通じておられます、二月四日の参議院の予算委員会だったと思うんですけれども。

そういうようなことをやっていったときに、くどくなりますが、本当にプライマリーバランスが黒字化できるのかということでありまして、まずちよつと、厚生労働省からも来ていただいておりますが、舛添大臣の二千二百億円の社会保障費の歳出削減はもう限界だということの発言について、少し説明をしていただけますか。

○薄井政府参考人 お答え申し上げます。

本格的な人口減少社会が到来する中で次世代に負担を先送りすることのないようにということで、基本方針二〇〇六におきまして、財政健全化に向けて、社会保障を含む歳出全般にわたる抑制努力を行う、こういうことが政府としての方針になっているわけでございます。現在御審議をお願いしております平成二十年度の予算案におきましては、こうした観点から、政管健保に対します国庫補助の見直し、あるいは薬価の改定等によります最大限の歳出抑制の努力を行いつつ、全体として、六千四百億円強でございますけれども、前年度比三割増の社会保障関係予算を計上いたしているところでございます。

大臣の発言でございますけれども、今申し上げましたような、ぎりぎりの歳出抑制努力を行いつつながら所要の予算を確保している、こういう現下の状況を指して御発言されたものと理解をしておりますところでございます。

○鈴木克彦委員 プライマリーバランスの二〇一一年の黒字化に向けて、やはり社会保障費の動向というのは非常に大きな要因だというふうに通じておられます、それが、今お聞きになったように、非常に

厳しい、もうこれ以上削減というのはできない状況だということですね。

そうなつてくると、やはりもうこのころで、二〇一一年度のプライマリーバランスの黒字化の政策目標というのは破綻をしてきたんだ、非常に難しいんだということを認めるべきだというふうに通じておられます、その点、どうでしょうか、どんな御答弁ください。

○西川政府参考人 社会保障の歳出改革を含め御質問いただきました。

政府としては、高齢化の進展が見込まれる中で、やはり、財政健全化の努力を継続いたしまして、将来世代に責任を持った財政運営を進めていかなければいけない、このように考えております。したがって、引き続き基本方針二〇〇六などへのつとり歳出改革を着実に計画的に実施し、それでもなお対応し切れない社会保障や少子化などに伴う負担増に対しては、安定的な財源を確保し、将来世代への先送りを行わないようにしたいと思っております。

それから、名目成長率について先ほど来御質問いただいておりますが、成長力の強化と財政健全化を車の両輪、こういうふうに通じておられます、一体的に改革を進めるといふ基本方針を堅持して、安定した成長を図るとともに歳入歳入一体改革を徹底して進めてまいりたいと思っております。

御指摘のように、政府は、二〇一一年度には国、地方の基礎的財政収支の黒字化を確実に達成するとしております。これは、繰り返し閣議決定されてきました目標でございます。

○鈴木克彦委員 確かに閣議決定といえはそれとおりのことかもしれませんが、先ほどから申し上げておるような状況で、私はやはり非常に厳しくなつてきたというふうに通じておられます。

総理は、これは当然総理に聞けばいいわけですが、地方の基礎的財政収支の黒字化を確実に達成することをおっしゃつたわけですね。私はやはりこ

れはある意味では公約なんだというふうに通じておるわけですが、一方で、それは単なる希望なんだ、それから単なる努力目標だ、こう言う方もあるんです。ここで、総理御本人じゃないのだけれども、あれかもしれないけれども、一体全体、これは政治的な公約なのか、いわゆる希望なのか、努力目標なのか、それを御答弁いただきたいと思っております。

○西川政府参考人 政府の立場といたしまして、公約という言葉が当たるかどうかは別といたしまして、基礎的収支の黒字化ということ、これは大変重い、政府が繰り返し掲げてきた目標としてございます。確実に達成すべきものと考えております。

○鈴木克彦委員 私は、総理がこれだけはっきりと施政方針演説でおっしゃつた以上、これは公約だ、公約である以上、やはりこの発言に対する政治的責任は非常に重い、このように思つて、今後注意深く見させていただきます。もちろん、二〇一一年のプライマリーバランス達成を望まないわけじゃなくて、望むわけでありまして、今のペースで、今の状況で、今のような心構えで本当にそれができるのかということ是非常に心配に思つておるということを申し上げておきたいと思っております。

それでは、時間もあと限られてまいりましたので、金融・証券の課題と政府の対応について伺いをしていきたいというふうに通じておられます。

政府案では、上場株式等の譲渡益及び配当に係る軽減税率の廃止について、一定の限度額を設けて、二年間にわたる現行の軽減税率の適用を継続した後廃止するというふうに通じておられますけれども、政府は、限度額を超えて確定申告が必要となる投資家の数や金額がどの程度になるといふふうに通じておられますのか、教えていただきたいと思っております。

○加藤政府参考人 お答え申し上げます。平成二十一年及び二十二年に適用されます特例措置につきましては、円滑に新制度への移行を図

るべく、税率の変更の影響が広範に及ばないようにするという考えから講じるものであり、これにより、多くの一般個人投資家にとっては特例期間中は税率一〇%の適用になるものと考えております。具体的に、金融庁が主要証券会社に対して実施したヒアリングによりますと、証券口座のほぼ九割はこの範囲内におさまるというふうに通じておられます。

ただ、いずれにしても、最終的な確定申告者がどうなるかというのは、複数持っている方等の問題もございまして、今の段階では必ずしもきちつとしたデータは持つておりません。

○鈴木克彦委員 今御答弁の中にもあつたように、まさに確定申告が必要になるわけですね。これは、事務負担の増加ということで、納税事務の利便性とかそれから簡素化の観点からいふと非常に問題があるというふうに通じておられますが、その点は政府はどのように考えてみるんですか。

○加藤政府参考人 御指摘のように、一〇%の適用が、譲渡益五百万円、配当百万円以下の方に限定されるわけでございますので、それを超える方にはいわゆる確定申告をお願いすることになります。二年間は、本来、一〇%と二〇%、両方併存するわけですが、源泉徴収税率は一〇%といたします。

したがって、先ほど申しましたように、多くの一般の個人投資の方は、これまでどおり源泉徴収で課税関係が終了する、確定申告の必要はございません。先ほど申し上げましたが、一定の高額の株式譲渡益それから配当を有する高所得者の方には申告していただく必要がある。これはぜひ、申告納税の基本原則を御理解いただきたいと思っております。

いずれにいたしましても、先ほど申しましたように、証券口座の九割はほぼこの限度内ということでございますので、確定申告される方の人数自体もかなり限定されるのではないかと考えております。

○鈴木(元)委員 この問題はこれぐらいにさせていただきますけれども、やはり今、株価が非常に低迷しておるわけですね。そういう中で、政府の軽減税率の原則廃止ということについては、やはり投資家の皆さんの投資行動へ少なからず影響を与える、私はこのように思うんですけども、その辺は政府はどのように考えてみえるのか、御答弁いただきたいと思ひます。

○加藤政府参考人 証券税制の軽減税率は、二〇〇三年度、平成十五年の税制改正において、当時の低迷した市場の状況等にかんがみて、暫定的な市場対策として導入したものでございます。

政府案といたしましては、現在の市場の状況は導入当時と比べれば大幅に改善していることを踏まえ、本年末をもって市場対策を終了して、本来の税率二〇％に戻すものでございますが、あわせて、損益通算範囲を拡大することにより、個人投資家への投資リスクに対する配慮を厚くするとともに、円滑に新制度へ移行するために二年間の特例措置を講じるなど、個人投資家や市場への配慮も行っております。そういった点は御理解いただきたいと思っております。

○鈴木(元)委員 では続いて、いわゆる中小企業関係の税制についてお尋ねをしていきたいと思ひますが、先ほど下条議員からもこの問題は少しありましたが、私は、まさに中小企業というのは我が国の経済の基盤でもありますし、地域経済の柱だ、このように思っています。そして、雇用の大半を支えておるし、将来は我が国を支えていくような大企業に成長する可能性もあるというのがこの中小企業だというふうに通じております。

ところが、国の予算措置で見てみますと、農業関係は百円の税収に対して一万円の予算、これはざつとですけれども、つけられておる。中小企業は百円の収入で五円のいわゆる中小企業対策費が計上されておる、五円しかされていないということと、農業は百円が一万円に化ける、中小企業は百円を出すと五円玉になつて返ってくる、こういう話ですね。倍率でいうとこれは約二千倍なんです。

すね。これが現在の日本の、我が国の中小企業対策の現状だと私は思っております。

そういう中で、今回、中小企業向けの税制改正、支援措置というのをいろいろとお考えになつたわけですが、政府はどういうような考えのもとでこの法案をつくつたのか、まずその辺を聞かせていただきたいと思ひます。

○加藤政府参考人 お答え申し上げます。

中小企業は我が国経済の原動力であり、平成二十年度税制改正においては、中小企業に配慮したさまざまな措置を講じることとしたしております。

例えば、情報基盤強化税制につきましては、中小企業の情報基盤への投資を促進する観点から、中小企業については投資下限額を三百万円から七十万円に大幅に引き下げることにいたしました。また、教育訓練費に係る税額控除制度におきましては、教育訓練費の増加を要件としている現行制度を改組いたしまして、労務費に占める教育訓練費の割合が中小企業の平均的な水準以上の場合に税額控除が可能になるように、使いやすい制度にさせていただきました。

それから、農林水産業と商工業の連携等を図り、地域の活力を引き出す事業活動を行う者の取り組みを支援するための税制上の措置を講ずることとしております。

このほか、直接中小企業に対する税制措置ではございませんが、先ほど来お話ししましたベンチャー税制の一環としてエンジェル、投資の方の優遇も行つて、中小企業の間接的な支援を行っているところでございます。

○鈴木(元)委員 そこで、今もちょっとお話が出てきたんですが、情報基盤強化税制それから研究開発減税、これについて少しお尋ねしていきたいんですが、平成十五年から研究開発減税が行われて、平成十八年からは情報基盤強化税制が行われておるということでございます。いずれも、法人税の租税特別措置法の措置である租特なんですけれども、これらの特別措置による法人税の減収額

はそれぞれ幾らあるのか、そしてまた、その効果についてどのように判断、分析しているのか、御答弁をいただきたいと思ひます。

○加藤政府参考人 お答え申し上げます。

研究開発税制及び情報基盤強化税制の十九年度の減収額、平成ベースでございますが、研究開発税制につきましては六千六十億円、それから情報基盤強化税制につきましては七千十億円程度のそれぞれ減収と見込んでおります。

これらの措置の経済効果につきましては、税制による効果だけを取り出して定量的に議論することは困難であると考えておりますが、その上で、それぞれ効果に関連する指標といたしましては、研究開発につきましては、総務省科学技術研究調査によれば、我が国の企業等の研究費は平成十四年度の十一兆六千億円から平成十八年度には約十三・三兆円に増加。それから、情報基盤強化税制に関連する資料といたしまして、経済産業省の特定サービス産業動態統計調査等からの試算によりますと、企業のIT投資は平成十七年度の二十三・三兆円から平成十八年度には二十四・三兆円に増加していると承っております。

○鈴木(元)委員 いずれにしても、十一兆が十三兆、二十三兆が二十四兆ということで、若干の経済効果が出ていっているという数値を今お示しいただいたわけでありまして、私は、まさに、減税を上回る効果がなければ、この減税をやる必要がないわけでありまして、果たしてこれが減税効果とどういふふうにつながっているのかということ、非常に疑義というか疑問を持っております。もちろん効果がないとは言いませんけれども、その辺はもっとやはりきちつと検証をしていく必要があるというふうに通じています。

それで、ついでに租特で聞いていきたいんですが、これも、このほかにも幾つかありますよね、研究開発減税というのは、特に、非常に大きな租税特別措置なんです。企業、非常に大きな租税効果があるのか。先ほど下条議員もちょっとおっしゃつておつたわけですが、その辺の、下

条さんは通告していなかったからということですが、私は通告をしてあるわけでありまして、企業の規模別にどの程度の効果があるのか。それから減税規模とともにその効果もあわせてひとつ示していただきたい。それがどういふ結果になるのか、非常に私も興味のあるところでありまして、よろしくお願いいたします。

○加藤政府参考人 お答え申し上げます。

先ほど御説明申し上げました研究開発税制による平成十九年度の減収額約六千六十億円のうち、大法人分につきましては五千七百八十億円程度、中小法人分については二百八十億円程度と見込んでおります。

効果として、先ほど御説明した指標を規模別に分解させていただきますと、資本金一億円以上の企業につきましては、研究費ですが、平成十四年度の十一・二兆円から平成十八年度には十二・八兆円に増加、それから資本金一億円未満の中小法人につきましては、平成十四年度の約三千億円から平成十八年度には約五千億円、それぞれ増加しております。

○鈴木(元)委員 もう少しきちつと、本当にこの効果があるのかどうかということをやはり検証していただきたいなというふうに通じています。現在のあれだと、なかなかこの効果が果たしてどれだけあるのかということがはつきりわからない、こんなふうに通じております。

それから、次に、ちよつと資料を今、配つていただいておりますが、これを申し上げておきたいと思ひます。時間も少なくなりました。

国税庁が毎年発行しております国税統計年報を使って、法人の資本金の規模別の法人所得に對する法人税額の割合を試算してみました。つまり、資本金百万円以下の規模の法人の所得金額に對するその階級の法人の納めた法人税額の割合、そういうような形で出してみたのがこの表でございます。

何が言いたいかということなんですけれども、資本金階級別の法人所得金額に對する法人税の割

合、百万円未満から五百万円以上、こういう小さい会社に対しての法人税はほとんどゼロに近いというところであります。それから、一億円以上から百億円以上というところについてはマイナスイ・三というところでございます。こういう形で、要するに、いわゆる研究開発減税の効果が企業に有利に働いて、中小企業には余り働いていないというところがこの表で御理解をいただけるのではないかなというふうに思うわけでありますが、このことについて、やはり中小企業に働く形の税制に変えていかなければ中小企業対策にならないのじゃないかということをお私に思うわけであります。

それから、あわせて、いわゆる租税特別措置の適用を受けている企業名を私は公表すべきではないかというふうに思っておるわけでありますが、この点について御所見をいただきたいと思っております。

○額賀国務大臣 先ほども、大企業と中小企業の問題が話題となったわけでありましたが、研究開発税制については、先ほども述べましたように、大企業に比べて高い税額控除が適用されているわけでございます。中小企業には配慮した形を一応とっているわけでございます。これは、総合的にどういう対応をしていくのか、大企業と中小企業の格差をどういうふうに縮めていくのか、今後とも知恵をかりながら対応していく必要があるというふうに思っております。

それから、個別企業の公表についてなんでありますけれども、租税の適用を受けている企業名の公表は、申告納税制度のもとで税務執行を行っている限り、納税者の信頼と協力を得るという守秘義務もありますので、なかなか企業名の公表は行うことができないというのが我々の立場でございます。

○鈴木(克)委員 企業名を出していただかなければ、私はやはり実態がわかっていかないとこのように思うわけであって、このことはこれから少し議論をさせていただきたい、このように思っております。

いよいよ時間が参りましたので、最後に中小企業と農林漁業者の連携による事業活動の促進に関する法律案についてお伺いをしたいと思います。ですが、いわゆるこの中小農工商連携促進法、どのような農工商の連携を想定しておつくりになったのか、そのところをちよつと説明をいただきたいと思ひます。

○長尾政府参考人 お答えいたします。本法案は、中小企業者と農林漁業者が有機的に連携して、それぞれの経営資源を活用し合つて事業活動を行うといったことを促進することを目的としております。

そういった観点から、中小企業者と農林漁業者が第一次、第二次、第三次という、そういった産業構造の壁を越えて連携する。具体的には、例えばIT技術を活用して農林水産業の生産向上を図るとか、そこから生まれてくる農林水産品を活用して新たな商品の開発とか、観光を含めましたサービスと一体となった販路開拓等に取り組む事業に対して、経産省と農林水産省が一体となつて支援をしていくことを考えております。

○鈴木(克)委員 これで最後にさせていただきます。今言われた最後の問題ですけれども、地域間格差の拡大というのは本当に深刻な問題であります。そういう中で、地域が、特に地方が懸命に生き残つていこうという努力をしておる。そういう中で、やはりこういった法律が実効あるものであるように、現場を見ながら、そして地域の声を聞きながらぜひひとつやつていっていただきたい、このことをお願い申し上げます、私の質問を終わります。

ありがとうございます。

○原田委員長 次に、大口善徳君。

○大口委員 公明党の大口でございます。あと一時間ということでございますけれども、充実した審議をよろしくお願いしたいと思ひます。

私、資料を配付しております。資料一を見ていただきながら御質問させていただきますと思ひます。

まず、道路特定財源につきまして議論をさせていただきます。いただきたいと思ひますが、この道路整備費の財源等特例法改正法、これが今までも何回も出てきているわけでありませう。この第三条の一項ただし書の規定によれば、道路特定財源の一般財源化に関する今回の政府案は、揮発油税それから石油ガス税の全額を道路整備に充てなくてはならないとするこれまでの仕組み、これを改めて、毎年度真に必要な道路整備を見きわめた上で、道路整備に充てなかつた分については、納税者の理解の得られる範囲内で、特定の費用に用途を限定しない一般財源として活用することができるようにしたものと理解しております。その上で、毎年一般財源化した金額については、後年度の道路整備に充てられ、最終的には平成三十年度以降の道路整備に充てられるとの仕組みとなっております。

国会の議論を聞いていますと、この仕組みが果たかも一般財源化の偽装だというような、そういう主張が展開されているわけでございます。なぜこうした仕組みを導入することとしたのか。制度の詳細な仕組みは結構でございますので、これはぜひとも額賀財務大臣に本来の趣旨をわかりやすく説明していただきたいと思ひます。

○額賀国務大臣 今大口委員が御指摘のように、この特例法の改正は、今までは道路整備のみに使われてきたわけでありませうけれども、今度は、真に必要な道路整備を上回る財源については一般財源化を図るといふ、まさに方向転換をしたわけでございます。

この特定財源というのは、もう先ほど御説明がございましたように、受益者負担、道路を利用することによって恩恵を受ける自動車ユーザーに負担をしてもらうという形で、わかりやすい形で負担がなされて道路整備が行われてきたわけでありませうけれども、長い間これが続いていくと、柔軟性に欠けとか硬直性をもたらすとかいう弊害もあるわけでありませう。

これをどういうふうと同時に解決をしていくか

ということでございます。それで、本当に必要な道路整備については、納税者の理解も得られているわけですからきちつと使わせてもらいけれども、その道路整備を上回る部分については一般財源化をして、そして納税者の理解を得られるような範囲でこれも一般財源化の使い道を考えさせていた、だこうという形になって、二つの要請をどういうふうにするか調和を図っていくかということが大事なことでございませう。はつきり言えば、真に必要な道路以外はつくりたくないということでございませう。

そういうことで十年間ずっと続けていくわけでございますけれども、十一年目以降も、これは税収の額によつて毎年の道路整備が決まるという制約はないわけでございますから、そういう制約は一切ないという内容をしつかりと我々は踏まえてこの制度をつくつていきたいというふうに思っております。

いずれにしても、今までの、道路をつくつていく納税者の理解と、それから一般財源化を図つて、きちつとひもつてはけない使い方を考えていくということの二本立ての調和を図つた制度であるということをご理解いただきたいと思います。

○大口委員 納税者の理解を得るという受益者負担の原則ですね、それとやはり財政の硬直化があつてはならない、この二つの要請を三条一項ただし書きで表現をしている、こういうことでございませう。

この資料一をもう少し見ていただきますと、この仕組みをよく見ますと、確かに翌年度以降に計算上道路整備の財源が繰り越されていくことになるわけですね。例えば平成二十年度では、四百二十八億円の差額が生じて、これが翌年度に繰り越されることになるわけですね。

る、それから災害復旧が五百億円生じた場合は、これは決算の段階で実際に計算上繰り越される額というのが生じない、こういうふうにかえられるわけでございます。

しかも、この繰り越された額を、例えば平成二十年度に繰り越されたものが、平成二十一年度はこの繰越額を使わなきゃいけないという規定はないわけでございますので、しっかりと平成二十一年度は二十一年度で、要するに真に必要な道路は何なのかということと査定する、シーリングもありまして、きちつと査定もするというところで、予算の硬直化ということは、縛られないわけですから、ない。要は、毎年の予算編成でしっかりと真に必要な道路整備を見きわめ、そして歳出改革を継続していく、こういうことが大事だと思うわけですね。

そういうことで、繰り越し繰り越しで、この紙の右側を見ていただきますと、平成三十年度以降、点線ではみ出ておるわけでございましてけれども、要するに、これが何年までこの繰り越したものを使わなきゃいけないということではないわけでございます。ただ、こういう一般財源と道路整備の枠との見合いがあつて、これで納税者の理解を得る、こういうことであるというふうに考えておりますが、財務大臣の御見解をお伺いしたいと思ひます。

○額賀国務大臣 委員御指摘のとおり、災害復旧等の道路整備に係る補正予算があれば、これは翌年度以降において道路整備に充てる額から差し引かれることとなります。毎年度の補正予算の額をあらかじめ見込むことは困難な状況であります。

どっちにしても、毎年度の予算編成で真に必要な道路を精査して、これを上回る額は一般財源化をするという仕組みになっているわけでございます。それから、予算編成には何らかの制約を与えるものではないわけでありまして、今後も、真に必要な道路というものをきちんと見きわめていくことが大事だと思つております。

○大口委員 次に、地域間の格差の是正について

お伺いをしたいと思います。

地域間の格差の是正に関しては、本当に昨年大変な議論になりました。それを受けて、今般、平成二十年度税制改正において、地域間の税源の偏在に早急に対応するため、暫定措置として法人事業税の一部を取り出して、二・六兆円を取り出して、新たに国税の地方法人特別税を創設し、その税収を地方法人特別譲与税として都道府県に譲与する仕組みとしたところであります。また、あわせて、歳出面での特別枠として地方再生対策費を創設し、市町村や財政状況の厳しい地域に重点的に配分するなど、地方の財源確保、地域活性化に資するものとなると考えるわけであります。

他方、これらの措置はあくまでも暫定的なものであり、今後、抜本的な税制改革によりまして、地方消費税の充実と地方法人課税のあり方の見直しを含めた、こういう地方税の改革の実現を目指すものと考えております。

今般、議論を進めていくに当たっては、国、特に財務省と地方との間で、地方消費税で対応すべきか、それとも地方法人二税の中の調整を行うべきとの意見、考え方の論争がございました。さらには、東京などの大都市とそれ以外の地方との考え方の違いなどもあつて、難しい問題であることが浮き彫りにされたわけでございます。

私は、今後の議論における基本的な考えとして、地方における偏在は是正を考える場合には、法人関係の税では景気変動されやすく、また最大で六倍にも達するなど地域間の偏在も大きいことから、法人関係の税に過度に依存した財政構造では、住民サービスの現場を担う地方にとつては安定的な財源とはなりがたいのではないかと、むしろ受益と負担の関係性なども考えますと、地方消費税の充実を基本とした大きな制度的な見直しが必要ではないかと、こういうふうに考えるわけでございますが、この点につきまして、財務大臣の御認識、お考えをお伺いしたいと思います。

○額賀国務大臣 今、大口委員から基本的な考え方が述べられましたけれども、私も同意するところ

ろ、多とするところであります。

平成二十年度税制改正要綱では、「消費税を含む税体系の抜本的改革において、地方消費税の充実と地方法人課税のあり方の見直しを含む地方税改革の実現に取り組む」ということになっておりますから、私も、これは暫定的な措置であり、これからはしっかりと税制改革を展開していく必要がある、そういうふうに通じております。

その際、国と地方を相対的に考えると、国の方がやはりどちらかというと厳しい財政状況にあることも紛れのない状況であります。それからもう一つは、社会保障の経費がどんどんウナギ登りで登っていくようなこと、これもまた税制改革の一つの視点にならなければならぬ。そしてまた、今までの流れでは、税制改革をして税源移譲をしたり何かしていけばむしろ地方の格差が広がっていくというのは、これも今御指摘があつたとおりでございますから、そういうことをよく踏まえながら、どういふふうにしらうかというふうに考えてまいりたいというふうに思つております。

○大口委員 この問題は非常に難しい問題でございます。ただ、基本的な考えをいたしましては、やはり地方に安定的な財源を確保するということが非常に大事だ、もちろん社会保障とかいろいろなこと、安定財源は必要でございますけれども、しっかりと議論をしてまいりたいと思ひます。

次に、資料の二、資料の三を見ていききたいと思います。中小企業の税制について私はちよつと議論をしてみたいと思ひます。

中小企業、この資料の二を見ていただいてもわかりますように、企業数の九・七％が中小企業である、それから従業者の数が二千八百九万人というところで七・一％、また製造業の付加価値の額、これは大企業が四十四兆円であるのに対して中小企業は約五十八兆円というところで五・七％である。こういうことで、本当に中小企業はそういう点では我が国の経済を支える屋台骨である、こういう

ふうにかえるわけでございます。

しかしながら、中小企業の開業率というものをみてみたいと思ふんですが、企業数の推移というところを見ていただきますと、中小企業が一九八六年には五百三十三万社あったんですね。それが二〇〇四年には四百三十三万社ということで、この十八年間で百万社、中小企業が減少している、こういうことでございます。

そして、開業率というものを見ましても、一九七〇年代を見ますと、開業率が五・九で、そして廃業率が三・八ということで、廃業率の二倍弱、開業率が高かつたわけでございます。それが一九八〇年代後半に逆転をして、そして今どういう状況かといいますと、一九九〇年代には二・七から三・五と、開業率が上がつてきてはいます。これは政府の努力もあつたと思うんですが、それでも二〇〇四年の廃業率が六・一でありますから、開業率が三・五ということで、倍弱、廃業率の方が高い。

こういうことでありますから、この十八年間で百万社減少したということを、私どもはやはりしっかりとこの現実を認識しなきゃいけない、こういうふうに通じております。

こうした中で、中小企業の元気をどう取り戻すことができるのか。中小企業の生産性を向上させ付加価値を高めて競争力をつけることにより、経済の好循環サイクルを確保していく、そのためには、研究開発税制ですとかあるいは基盤強化の税制が必要でございますし、さらにリスクマネーを初めとする資金の円滑化を支援することが必要である、こういうふうにかえております。中小企業支援税制というのは、この厳しい財政状況の中でも、日本の経済の成長を支える重要な柱、こういうことで、中小企業の経営基盤の強化あるいは成長力底上げを図るため、徐々に拡充整備はされていくわけであります。

平成二十年度の改正におきましても、研究開発税制も、中小企業にも配慮するような仕組みをつくつた。そしてまた、情報基盤強化税制について

は、中小企業に係る投資下限の額の大幅な引き下げ、三百万が七十万。それから、教育訓練費に係る税額控除については、中小企業が利用しやすいように、教育訓練費が増加しなくても控除が可能な制度への改組をする。しかも大企業についてはこの制度は廃止をする。そして、農工商連携を通じた取り組みを支援するための税制、そして二千三百億の中小企業投資促進税制の延長、この措置がとられているわけでございます。

中でも、やはり事業承継税制、これは我が党もかねてより、中小企業の方々の御意見も受けて研究、議論を重ねてまいって、毎回主張してきたわけでございますけれども、これが昨年度の税制改正の議論の中で、与党税制大綱及び政府の平成二十年度税制改正要綱に、二十一年度改正で取引相場のない株式等について相続税の納税猶予制度を創設する旨が規定され、今、国会に別途提出されております中小企業経営承継円滑化法案、この施行日以後の相続にさかのぼって適用されることと決定されているところでございます。

これは、事業主の高齢化あるいは後継者不足などによってやむなく廃業せざるを得ないと考えておられる中小企業の事業主の方々にとって大きな悲願であり、税制改正だけでなく、現在国会に提出している円滑化法においては、民法の特例あるいは金融支援なども含む総合的な支援策を盛り込んで一体としての制度、これが施行されますと、地域経済や雇用、さらには技術の伝承というさまざまな効果が期待される、こういうふうな思いです。

そこで、新しい事業承継税制、これまで課税価格を減額する、こういう方式をとっていたわけですが、事業承継に関する相続税の課税価格の計算の特例ということで、例えば事業用の宅地、これは四百平米まで八〇%価格をカットする、これは昭和五十八年度の創設。あるいは、取引相場のない株式、これは平成十四年度創設されたわけでありまして、一定の中小同族法人の株式等について一〇%カットする。こういうことで、今まで

課税価格を減額する、こういう方式であったわけですが、今回納税猶予方式をとることにした、この理由、これを財務大臣にお伺いしたいと思います。

○額賀国務大臣 今、大口委員が中小企業に対する思いを語っていただきました。そしてまた、これまでの、中小企業をいかに我々が重んじてきたかという経緯についても話していただきました。事業承継税制についてでございますけれども、本年一月に閣議決定した平成二十年度税制改正の要綱において、経済産業省の中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の制定を踏まえまして、平成二十一年度の税制改正において、取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度を制度化するということを決めたわけでございます。

これは、中小企業が雇用の確保や地域経済の活性化などの重要な役割を担っているということでありまして、先ほど大口委員から御説明があったとおりでございます。こういう目的に資する税制としていくために、相続後の事業の継続等を要件として税負担の軽減を行うというものであります。

税負担の軽減のあり方としては、申告時には納税せず、将来、事業継続等の要件を満たさなくなった場合にのみ納税する納税猶予の方式の方が、申告時点で税負担の軽減を確定させる方式よりも適当と考えまして、課税価格の減額ではない納税猶予の方式をとらせていただいたということでございます。

○大口委員 次に、この税制改正は来年度通常国会に提出されるわけですね。そして、早ければ本年十月一日にさかのぼって適用をする、こういう予定になっておるわけですね。

あわせて、その間に、現行制度の相続税の仕組みを、今回、長年とられていた法定相続分課税方式を改めて、相続人ごとに税額を計算する、いわゆる遺産取得課税方式に方向転換をする、こういうことでございます。当初はシャープ勧告によって遺産取得課税方式だった、それが法定相続分課

税方式になった、そして今回また大転換ということとでございます。その理由につきましてお伺いしたいと思います。

○森山副大臣 大口委員御指摘のとおり、現行の課税方式は法定相続分課税方式であります。そういたしますと、住居や事業用の資産の課税評価を減額する特例の適用がある場合におきましては、その趣旨から本来外れる居住用や事業用の資産を相続しなかつた相続人にも相続税が減少する仕組みになっております。こうした点につきまして、制度の趣旨や課税の公平性の面からも問題が指摘をされているところであります。

今回の抜本的な見直しにあわせまして、相続税の課税方式につきましても、相続人ごとに税額を計算し、事業用資産を相続する者のみに軽減効果が生じ、事業用資産を相続しない者に軽減効果が生じることになったと理解をしております。

○大口委員 今までも政府税調等でも議論をされてきて、これを機会に方向転換していきましょう、こういうことだと思っております。

それで、この事業承継における相続税の猶予制度について、平成二十一年度の税制改正で創設する、こういうことが閣議決定されたわけでありまして、けれども、我が党も、今回提出されております中小企業における経営承継円滑化法案の附則第二条に「政府は、平成二十年度中に、中小企業における代表者の死亡等起因する経営の承継に伴い、その事業活動の継続に支障が生ずることを防止するため、相続税の課税について必要な措置を講ずるものとする。こういう条項を入れさせていだいて、閣議決定とともに法案の中にもこれを担保させていただいたわけでございます。

事業承継税制の創設に当たっては、遡及適用するということもありませんので、納税者の混乱を招かないように十分配慮しなければならぬと思っております。そして、確実にこの制度を創設することについて大臣の御決意と、そしてどう配慮していけるのかについて、お伺いしたいと思います。

ます。

○額賀国務大臣 大口委員のおっしゃるとおり、事業承継税制は平成二十一年度の税制改正で、先ほども申し上げましたが、取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度を設けるということにしているわけでございます。

財務省といたしましても、中小企業の事業承継の円滑化は極めて重要だというふうに認識しております。この事業承継税制の抜本見直しを平成二十一年度に確実に実現し、なおかつ経営承継円滑化法の施行日に遡及して適用する点にも配慮をして、きちんと十分な準備を進めてまいりたいというふうに思っております。

○大口委員 あと、もう時間も少なくなってきました。証券税制については、今般の改正によって個人の投資家が投資しやすい環境を整備し、利子、配当、株式譲渡益といった金融所得に対する税制上の中立性を確保する観点から、上場株式等の譲渡益及び配当に対する軽減税率を平成二十年末をもって廃止し、そして二〇%とするともに、損益通算の仕組みを拡大することとしたわけですね。

また、新制度移行のための市場への配慮として、平成二十一年、二十二年の二年間は特例措置を設けて、五百万以下の譲渡益及び百万以下の配当について、一〇%税率を適用することとしたわけでございます。

最近、サブプライムローンに発して株価が低迷をしているわけですね。そういう中でこういう改正をしていくわけでございますけれども、株式市場に参加する方が、税率が低いにこしたことはないと思うんですが、一〇%を二〇%にするということとが株式市場にどういった影響を与えるのか、因果関係の問題、バブル当時の高い株価のときは二〇%であったわけでございますけれども、その点についての財務大臣の考えをお伺いしたいと思います。

○額賀国務大臣 これはもう委員も御承知のとおり、この証券税制の軽減税率を採用したときは非

常に株価が低迷をしていた平成十五年度のこととございました。暫定的な市場対策として導入したわけでございます。

最近、おっしゃるような市場の不安が新たに米国のサブプライム問題をきっかけに出てきてはおるんですけども、現在の景気や市場の状況というのは、平成十五年当時と比べれば大幅に改善をしているものでありまして、この際、暫定的な市場対策を終わらして、もとに戻したいということとでございます。

と同時に、損益通算範囲を拡大したり、個人投資家の投資リスクに対する配慮もしておりますので、円滑に新制度へ移行していくような特例措置もつくってありますから、ぜひこれがスムーズに実行されていくことを期待しているところであります。

○大口委員 金融関係の税制に関しましては、預貯金の利子は二〇%のまま、他方で株式が一〇%であるということとは不公平ではないか、こういう認識を持つておるわけでありまして。私は、譲渡益、配当に係る税制はできる限り公平で中立なものとする、すなわち利子も含めて税率をそろえる、他方、損益通算の範囲を拡大する、そういう中で金融所得全体の中で公平性を確保していくということが必要である、それとともに直接投資への流れをしっかりとっていくということが大事である、こういうふうにご考えておる次第でございます。

時間が参りましたので、以上で質問を終わらせていただきます。きょうは本場にありがとうございました。

○田中(和)委員長代理 次に、原田憲治君。

○原田(憲)委員 自由民主党の原田憲治でございます。

本日最後の質問となりました。私は、財政の健全化、このことについて何点か質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

我が国の財政状況は、国、地方の借金が総額八

百兆円近くとなっております。国全体のGDPの一・五倍近くに達するなど、主要先進国で最悪の状態にあります。今後、高齢化に伴い、年金、医療等の社会保障に要する経費が年々増大する中で、財政健全化は我が国経済にとっても喫緊の課題であります。

そこで、政府・与党として、骨太二〇〇六において、平成二十三年の国、地方のプライマリーバランスの黒字化を目標として決定し、各経費の歳出削減目標を定め、それに基づいて、平成十九年度予算、続いて今回の平成二十年度予算をつくったところであります。

戦後、複数年度にわたる各経費の具体的な歳出削減目標を定め、それを二年目においても達成したのは初めてであり、内外に財政健全化に取り組む姿勢を示すことができたのではないかと思います。

しかし、先月の内閣府試算によれば、平成二十三年の黒字化に向けた道のりは決して楽観できない状況であります。十四・三兆円の最大の歳出削減を行い、かつ高成長を実現するケースでも、平成二十三年のプライマリーバランスはGDP比マイナス〇・一%程度と、黒字化の達成が困難となっております。

これまで、国民に累次にわたりお示してきた平成二十三年のプライマリーバランスの黒字化の実現が必要なのは変わりありませんが、どのように達成していくのか、改めて大臣の見解をお伺いいたします。

○額賀国務大臣 原田先生の御指摘はまことに真つ当なことでございます。私も、経済成長をきちんとしていこう、そして、国の目標として財政再建を必ずし遂げなければならないということだと思っております。その財政再建の一里塚として、二〇一一年にプライマリーバランスを黒字化させるスタートをするということでございます。

内閣府の試算によると、確かにマイナス〇・一%という数字が出ておりますから、これは極め

て楽観視できない状況であることは事実であります。しかし我々は、二〇〇六の基本方針をきちんとし、歳出削減を図り、そして経済成長の流れもつくり、そういう中でしっかりと財政再建、プライマリーバランスの達成を目指さなければならぬというふうにご考えております。

これから、おっしゃるような、御指摘があったように、社会保障の経費がどんどんふえていくと、さまざまな増因、要因がありますが、では、将来に、我々の子孫に負担を残しておいていいのか、世代送りをしているのかということを考えるか、我々の時代にきっちりしておくことが必要であると思っております。我々は、歳出削減を図り、無駄を省き、経済成長を活性化させ、と同時に、消費税を含めた税体系の抜本的な改革をしながら、このプライマリーバランスの達成に向けて前進していかなければならないというふうにご考えております。

○原田(憲)委員 ありがとうございます。

国民が将来に希望と安心を抱けるよう、財政健全化に徹底して取り組む必要があると思っております。五十兆円余りの収支均衡を達成するのは、私は不可能だと思っております。財政健全化は、一步一步地道に進めていかなければならないものである、こう考えております。

民主党さんは、公共事業などの無駄の排除やいわゆる埋蔵金の活用によって一気に解決できるのかのように主張されておられますけれども、本当に実現可能な方策なのか、私はよく考えてみる必要があると考えております。

いわゆる埋蔵金についてまず指摘されるのは、塩川元財務大臣が、母屋でおかゆをすすつておるのに、離れで焼きを食べておる、こう申された例え、批判をされておる特別会計ですね。この特別会計については、歳出総額で四百兆円近く、歳出純計で見ても二百兆円近くの規模があり、一割無駄をカットするだけで数十兆円の財源が生まれてくるという指摘を時折聞かれますところでありま

す。

しかし、特別会計の歳出純計の大半は借金の返済、年金、医療等の給付、地方交付税交付金などであり、カットして財源として当てにできるようなものはありません。したがって、特別会計の見直しといった場合に、正味の歳出は、これらを取り除いた十兆円余りの社会保障や公共事業などの事務事業に係る経費と考えてよいのではございませんか。また、この部分についても見直しを重ねてきているとお伺いしておりますけれども、特別会計の歳出の構造と見直しの取り組みについて説明をお願いいたします。

○木下政府参考人 お答えいたします。

特別会計の歳出構造でございますが、平成二十年度予算における特別会計の歳出総額は三百六十八兆円、このうち、特別会計間の資金の入り繰りなどの重複分を除いたものが百七十八兆円、ここからさらに国債償還費、利払い費八十八・六兆といたした、特別会計改革とは別途議論すべきものを除きました、いわゆる事務事業に係る歳出が十一・二兆円ということになります。

御指摘がありますように、この十一・二兆円について無駄遣いの排除の観点から改革に取り組んでおまして、平成十五年度におきましては、これに見合う金額が十四・九兆円ございました。これを五年間で、約四分の一に当たる三・七兆円の削減を実施してきたことになるわけでございます。

今後とも、特別会計の歳出の一層の効率化、合理化に努めてまいらなければならないと考えております。

○原田(憲)委員 特別会計には二百兆円近い積立金があります。これを取り崩せば財源になるとの議論もあるわけでありまして、実際には、この積立金の大半は将来の年金の支払いの準備金であり、現在、財源としては使えない、私はこう思います。

また、この積立金の中には外為特会、財政融資特会の積立金も含まれておりますが、これらは

金利や為替の変動による損失に備えて積み立てられているものであり、これらをさまざまな政策経費の財源として当てるに議論には疑問を禁じ得ないのではありません。

外為特会、財政投融资特会それぞれについて、わかりやすく御説明をお願い申し上げます。

○森山副大臣 お答え申し上げます。

外為特会の積み立てにつきましては、今、原田委員御指摘のとおり、円高による外貨資産の評価損を補うことを目的としております。現時点では積立金が十七兆五千億円あるわけでございますけれども、最近の円高で外貨資産の評価損は約十三兆円となっております。いわば正味の積立金は四、五兆程度まで減少してきております。

このように、保有外貨資産の評価損は大きく為替によって変動するものでありますので、外為特会の健全性を堅持する観点から、積立金を取り崩すということは困難であるというふうに考えております。

ただいま申し上げましたのはレートが百七円の計算でございますので、仮に一ドル百一円になったと仮定をいたしますと、一円円高で七千億から九千億円の評価損が発生するわけでございますので、積立金はゼロになってしまうというのが現状でございます。

また、財投の特会の金利変動準備金についてでございますけれども、今回、金利変動準備金のうち九兆八千億円を国債整理基金へ繰り入れたところでございます。なぜそれができたかということでございますが、平成十九年度でかなり大きな変化があったということであろうと思います。その変化とは、金利変動リスクが減少したという変化であったと思っております。

御承知のとおり、平成十三年度に財投改革を行いました。郵貯、年金の預託を廃止してきたところでございますが、平成十九年度で預託の払い戻しが完了したことで、金利変動リスクが減少してきたということが一つあります。もう一つは、長期の財投債を発行できるようになりましたので、

その中でも金利変動リスクが減少してきたというところだと思っております。

このようなことを踏まえまして、今までは千分の百としておりました準備率を、どの程度が一番いいのかという議論をずっと重ねてきたところでありますけれども、今回、千分の五十というふうな法令改正をさせていただきまして、今回、九兆八千億円を国債の整理基金へ繰り入れることができたということでございます。

ただ、一定の金利変動準備金というものはどうしても必要でございますので、今、適正な準備金を持つていないのではないかというふうに考えているところでございます。

以上であります。

○原田憲委員 また、最近、国会議論の中には、特別会計、独立行政法人、さらには、純粋に民間出資の部分が大きい公益法人まで含めて、これらのバランスシートの資産・負債の帳じりだけをとらえて、百兆円近い資産超過になっているとして、ここに財源があるかのような指摘も見られるわけでありまして。

しかし、特別会計について資産・負債差額だけをとり、例えば、国有林やダムといった売却困難な固定資産まで含まれてしまい、財源を当てにするのは到底困難なものであります。

このように、特別会計をあたかも打ち出の小づちのように言う議論は、結果として国民の期待を裏切ることになるおそれがあると私は思います。当然、特別会計で余剰が生じれば、毎年度一般会計に繰り入れて、新規施策や過去の借金の返済に充てるべきであります。また、これまでも取り組んできているとは思いますが、各特別会計の収支の中身、資産・負債の中身を国民に対してオープンなものにしなければなりません。

ここ数年のいわゆる特別会計改革はこうした取り組みを進めるものと考えておりますが、その内容について、国民に対してよりわかりやすい説明をお願いいたします。

○木下政府参考人 お答えいたします。

特別会計改革の取り組みの概要ということでございまして、昨年、特別会計に関する法律というものを提出いたしました。昨年の三月に成立させていただきました。

中身は、例えば第一に、特別会計の統廃合によりまして、平成十八年度時点で三十一ありました会計を二十三年度までに十七に縮減する、第二に、剰余金の一般会計への繰り入れのルールを定めるなど、一般会計と異なる取り扱いの整理をした、三番目に、特別会計に係る情報開示の定めなどを行っております。

そして、この法律に基づきまして、具体的には、平成二十年度においては五つの特別会計の剰余金等約一・九兆円を一般会計へ繰り入れるといったような措置を講じております。

また、特別会計の情報公開につきましても、各特別会計所管省庁において、平成十一年度決算分から、各特別会計のフロー及びストックの財務状況を開示する特別会計財務書類というものを作成、公表して、国民に対する説明責任を果たすべく取り組んでおるところでございます。

○原田憲委員 次に、特別会計と並んで見直し議論が盛んに行われております独立行政法人についてお尋ねをいたします。

そもそも、独立行政法人が行っている業務は国の政策実現そのものであり、例えば、日本学生支援機構が行う奨学金業務、日本学術振興会が行っている科学技術への支援など、国民生活や経済成長に欠かせない業務を行っている法人が多いのであります。

こうした独立行政法人に対する三・六兆円の財政支出を大幅カットすることにより財源を捻出すべきとの議論がありますが、こうした議論に対する考え方を教えてください。

○森山副大臣 お答え申し上げます。

独立行政法人向けの財政支出につきましては、必要なサービスは確保しつつ、無駄を徹底して排除するとの観点から、厳しく精査すべきであるというところは当然のことです。他方、各種独

法は政策目的を実現するために設置をされているわけでございますから、真に必要な経費は措置していくという考え方がまた大事であると思えます。

具体的には、今、原田議員お触れいただきましたけれども、成長の源となる科学技術の振興のために、日本学術振興会等に対して九千億円、低利、無利子の奨学金を給付するため、日本学生支援機構に対して二千億円、発展途上国へのODA供与のため、国際協力機構に対して三千億円等、三兆六千億円の財政支出が行われております。

これを大幅に削減すれば国民生活や社会経済に大きな影響が及ぶおそれがあり、財源捻出としての効果は限定的にとらえられるのではないかとこのように考えております。

いずれにいたしましても、整理合理化計画を着実に実施いたしまして、無駄を徹底して排除すべく努力は続けてまいりたいと考えております。

以上であります。

○原田憲委員 また、独立行政法人については、特会同様に、バランスシート上、十六・七兆円の資産超過になっているとの指摘があります。これについても、高速道路や鉄道施設など売却困難な固定資産が含まれております。

このような見せかけの数字で議論するのではなくて、独立行政法人の一つ一つについて丁寧に事業の見直しを行い、独立行政法人に対する財政支出のスリム化に努めることとともに、不要となった資産を適切に処分することで財政貢献を行っていくことが大切だと思いますが、財務大臣の見解をお尋ねいたします。

○額賀国務大臣 原田委員がおっしゃるとおり、独立行政法人についての改革が今スタートしております。今必要なサービスは確保しながら、無駄を徹底的に排除するという観点から事務事業を徹底的に見直した上で、昨年末に整理合理化計画を決定したわけでございます。徹底的に見直していくという形で閣議決定をしたわけでござい

二十年度の独立行政法人向け予算においても、科学技術振興予算は将来の日本の成長を裏づけるものでありますから増額はしてありますけれども、公共事業とか社会保障とか労働保険については一〇%以上削減をしております、全体としては、対前年度比マイナス千五百六十九億円、マイナス四・二%の削減となっておりますわけであります。

また、事務事業の見直しに応じまして不要となった独立行政法人の土地建物についても、きちりとこれは処分をして国庫に納付したらどうだということ、当面、六千億円超を処分した上で国庫納付するということが定められておりまして、準備を進めているところでございます。

今後、二十一年度以降におきましても、この整理合理化計画をきちつと進めていくことで努力をしていきたいというふうに思っております。

○原田(憲)委員 埋蔵金探しあるいは宝探し、このような議論に振り回されることなく、こつこつと無駄を排除して、国民の理解を得ながら、国民に真に必要な歳出は確保しながら歳出総額を可能な限り抑えていくべきだ、私はこう思います。

額賀財務大臣に、改めて財政健全化への決意をお伺いいたします。

○額賀国務大臣 おっしゃるとおり、ことしの予算編成に当たりましても、歳出改革を行い、無駄を省きというのが徹底的な我々の基本方針でございます。今後も、基本方針二〇〇六に基づいて徹底的に歳入歳入を図り、そして財政再建を果たしていかなければならないというふうに思っております。

また、原田委員が問題提起をいたしました特別会計とか独立行政法人とか公益法人、そういうところにもきちつと目配りをして注意の目を向けて、随意契約の競争だとか予算執行調査を反映させるとか、しっかりと取り組んでまいりたいというふうに思っております。

その上で、冒頭に原田委員が指摘してくれましたように、二〇一一年度のプライマリーバラン

スをきちつと達成するように、全力投球をしてまいりたいというふうに思っております。

○原田(憲)委員 今、額賀財務大臣から決意のほどをしっかりと御答弁をいただきました、国民の視点でこれからも財政健全化に向けてしっかりと取り組んでいただくということを私からもお願いを申し上げます、質問を終えたいと思います。

ありがとうございます。

(田中(和)委員長代理退席、委員長着席)

○原田委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時三十分散会

平成二十年三月十一日印刷

平成二十年三月十二日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

B